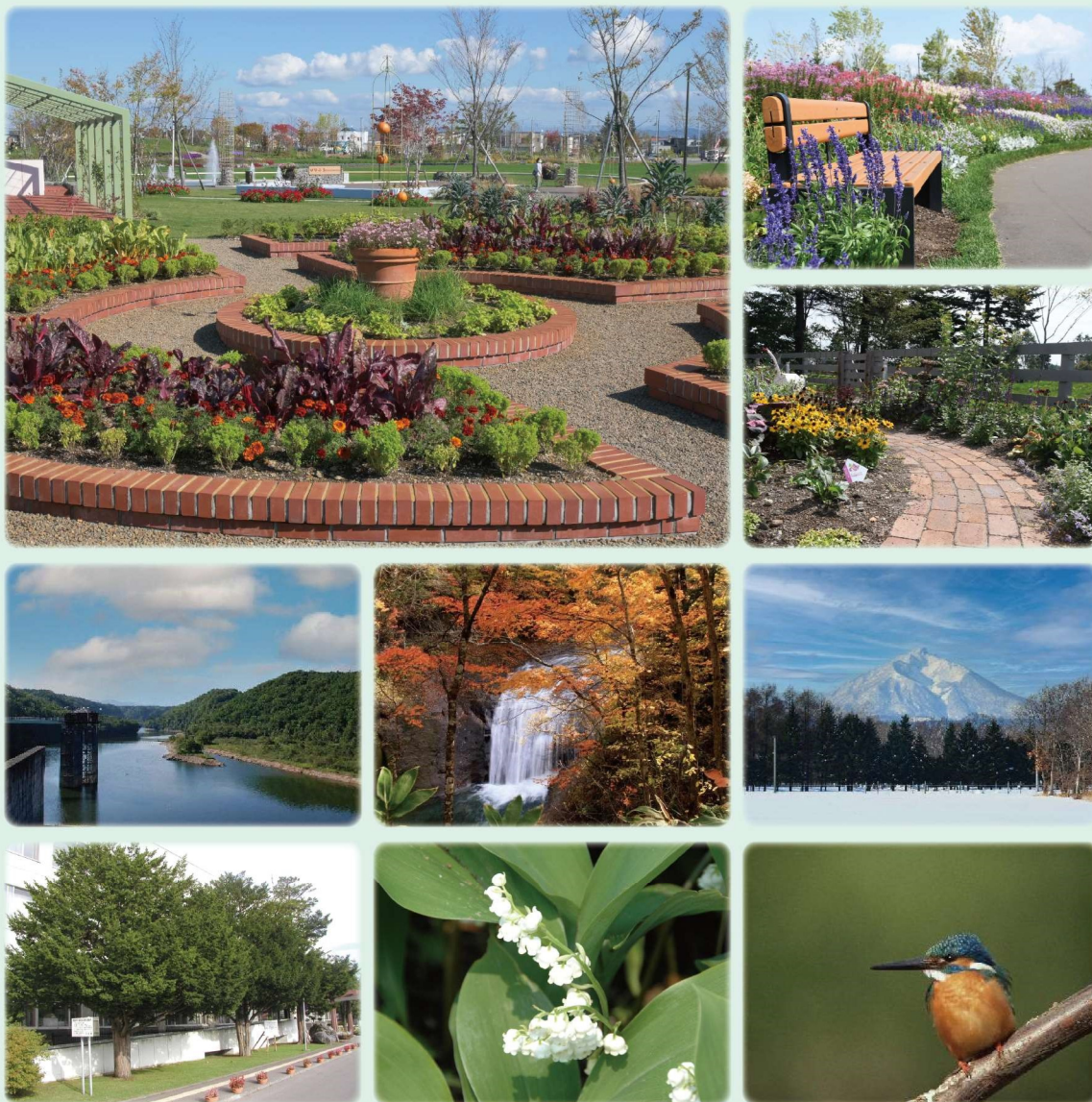


# 第3次恵庭市環境基本計画

(兼地球温暖化対策実行計画区域施策編)



恵まれた自然と共に、  
安心して暮らし続けられるまち



恵庭市

令和4年6月



## < はじめに >

---

恵庭市は、緑豊かな森林地帯から、ここを源とした清流漁川を中心として河川が市街地を流れ、まちは水と緑豊かな自然環境に恵まれています。また、道央圏の中央に位置し社会的条件に恵まれ、高度に複合化した先進的な都市づくりが進められ、私たちの生活は大変便利なものとなりました。

しかし、現在、世界人口の増加や新興国の社会経済が発展する中で、廃棄物の増大、生物多様性の損失、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定の合意、国連サミットでの SDGs の採択など、国際的にも環境への関心は高まっています。

さらには、道内でも平成 30（2018）年 9 月 6 日の北海道胆振東部地震の発生とその後の停電といった電力の安定供給等についての課題が生じるとともに、令和 3（2021）年 10 月には国においてエネルギー基本計画の改定により脱炭素の動きが加速していることから、大量に資源やエネルギーを消費する今日の社会のあり方や私たちのライフスタイルを見つめ直す必要があります。

本市においては、恵庭市環境基本条例の理念に基づいて、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める「恵庭市環境基本計画」について、平成 13（2001）年 3 月に第 1 次計画を策定、平成 24（2012）年 4 月に第 2 次計画を策定し、国に準じた施策や独自で策定した取組を行い、市民・事業者・北海道などと協力・連携しつつ、総合的に推進してまいりました。

実施した取組は、その状況について恵庭市の環境白書である「恵庭市の環境」により毎年公表し、地球温暖化対策については恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）において進捗状況を取りまとめるほか、ごみに関する循環型社会の形成など、環境行政は一定の進展が見られたところであります。

しかしながら、環境政策には、多くの役割や他の政策分野との連携が求められている現状を踏まえ、これまでの計画を見直し、このたび、第 3 次となります計画を策定したところであります。

第 3 次環境基本計画では、今日の環境に関する状況・課題を幅広く的確に把握し、長期的な視野に立って本市の環境施策の方向性を提示しており、脱炭素についても本計画をもとに、市民・事業者・市が一丸となって、各種施策や取組を着実に推進する所存であります。

最後となりましたが、この計画の策定に当たり、様々なご意見をお寄せいただいた市民の皆さん、さらに熱心なご審議をいただきました恵庭市環境審議会委員の方々に心からお礼申し上げます。



令和 4 年 6 月

恵庭市長 原 田 裕





# 目次

<b>第1章 計画見直しの考え方</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の経緯 .....	2
1-2 現状の環境における社会動向 .....	3
1-3 計画策定の内容 .....	8
1-4 計画の位置づけ .....	9
1-5 計画の枠組み .....	10
<b>第2章 恵庭市の概要</b> .....	<b>11</b>
<b>第3章 望ましい環境像と基本目標</b> .....	<b>16</b>
3-1 望ましい環境像 .....	17
3-2 基本目標と施策体系 .....	18
<b>第4章 環境施策の展開</b> .....	<b>19</b>
4-1 自然環境 .....	20
4-1-1 自然環境の保全と活用 .....	20
4-1-2 生物多様性の保全と外来生物への対策 .....	25
4-2 生活環境 .....	31
4-2-1 安心して暮らせる生活環境の維持 .....	31
4-2-2 潤いのある生活環境の創造 .....	35
4-3 地球環境 .....	44
4-3-1 地球温暖化の緩和策の推進 .....	44
4-3-2 地球温暖化の適応策の推進 .....	51
4-3-3 地球環境保全対策の推進 .....	58
4-3-4 循環型社会の形成 .....	59
4-4 協働（情報提供・担い手づくり） .....	70
4-4-1 環境に関する情報の充実 .....	70
4-4-2 環境学習の推進 .....	73
4-4-3 協働体制づくりの推進 .....	75
<b>第5章 計画の進捗体制と進捗管理</b> .....	<b>82</b>
5-1 推進体制 .....	83
5-2 進捗管理 .....	84

# 第 1 章 計画見直しの考え方

## 1-1 計画策定の経緯

恵庭市では、人と自然とが共生できる社会をつくり上げていくために、平成9（1997）年12月に「恵庭市環境基本条例」を制定し、環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、市の責務などを定めました。

この「恵庭市環境基本条例」に掲げる基本理念に基づき、将来に向けて恵庭市の環境に関する施策を統合的、計画的に推進し、よりよい環境を次世代に引き継いでいくため、平成13（2001）年3月に「恵庭市環境基本計画」を、平成24（2012）年4月に「第2次恵庭市環境基本計画」を策定し、環境に関する各種施策を進めてきました。その結果、計画策定時に設定した25個の成果指標のうち、19個で目標を達成するなど、良好な成果を上げることができました。一方で、外来種対策やさらなるごみの減量・資源化など地域の環境問題や、エネルギーや海洋プラスチックごみに代表される地球規模の環境問題など、様々な環境問題を抱えている状況と言えます。

特に、喫緊の対策が必要な環境問題として、地球温暖化問題が提起されるようになり、恵庭市でも、地球温暖化問題を重視し、恵庭市全体で地球温暖化対策を進めるために、「恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成28（2016）年6月に策定し、取り組みを進めてきました。

これら、「第2次恵庭市環境基本計画」と「恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の計画期間が満了に近づき、見直しの時期となったため、施策の達成状況を確認するとともに、「気候変動への適応」や「マイクロプラスチックの適正処理」などの新たな環境課題に対して適切に対応していくため、昨今の環境状況の変化を踏まえた「第3次恵庭市環境基本計画」を策定することとします。

なお、「恵庭市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、より効率的・効果的に地球温暖化対策を推進するため、「第3次恵庭市環境基本計画」と一体化することとしました。

### 恵庭市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第8条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ恵庭市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 1-2 現状の環境における社会動向

### (1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」です。

社会・経済・環境の3つの側面から捉えられる17のゴール・169のターゲットを統合的に解決し、持続可能なより良い未来を築くことを目指すための世界共通の目標となります。本計画では、このSDGsの考え方も活用して様々な環境施策の推進を図ります。

また、この17のゴールは、それぞれの特徴から「People (人)」、「Prosperity (繁栄)」、「Planet (地球)」、「Peace (平和)」、「Partnership (連携)」の5つのキーワードに分類できます。これらは、それぞれの頭文字を取って「5つのP」と呼ばれています。

本計画では、各施策における市・市民・事業者の取組や計画の指標とSDGsのゴールとの関連性を明確にすることで、環境の側面からSDGsの実現に貢献できるよう、取組を推進していきます。



図 1 : SDGsの「17のゴール」と「5つのP」の関連イメージ

出典：国際連合広報センター



<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標 1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標 10【不平等】</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標 2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標 11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標 3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標 12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>目標 4【教育】</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>目標 13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標 5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標 14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>目標 6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p><b>目標 15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>目標 7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標 16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標 8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標 17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

図 2：SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センター

## (2) 地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、国の「第五次環境基本計画」で提唱された考えで、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決に向けて「地域でのSDGs（ローカルSDGs）」の実践を目指すための構想です。

各地域が地域資源を最大限に活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、例えば都市と農村のように、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことで地域の活力が最大限に発揮されることを目指しています。



図 3：地域循環共生圏の概念と目指す取り組みのイメージ

出典：令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

### (3) 脱炭素社会の実現

近年、地球温暖化の影響は無視できないものとなっており、猛暑の増加や集中豪雨の発生など、気候変動に伴う異常気象も頻発しています。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の「第6次評価報告書（令和3（2021）年8月公表）」においても、人間の影響により温暖化が進んでいることが断定されており、地球温暖化による悪影響を抑えるために、早急な脱炭素の取り組みが必要な状況です。

このような世界情勢を踏まえ、国は地球温暖化対策のための脱炭素に力を入れており、「令和12（2030）年までに温室効果ガス排出を46%削減（平成25（2013）年度比）」、「令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目標に掲げています。

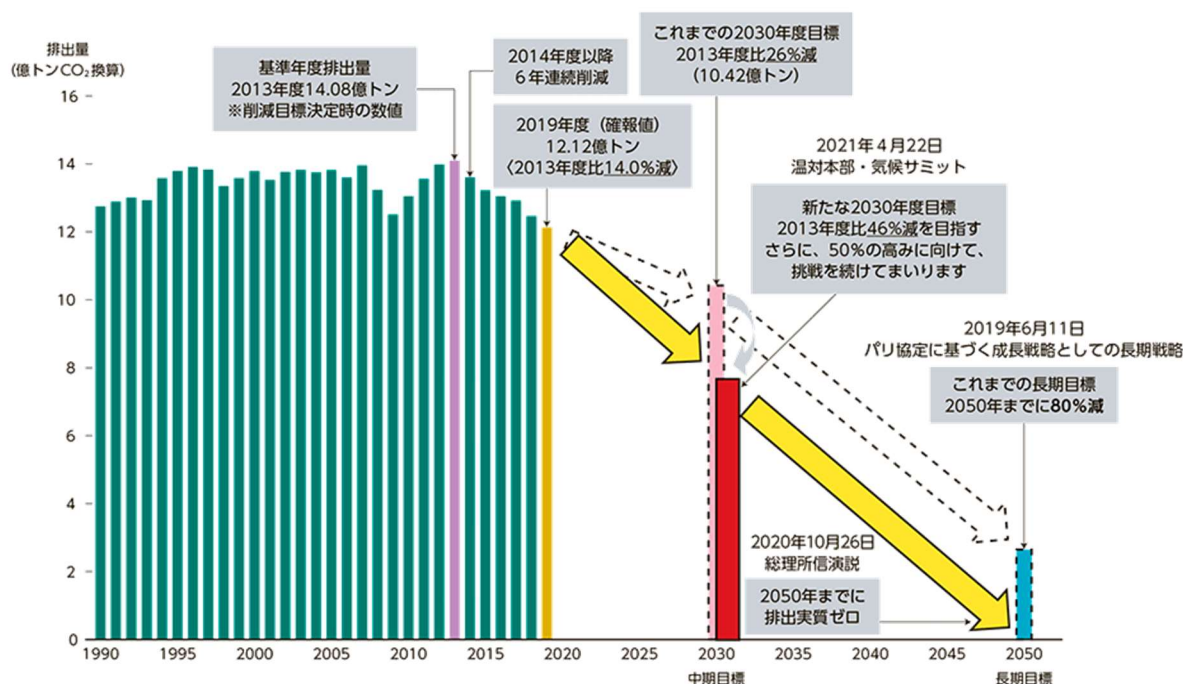


図4：国の温室効果ガス排出量の状況と今後の排出量目標のイメージ

出典：令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

### (4) 気候変動への適応（適応策）

地球温暖化を緩和するために脱炭素の取り組みが進められていますが、どれだけ対策を進めても気温上昇は止められないことが予測されており、地球温暖化は避けられない状況となっています。

そのため国は、気候変動による様々な悪影響の被害を最小限に抑えるため、2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」を施行しました。また、それに先立つ形で、法施行前の2018（平成30）年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定するなど、気候変動への「適応策」の推進に注力しています。

この「適応策」は、1998（平成10）年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で進められている「脱炭素」と併せて、地球温暖化対策の両輪として位置づけられています。



## (5) Eco-DRR

Eco-DRR (Ecosystem-based disaster risk reduction) は、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するグリーンインフラの一種で、防災・減災を目的に整備されるものです。

例えば、森林による土砂災害の軽減、再生した湿地などを活用した洪水緩和、防風林・防砂林などによる災害の低減など、日本では古くから活用されてきた手法でもあります。

自然資源を活用することは、生物多様性の保全や木材などの産業利用に繋がるなど、様々な付加価値が発生するため、現在世界的に注目を集めています。

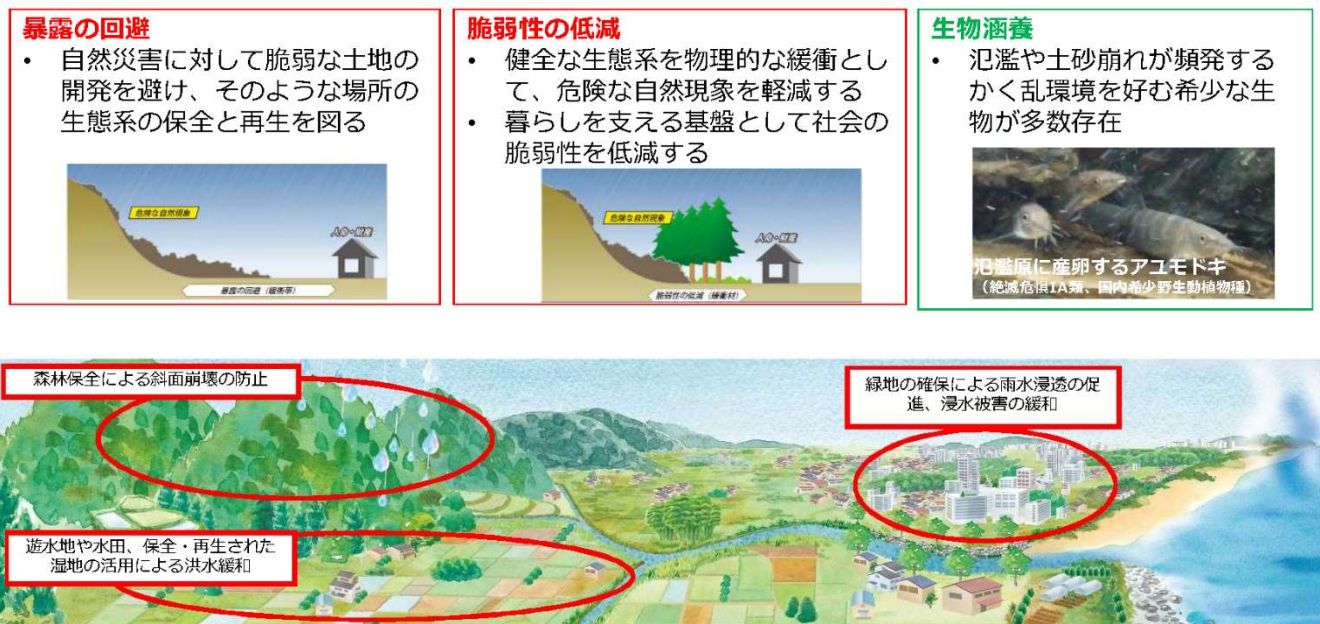


図 5：Eco-DRR のイメージ

出典：生態系を活用した防災・減災に関する考え方（環境省）



## 1-3 計画策定の内容

環境基本計画ではこれまで主に、森林・水辺・生物多様性などの「自然環境」、公害などの「生活環境」、地球温暖化・エネルギーなどの「地球環境」、廃棄物の適正処理などの「循環」、環境教育などの「協働」といった内容の記載が求められてきていました。

しかし近年、自然環境資源の有効活用、低炭素で健康な住まい、気候変動の影響への適応、食品ロス対策など、様々な課題が新たに浮上し、今後対応していくべき内容として挙げられてきています。

本計画では、これらの社会情勢や第2次恵庭市環境基本計画での位置づけ状況を踏まえ、新たに位置づけが必要とされている内容に対応する形で計画を策定します。

環境基本計画で位置づけられる主な分野	第2次計画での位置づけ	第3次計画での位置づけ	国の環境基本計画での位置づけ	
自然環境	●水辺環境の保全・再生	○	継続	重点戦略② (1)
	●森林や里山の保全・再生	○	継続	重点戦略② (1)
	●農地の保全	×	新規に位置づけ	
	● <b>自然環境資源の有効活用</b>	×	<b>新規に位置づけ</b>	重点戦略③ (2)
	●生物多様性の保全	○	継続	重点戦略② (1)
	●有害鳥獣等への対策	○	継続	
生活環境	●大気環境の保全	○	継続	
	●水環境の保全	○	継続	重点戦略④ (3)
	●土壌・地盤の保全	○	継続	
	●騒音・振動の防止	○	継続	
	●悪臭の防止	○	継続	
	●有害化学物質対策の推進	○	継続	重点戦略④ (3)
	●景観、まちの潤いの保全及び形成	○	継続	
	● <b>健康で質の高い生活環境・ライフスタイルの変革</b>	○	<b>継続</b>	重点戦略④ (1)
	・低炭素で健康な住まい	×	<b>新規に位置づけ</b>	
・徒歩・自転車利用の推進	○	継続		
・地方移住、二地域居住の促進	×	<b>新規に位置づけ</b>	重点戦略④ (2)	
地球環境	●地球温暖化防止対策	○	継続	
	●気候変動対策	○	継続	重点戦略② (3)
	・ <b>気候変動の影響への適応</b>	×	<b>新規に位置づけ</b>	
	●その他の地球環境	○	継続	
	●省エネルギーの推進	○	継続	重点戦略① (2)
	●再生可能エネルギーの活用	○	継続	重点戦略① (2)
●次世代エネルギーの活用	○	継続	重点戦略① (2)	
循環	●3Rの推進	○	継続	
	・ <b>食品ロス対策</b>	×	<b>新規に位置づけ</b>	
	・ごみの発生回避 (リフーズ = Refuse)	×	<b>新規に位置づけ</b>	
	●廃棄物の適正処理	○	継続	重点戦略④ (3)
	・ <b>プラスチックの適正処理・3R等</b>	×	<b>新規に位置づけ</b>	
●環境負荷に優しい製品などの調達	○	継続		
● <b>ストックの維持管理・有効活用</b>	×	<b>新規に位置づけ</b>	重点戦略② (2)	
協働	●環境教育、情報	○	継続	
	●環境技術、経済システム	×	<b>新規に位置づけ</b>	
	●環境保全の体制構築	○	継続	
	● <b>広域的ネットワークの構築 (都市と農村の連携)</b>	○	<b>継続</b>	重点戦略③ (3)

※黒字：これまで位置づけられてきた分野 赤字：新たに位置づけが求められている分野

図 6：環境基本計画で位置づけられる主な内容

## 1-4 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの基本的方向を示した「第5期恵庭市総合計画」を環境面から推進するための計画であるとともに、「恵庭市環境基本条例」に基づき、環境施策を総合的・計画的に推進するためのものです。

令和3（2021）年3月に策定した「第5期恵庭市総合計画-後期基本計画」では、まちづくりの視点の一つに「次世代へつなぐ自然環境」が掲げられているほか、目標として「恵まれた土地を生かした農林業」、「水と縁豊かな生活空間づくり」、「安定した水供給と持続的な下水処理」、「ごみの減量と適正な処理」、「次世代へつなげる環境」などを挙げており、様々な環境施策を推進しています。

また、令和2（2020）年3月に策定した「第2期恵庭市総合戦略」では、基本目標の一つに「恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり」を掲げており、「地域資源活用観光振興」や「地域エネルギー有効活用」など、地域の環境資源の有効活用を推進しています。

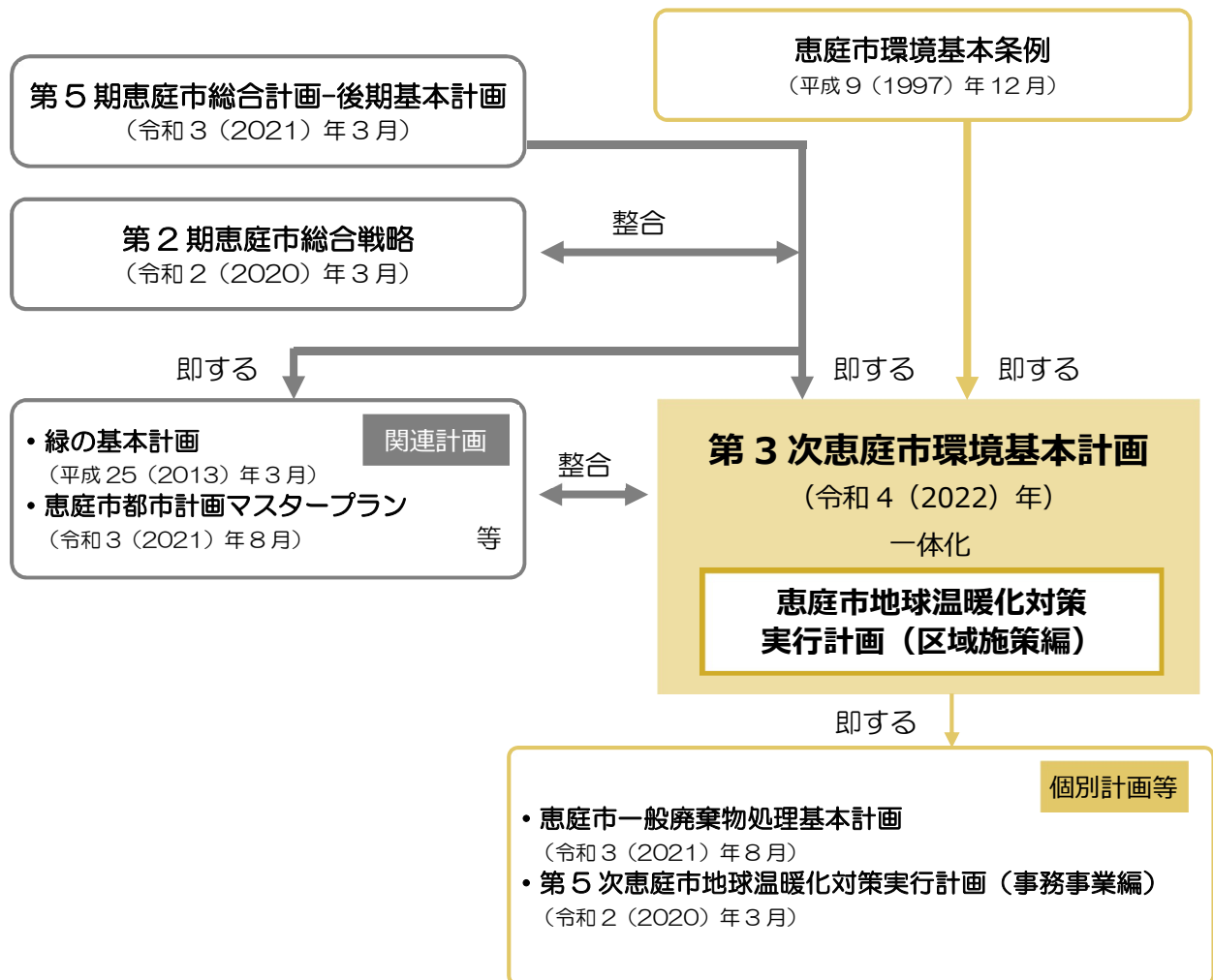


図 7：恵庭市環境基本計画の位置づけ

## 1-5 計画の枠組み

### (1) 計画期間

令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間の計画期間とします。  
なお、環境については、社会情勢の変化や科学技術の発展などで大きく変化する可能性があるため、時代に適した計画となるよう、必要に応じて見直しを行います。

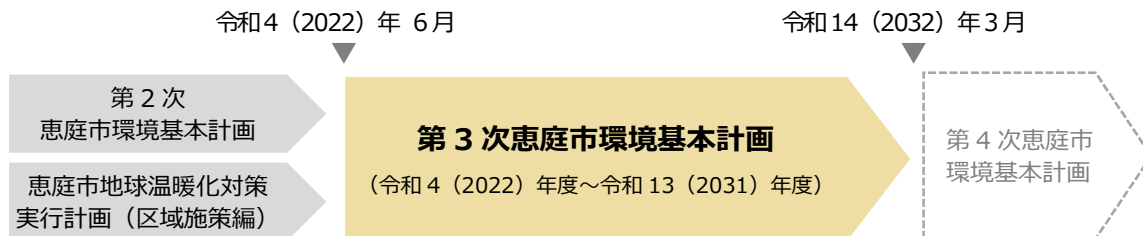


図 8：計画期間

### (2) 対象とする地域

計画の対象地域は、恵庭市全域とします。広域的な取り組みが必要となる課題や施策については、北海道や近隣市町村と連携して取り組みを進めます。

### (3) 対象とする環境の範囲

現在、環境という言葉が表す範囲は広く、山林・河川や動植物などの「自然環境」から、公害などの「生活環境」、地球温暖化・エネルギーなどの「地球環境」、資源やごみなどの「循環」、環境教育や環境保全活動などの「協働」など、多種多様な分野が含まれています。

第 2 次恵庭市環境基本計画では、多様な環境問題に取り組んでいくため、環境問題を「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「循環」、「協働」という 5 つの基本目標に沿って、具体的施策や指標を設定し取り組みを進めてきました。

本計画では、「地球環境」の効果的・効率的な推進を目的に、「地球環境」に「循環」を統合し、基本目標を 4 つに再編して施策を推進することとします。

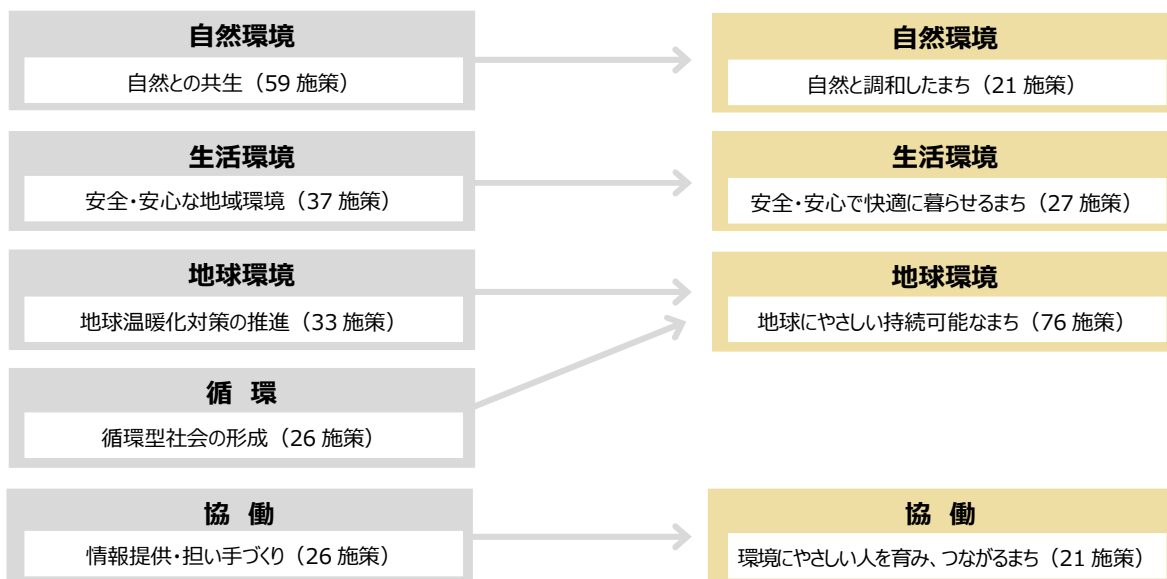


図 9：対象とする環境の範囲

## 第2章 恵庭市の概要



## (1) 位置・地形

恵庭市は、東西約 34km、南北約 23km、総面積 294.65km<sup>2</sup> の東西に細長い形状で、札幌市、千歳市、北広島市、長沼町の3市1町と隣接しています。

市域の4分の3を山地や丘陵地が占めており、市内を南北に貫く JR 千歳線付近を境に、西側は恵庭岳やその裾野に広がる恵庭溪谷、漁岳といった緑の森林地帯に覆われています。また、ここを源とする漁川やラルマナイ川、白扇の滝をはじめとする3つの滝群など、多くの河川も存在しており、豊かな自然に囲まれています。

東側は起伏に乏しい低地となっており、漁川を端とする扇状地が広がっています。この低地は石狩平野の一部であり、現在は広大な農地となっています。

交通面を見ると、恵庭市は地理的条件に恵まれており、「道都・札幌」へ繋がる国道 36 号や JR 千歳線が市内を縦貫しているほか、北海道の空の玄関「新千歳空港」へのアクセスが容易であり、国際拠点港湾である「苫小牧港」へも自動車でも1時間以内に行くことが可能な交通環境となっています。

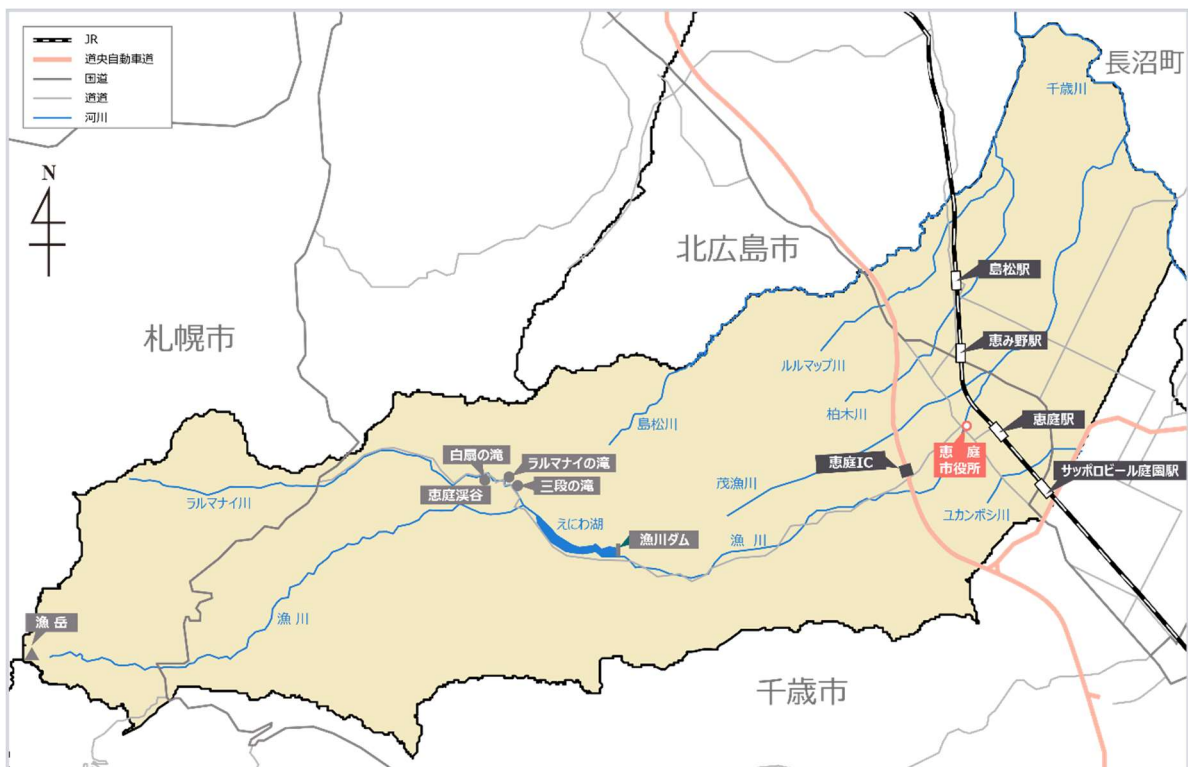


図 10：恵庭市の位置図

## (2) 気象

恵庭市は太平洋気候区に位置しており、年間の平均気温が約 7℃、夏でも平均気温が 20℃ 前後など、冷涼な気候です。梅雨の影響もない他、冬季の降雪量もそれほど多くなく、過ごしやすい地域となっています。

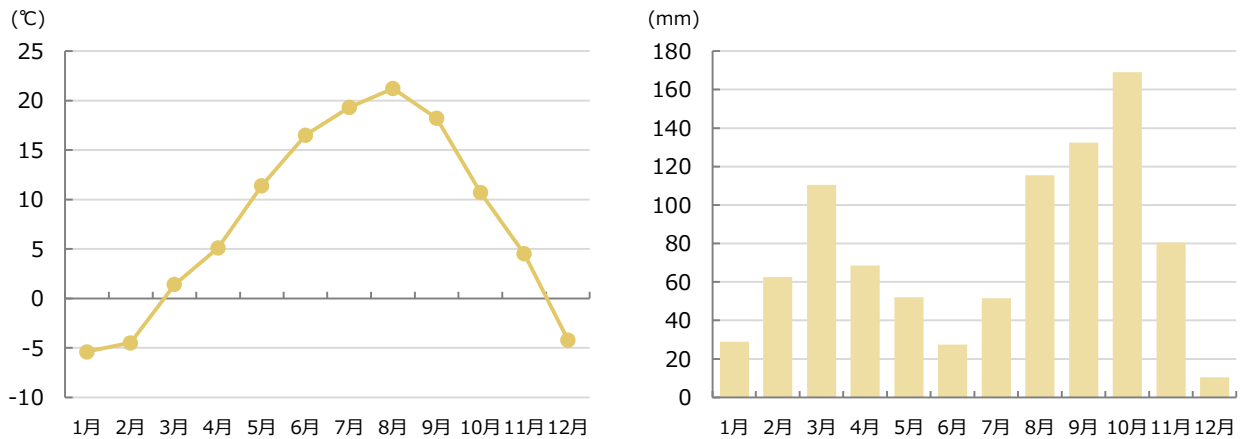


図 11：恵庭市の令和 2（2020）年の平均気温（左）と降水量（右）

出典：気象観測データ（気象庁）

## (3) 人口・世帯

恵庭市の人口および世帯数は増加傾向にあり、令和 2(2020)年時点で 70,331 人、30,276 世帯と、いずれも増加を続けています。

年齢区分別の人口を見ると、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)が減少傾向にあり、老年人口(65 歳以上)が増加傾向となっています。

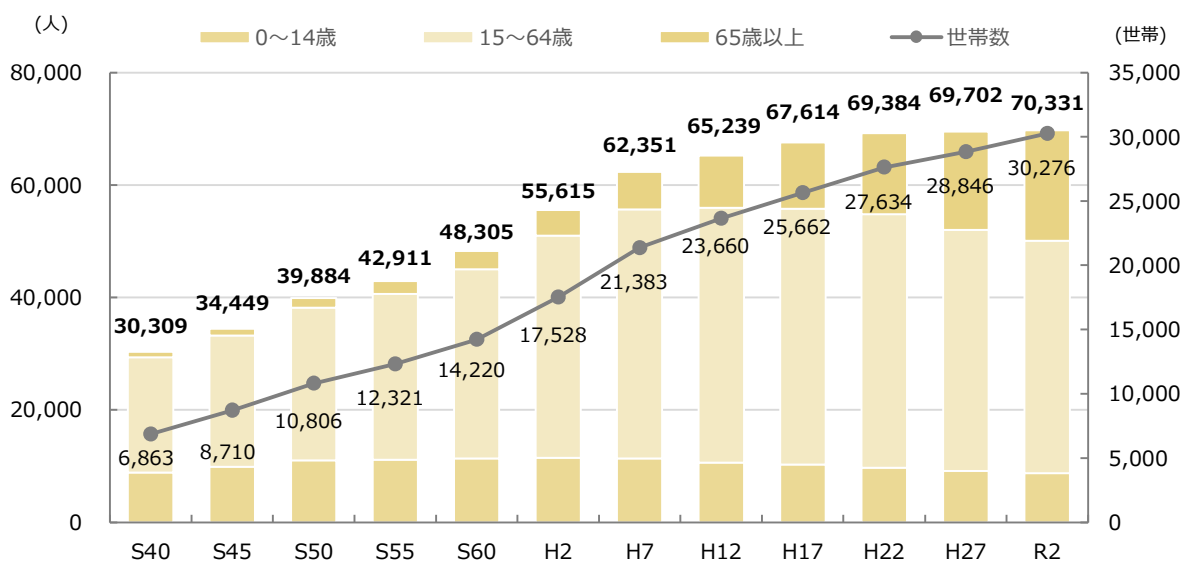


図 12：恵庭市の人口と世帯数の推移

出典：各年国勢調査（総務省）

## (4) 産業

恵庭市の従業者数は減少傾向にあり、平成 28（2016）年時点で 25,577 人となっています。

産業分類別に見ると最も多いのは製造業ですが、産業区分別に見ると第三次産業の比率が高くなっています。

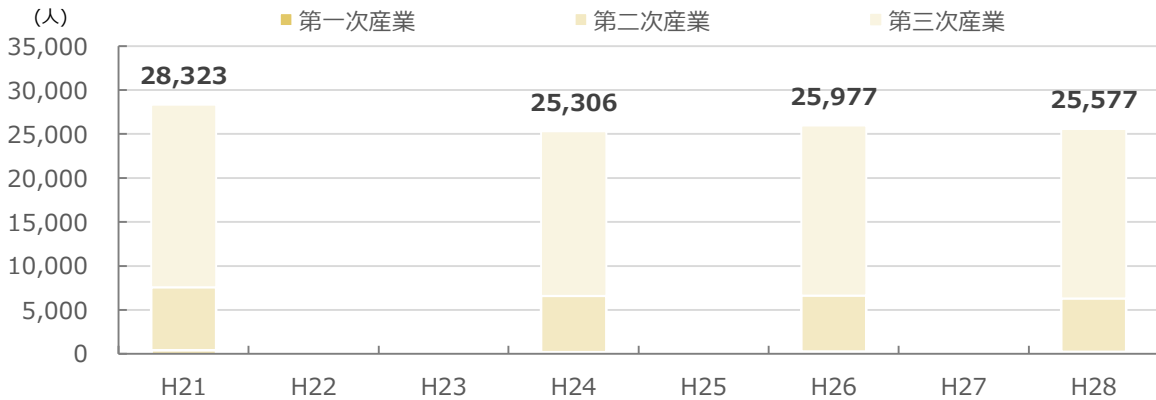


図 13：恵庭市の産業別人口の推移

出典：【H21,H26】各年経済センサス-基礎調査、【H24,H28】各年経済センサス-活動調査（総務省）

※H24,H28 経済センサス活動調査では「公務」を集計していないため、それぞれ H21,H26 経済センサス基礎調査の「公務」の値を使用しています。

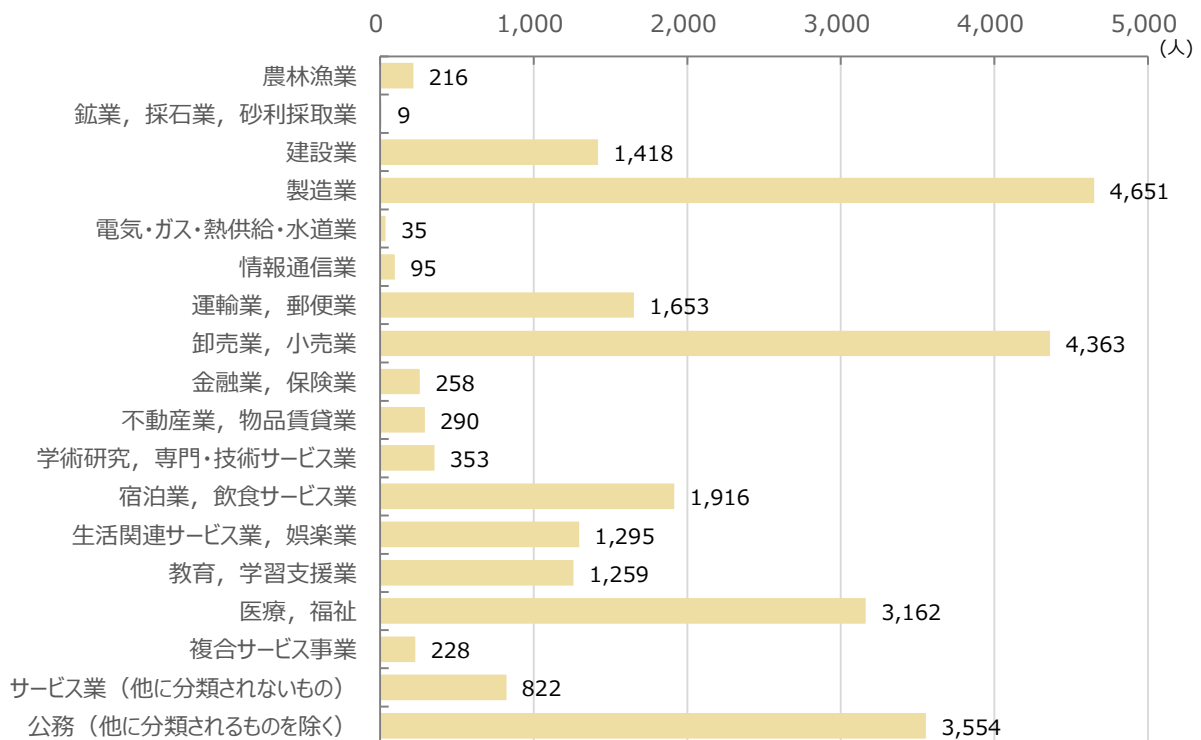


図 14：恵庭市の平成 28（2016）年の産業分類別従業者数

出典：H28 経済センサス-活動調査（総務省）

※H28 経済センサス活動調査では「公務」を集計していないため、H26 経済センサス基礎調査の「公務」の値を使用しています。

## (5) 交通

恵庭市の鉄道は、JR 千歳線が南北に縦貫しており、市内には 4 箇所の停車駅があります。市内 3 駅の年間乗車人員の合計（無人駅のサッポロビール庭園駅は除いています）を見ると、平成 29（2017）年度以降は減少に転じています。

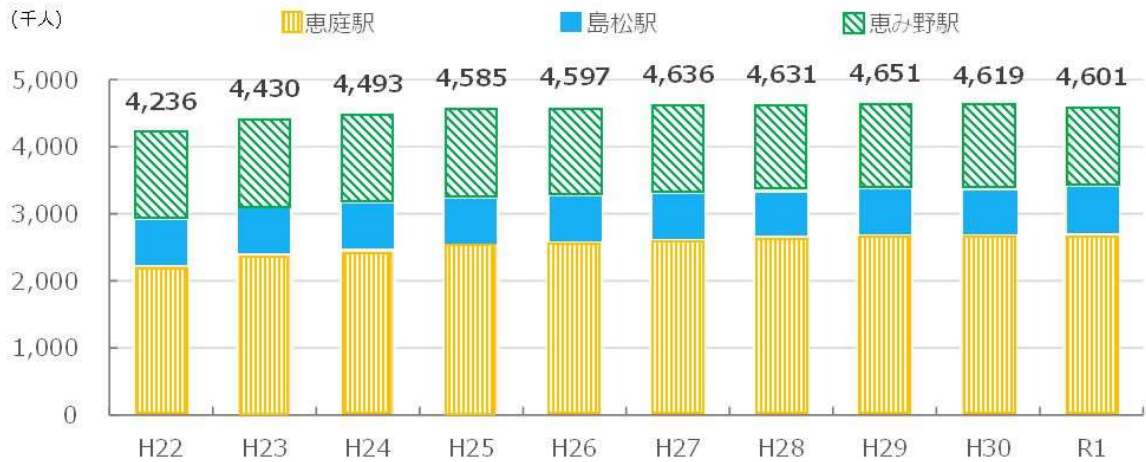


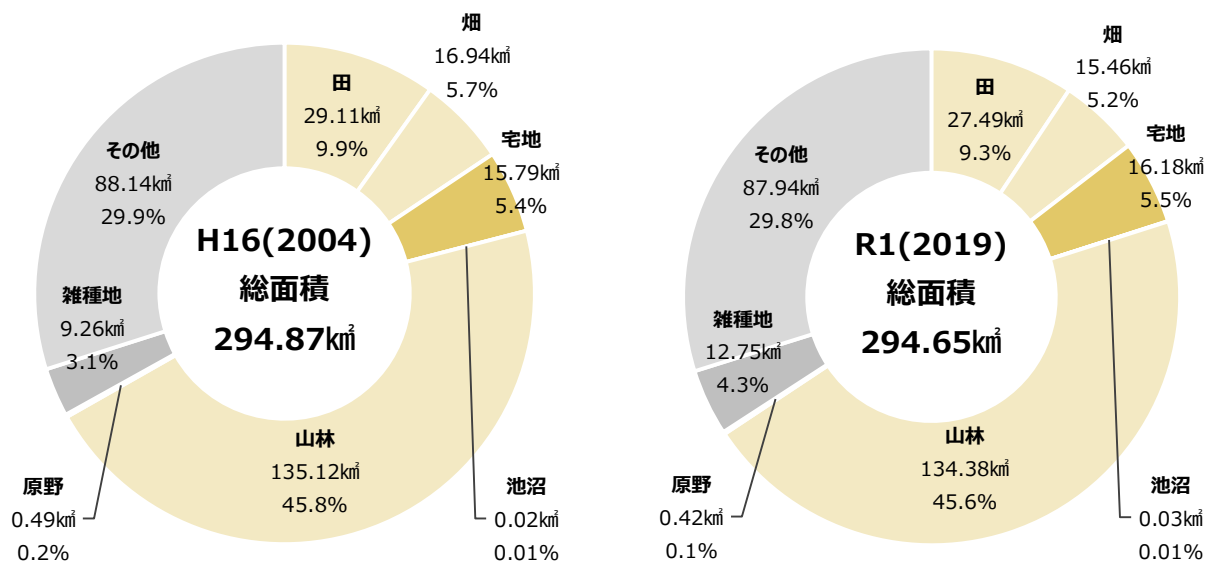
図 15：市内の鉄道駅の乗車人員の推移

出典：恵庭市統計書（恵庭市）

## (6) 土地利用

恵庭市は自然環境が占める割合が多く、「山林」だけで市域の 45.6%、「田・畑・池沼・原野」と合わせると市域の 60.3%に達するなど、自然豊かな地域です。

平成 16（2004）年と令和元（2019）年の地目別土地面積を比較すると、大きくは変わってはいませんが、「田・畑・山林・原野」といった自然が減少しており、「宅地」が若干増加している状況となっています。



※平成 26（2014）年 10 月に、国土地理院による国土面積計測方法が高精度化されたため、平成 26（2014）年と令和元（2019）年の面積に差が出ています。

図 16：恵庭市の平成 16（2004）年と令和元（2019）年の地目別土地面積の比較

出典：恵庭市統計書（恵庭市）

### 第3章 望ましい環境像と基本目標

## 3-1 望ましい環境像

「第2次恵庭市環境基本計画」の策定から、おおよそ10年が経ち、その間に、異常気象などの気候変動による影響が国内のいたるところで発生し、身近な問題として感じられるようになりました。これ以外にも、有害鳥獣による農林水産被害の拡大や、外来生物による生態系の破壊が進んでいるほか、新たに廃プラスチックの処理や食品ロス、海洋プラスチックごみが世界的な問題となるなど、環境問題は深刻化するとともに状況が変化してきています。

恵庭市は、恵庭岳のすそ野に広がる恵庭溪谷をはじめ、平野部に広がる広大な田園、市街地には気軽に自然とふれあうことのできる漁川や茂漁川、恵庭公園があるなど、普段の生活の中で身近に自然を感じることができる地域となっています。

この貴重な自然環境を次世代に継承していくとともに、多様な環境問題に対して、市民・事業者・市が協力し、一体となって適切に対応していくことが、我々の責務と言えます。

これらを踏まえて、第3次となる本計画においては、従来から取り組んでいる環境対策はもとより、新たに取り組まなければならない事項を網羅するため、その道筋を示す「長期的目標」となる環境像を次のように設定することとします。

恵まれた自然と共に、  
安心して暮らし続けられるまち



## 3-2 基本目標と施策体系

望ましい環境像の実現のため、具体的な方向性である基本目標を定めます。

第3次となる本計画においては、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「協働」の4つの視点に基づいた基本目標を掲げ、環境施策を展開します。

### 自然環境

#### 自然と調和したまち

緑・水辺・田園・森林などの恵まれた自然環境を次世代へ継承していき、自然と調和したまちを目指します。

### 生活環境

#### 安全・安心で快適に暮らせるまち

澄んだ空気、健全な水環境、静けさのあるくらしの確保など、生活環境の維持に加え、潤いのある生活環境の創造を進めるなど、安全・安心で、快適に暮らせるまちを目指します。

### 地球環境

#### 地球にやさしい持続可能なまち

地球温暖化や気候変動など深刻化する地球規模の環境問題に対して、市民・事業者・市が一丸となって、エネルギー対策や資源の有効活用等の取り組みを進めるなど、地球にやさしい持続可能なまちを目指します。

### 協働

#### 環境にやさしい人を育み、つながるまち

今ある自然の豊かさを理解し、自らが学び、考え、環境に配慮した行動ができる環境にやさしい人を育み、様々な主体が連携・協働するつながるまちを目指します。

#### ▶自然環境の保全と活用

- ・豊かな森林の保全と継承
- ・水辺環境の保全と創造
- ・農地の保全と環境保全型農業の推進
- ・自然環境資源の有効活用

#### ▶生物多様性の保全と外来生物への対策

- ・野生動植物の保護と保全

#### ▶安心して暮らせる生活環境の維持

- ・澄み切った空気の保全
- ・健全な水環境の維持
- ・静けさのあるくらしの確保
- ・安全な土壌環境の保全
- ・悪臭対策の推進
- ・有害化学物質対策の推進
- ・環境の美化や魅力ある景観の創出

#### ▶潤いのある生活環境の創造

- ・公園や緑地の適切な維持管理
- ・花と緑のまちづくりの推進と魅力ある景観の維持
- ・健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現

#### ▶地球温暖化の緩和策の推進

- ・事務事業における温室効果ガス排出削減の率先実行
- ・市域における再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進
- ・脱炭素まちづくりの推進

#### ▶地球温暖化の適応策の推進

- ・自然災害に対する適応策
- ・健康分野に対する適応策
- ・農業・林業分野に対する適応策
- ・水資源に対する適応策

#### ▶地球環境保全対策の推進

- ・オゾン層の保護と森林保全

#### ▶循環型社会の形成

- ・ごみの減量化・資源化
- ・ごみ処理施設・収集運搬

#### ▶環境に関する情報の充実

- ・環境情報の提供の充実
- ・透明性の向上と信頼の確保

#### ▶環境学習の推進

- ・環境学習の機会の提供と担い手づくり

#### ▶協働体制づくりの推進

- ・市民・事業者・市のパートナーシップの確立
- ・近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成
- ・持続可能性を支える研究や技術の開発
- ・環境ビジネス、経済システムの構築

## 第4章 環境施策の展開

## 4-1 自然環境

### 4-1-1 自然環境の保全と活用

#### (1) 豊かな森林の保全と継承



##### ① 現状

野生動植物の生息地となる豊かな森林や緑地を適切に保全し、次世代に継承していくため、間伐や下草刈りを実施するとともに、「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づき保全地区および保護樹木を指定することで、伐採行為の制限を行っています。

その他、パトロールの実施や自然保護監視員との情報共有を行うとともに、担い手確保、林業振興のため、奨励金による助成や意向調査などを実施しています。

##### ② 前計画の成果指標の達成状況

指標	目標	成果
環境緑地保護地区・保全地区	現状維持（7箇所）	達成
保護樹木	現状維持（6箇所）	達成

##### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
森林の保全や整備	改善度順位 16位（38項目中）

##### ④ 課題と施策の方向性

森林の適切な保全に向け、今後も継続して取り組みを進めていくことが重要です。現状、届け出のない伐採等もみられており、指導や監視も強化していく必要があります。また、監視員や林業従事者の高齢化、担い手不足が進んでいることから、人材の確保、育成が求められます。

## ⑤ 取組項目

- 恵庭市水と緑のまちづくり推進条例に基づく指導や監視、行動制限を行っていきます。また、必要に応じて、水と緑のまちづくり推進条例に基づく保全地区指定の検討を行います。
- 北海道が委嘱する自然保護監視員と連携を行いながら、適切に自然環境の保護を行っていくとともに、監視員の高齢化が進んでいることから、積極的な広報等を通じて人材の確保に努めます。
- 防風林における不法投棄が依然としてみられることから、適切な生育環境を維持するため、年3回行ってきたパトロール回数を増やし、監視を強化するとともに、森林所有者への保全のための適切な指導を行います。
- 「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づき、引き続き、保護樹木の伐採・移植・剪定等の行為を監視するとともに、行為制限等を行います。
- 林業振興に向け担い手の確保のための助成を継続的に行います。
- 森林所有者等への意向調査を実施する等、森林施業を適切に推進します。

## (2) 水辺環境の保全と創造



### ① 現状

水辺環境を適切に保全するため、河川管理者による監視や近隣住民参加による河川清掃等を実施しています。

また、水生昆虫標本展を開催するなど、水辺を介した環境に関心を持ってもらえるよう努めています。

### ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
川や水辺とのふれあいの多さ※	満足度を現状 (3.11) より増加	達成 (3.34)

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満：2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
河川の保全や整備	改善度順位 30位 (38項目中)

#### 【その他】

「将来に残したい自然」として、漁川が多く挙げられていました。

### ④ 課題と施策の方向性

水辺環境を適切に保全するためには、今後も取り組みを継続していくとともに、生息調査等を実施することが望ましいと言えますが、市が単独でできることには限りがあることから、国や北海道、市内研究機関、そして市民との連携が重要となります。

また、市民アンケートの結果では、将来に残したい自然、場所として、漁川や茂漁川が多く上げられていました。身近にある自然環境を整備し、良好な環境を維持していくことが重要になると考えられます。

### ⑤ 取組項目

- 国や北海道等が公表しているデータの活用や補助金の情報収集を行うなど、水辺に生息する動植物の把握に努めます。
- 水辺の生き物にふれあい、自然をとりまく水辺を介した環境に関心をもってもらえるよう、市内の研究機関と連携した漁川の生き物観察会や、水生昆虫標本展等を、継続的に行います。
- 河川環境の適切な維持、市民の環境保全意識の向上のため、年1回の近隣地域住民参加による河川清掃を、継続して実施します。

### (3) 農地の保全と環境保全型農業の推進



#### ① 現状

農業との調和の取れた土地利用を図るとともに、農地・農業水利施設等の改修を行うなど、農地の保全や、田園景観の維持、農地の持つ国土保全機能の維持に努めています。

#### ② アンケートの結果

アンケート設問	結果
農地の保全や整備	改善度順位 23位 (38項目中)

#### ③ 課題と施策の方向性

良好な田園景観を維持し、農地の持つ保水効果や土壌流出防止機能を維持するためには、継続的な取り組みが必要となります。

その他、農業水利施設等の老朽化が進んでいることから、適切な管理が求められます。

#### ④ 取組項目

- 農業との調和のとれた土地利用を図り、農地を保全するとともに、生け垣や屋敷林、周辺樹林と一体となった良好な田園景観を維持するため、引き続き、市が所有する防風保安林の伐採・枝払い等を定期的実施します。
- 市で管理している農業用排水路の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理を行います。
- エコファーマー認証の取得を促進するなど、農業や化学肥料の適正使用と豊かな土づくりを推進します。
- 環境保全型農業に関するパンフレットを作成するなど、情報の充実に努めます。
- 水環境に配慮した農業を推進するため、地元環境保全会との連絡を密にし、環境整備（草刈、景観植物、花壇）や水利施設の補修等を実施します。



## (4) 自然環境資源の有効活用



### ① 現状

緑のふるさと森林公園やルルマップ自然公園ふれらんどなど、自然を活かした観光公園を整備しています。

また、恵庭市は「えにわ花のまちづくりプラン」を策定して花と緑を取り入れたまちづくりを進めており、平成 10（2008）年のプラン策定以降、10 年おきに改定を行いながら様々な施策に取り組んでいます。

### ② アンケートの結果

アンケート設問	結果
自然・文化などの環境資源の活用によるまちの活性化	改善度順位 12 位（38 項目中）

### ③ 課題と施策の方向性

国の「第五次環境基本計画」において、環境・経済・社会の統合的向上の具体化、つまり地域の自然資源を持続可能な形で最大限に活用し、経済・社会活動を向上していくことが求められています。

そのことから、恵庭市の特色の一つである、豊かな自然や花という資源に着目して、魅力の向上などに有効活用していくことが重要となります。

### ④ 取組項目

- 緑のふるさと森林公園やルルマップ自然公園ふれらんどなどの、既存観光公園の魅力向上に努めるとともに、えこりん村をはじめとした民間施設など施設間の連携を強化し、地域の観光資源の魅力向上、有効活用を進めます。
- 花のまちづくりやイベントと、花の拠点（はなふる）を連携させるなど、恵庭独自の観光資源の魅力向上、活用を進めます。

## 4-1-2 生物多様性の保全と 外来生物への対策



### ① 現状

野生動植物の保護を適切に行うため、北海道や関係機関と連携して対応を進めています。また、健全な生態系の保全のために「恵庭市鳥獣被害防止計画」を策定しており、アライグマ等の防除の実施や、外来種に関する情報発信を行っています。

### ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
野生の生き物との親しみやすさ※	満足度を現状（3.14）より増加	達成（3.17）

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満：2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
野生動植物の保護、管理	改善度順位 10位（38項目中）
外来種対策	改善度順位 11位（38項目中）
有害鳥獣対策 （シカ・クマなど）	改善度順位 33位（38項目中）

### ④ 課題と施策の方向性

「野生動植物の保護・管理」、「外来種対策」、「有害鳥獣対策（シカ・クマなど）」の市民満足度は低い状況にあること、外来生物への対策は国も北海道も重点施策に位置づけていることから、北海道や関係機関と連携した取り組みを継続的に実施することが重要となります。

恵庭市ではアライグマをはじめとする外来生物の防除を行っているものの、依然として生活環境被害や農業被害が発生していることから、防除対策や外来種に対する市民理解の推進を継続していく必要があります。

## ⑤ 取組項目

- 北海道が委嘱する鳥獣保護員との連携を密にすることで、野生動植物の保護を進めていきます。
- 国や北海道等が公表しているデータの活用や補助金の情報収集を行うなど、絶滅の恐れのある野生動植物等の把握に努めます。
- 環境省の傷病鳥獣の保護に関する考え方等を踏まえ、傷病鳥獣保護対策を適切に進めます。
- 「恵庭市アライグマ・カニクイアライグマ（以下、アライグマ等）防除実施計画書」を策定し、アライグマ等の防除を実施しているものの、依然として生活環境・農業被害が発生していることから、継続的に防除の取り組みを行います。
- 国や北海道等の啓発物を活用するとともに、ホームページで外来種に関する情報を公表するなど、飼育動植物の適正な飼育管理を推進します。

## 【自然環境に係る指標】



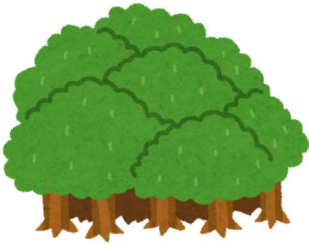
指 標	評価方法	基 準	目 標
野生の生き物との親しみやすさ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.17 点 (R3 時点)	増加
川や水辺とのふれあいの多さ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.34 点 (R3 時点)	増加
緑とのふれあいの多さ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.47 点 (R3 時点)	増加
環境緑地保護地区・保全地区	条例に基づく指定件数	7 箇所 (R3 時点)	維持
保護樹木	条例に基づく指定件数	6 箇所 (R3 時点)	維持
アライグマによる農業被害額	実績	526 千円 (R2 時点)	減少
エコファーマー認定農家数	認定農家数	26 戸 (R3 時点)	増加

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

## 【市民と事業者に期待される役割】



### ① 市民



- 森林の役割を理解し、自然を大切に  
する気持ちを持ちましょ  
う。



- 市街地及び近郊の緑地帯、防風  
林の保全活動や、植林、間伐活  
動に参加しましょう。



- 水とふれ合える公園などの活  
用を通じて、水辺環境や水生  
生物に親しみましょう。



- 地元産の農産物、そして環境に  
やさしい農業で作られた農産  
物を積極的に購入しましょう。



- 外来生物について関心を持ち、  
地域の生態系保全のための理  
解を深めましょう。



- 絶滅危惧種、日本固有の在来種  
について関心を持ち、理解を深  
めましょう。

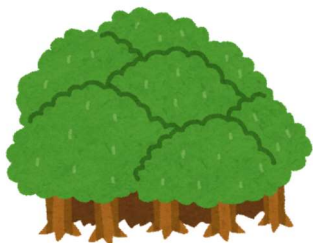


- 野生動植物の捕獲・飼育及び自  
生生物の採取・移植は行わない  
ようにしましょう。



- ペットは家族の一員として、死  
亡するまで責任をもって飼いま  
しょう。

## ② 事業者



- 事業所及び付近の緑地帯の保全活動に努めましょう。



- 開発・事業活動実施の際は、自然保護への配慮を徹底しましょう。



- 水辺に生息する動植物の保護・保全・育成活動に協力しましょう。



- 農産物の PR などにより、農産物の地域内流通を進めましょう。



- 事業活動で外来生物を取り扱う際は、拡散させないよう細心の注意を払いましょう。



- 敷地内を緑化する際は、地域の植生に配慮しましょう。



- 開発行為の際は生態系に影響を及ぼさないよう、動植物の生息・生育環境を理解し、環境の保全に十分配慮しましょう。



# 【実施スケジュール】

取組項目		実施スケジュール										
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
<b>4-1 自然環境</b>												
4-1-1 自然環境の保全												
(1) 豊かな森林の保全と継承												
1	恵庭市水と緑のまちづくり推進条例に基づく指導や監視、行動制限を行っていきます。また、必要に応じて、水と緑のまちづくり推進条例に基づく保全地区指定の検討を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2	北海道が委嘱する自然保護監視員と連携を行いながら、適切に自然環境の保護を行っていくとともに、監視員の高齢化が進んでいることから、人材の確保に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3	北海道が委嘱する自然保護監視員と連携を行いながら、適切に自然環境の保護を行っていくとともに、監視員の高齢化が進んでいることから、積極的な広報等を通じて人材の確保に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4	「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」に基づき、引き続き、保護樹木の伐採・移植・剪定等の行為を監視するとともに、行為制限等を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
5	林業振興に向け担い手の確保のための助成を継続的にを行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
6	森林所有者等への意向調査を実施する等、森林施業を適切に推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(2) 水辺環境の保全と創造												
7	国や北海道等が公表しているデータの活用や補助金の情報収集を行うなど、水辺に生息する動植物の把握に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
8	水辺の生き物にふれあい、自然をとりまく水辺を介した環境に関心をもってもらえるよう、市内の研究機関と連携した漁川の生き物観察会や、水生昆虫標本展等を、継続的にを行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
9	河川環境の適切な維持、市民の環境保全意識の向上のため、年1回の近隣地域住民参加による河川清掃を、継続して実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(3) 農地の保全と環境保全型農業の推進												
10	農業との調和のとれた土地利用を図り、農地を保全するとともに、生け垣や屋敷林、周辺樹林と一体となった良好な田園景観を維持するため、引き続き、市が所有する防風保安林の伐採・枝払い等を定期的に実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
11	市で管理している農業用排水路の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
12	エコファーマー認証の取得を促進するなど、農業や化学肥料の適正使用と豊かな土づくりを推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
13	環境保全型農業に関するパンフレットを作成するなど、情報の充実に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
14	水環境に配慮した農業を推進するため、地元環境保全会との連絡を密にし、環境整備（草刈、景観植物、花壇）や水利施設の補修等を実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(4) 自然環境資源の有効活用												
15	緑のふるさと森林公園やルルマップ自然公園ふれらんどなどの、既存観光公園の魅力向上に努めるとともに、えごりん村をはじめとした民間施設など施設間の連携を強化し、地域の観光資源の魅力向上、有効活用を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
16	花のまちづくりやイベントと、花の拠点（はなふる）を連携させるなど、恵庭独自の観光資源の魅力向上、活用を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4-1-2 生物多様性の保全と外来生物への対策												
17	北海道が委嘱する鳥獣保護員との連携を密にすることで、野生動植物の保護を進めていきます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
18	国や北海道等が公表しているデータの活用や補助金の情報収集を行うなど、絶滅の恐れのある野生動植物等の把握に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
19	環境省の傷病鳥獣の保護に関する考え方等を踏まえ、傷病鳥獣保護対策を適切に進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
20	「恵庭市アライグマ・カニクイアライグマ（以下、アライグマ等）防除実施計画書」を策定し、アライグマ等の防除を実施しているものの、依然として生活環境・農業被害が発生していることから、継続的に防除の取り組みを行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
21	国や北海道等の啓発物を活用するとともに、ホームページで外来種に関する情報を公表するなど、飼育動植物の適正な飼育管理を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

## 4-2 生活環境

### 4-2-1 安心して暮らせる生活環境の維持



#### ① 現状

法律や条例に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質をはじめとする生活環境に係る項目について、監視、指導等を適切に行っています。その結果、各指標で概ね環境基準を達成しており、良好な生活環境が維持されています。

#### ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
大気汚染物質	環境基準達成 ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	達成
水質汚濁物質	環境基準達成 ・BOD（75%値）	達成
自動車騒音	環境基準達成	達成

#### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
においによる生活環境への影響	改善度順位 15 位（38 項目中）
空気のきれいさ	改善度順位 22 位（38 項目中）
まちの静けさによる生活環境の快適さ	改善度順位 36 位（38 項目中）
河川などの水のきれいさ	改善度順位 38 位（38 項目中）
アスベストなど 有害な化学物質への対策	改善度順位 5 位（38 項目中）

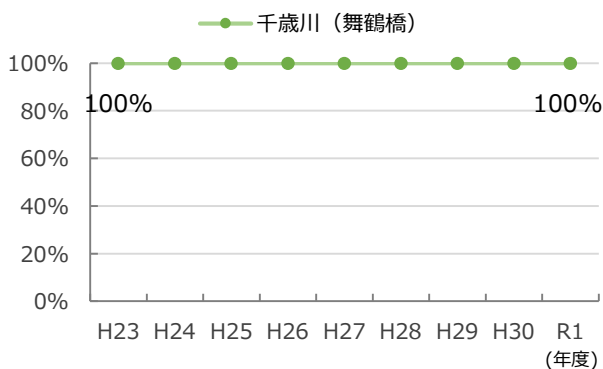
#### ④ 課題と施策の方向性

全般的に良好な生活環境が維持されていますが、今後も良好な生活環境を維持していくためには、継続的に取り組みを進めていくことが重要となります。

一方、個別にみると、「空気のきれいさ」、「まちの静けさによる生活環境の快適さ」、「河川などの水のきれいさ」の市民満足度は高い状況でしたが、「においによる生活環境への影響」と「アスベストなど有害な化学物質への対策」は低い上、市民の改善ニーズが非常に高い状況でした。

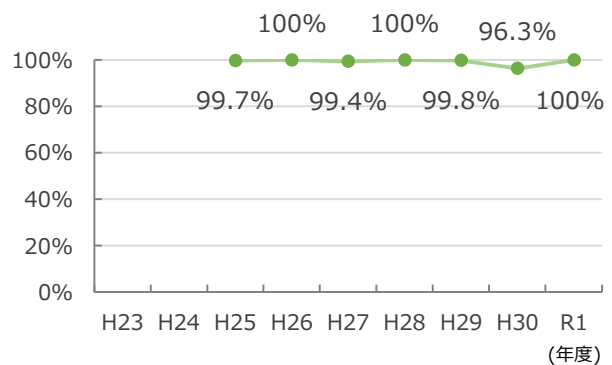
「においによる生活環境への影響」は、近年市内の広範囲で悪臭が確認されている事案と関係していると考えられます。「アスベストなど有害な化学物質への対策」は、一連の臭気が何かしらの化学物質によるものと捉えられている可能性があると考えられます。

そのため、悪臭問題の解決に向けた対応が重要と考えられます。



※患庭市の河川で環境基準の評価対象となっているのは千歳川（A 類型）のみですが、千歳川の BOD は毎年環境基準以下のため、達成状況は 100%で推移しています。

図 17：千歳川（舞鶴橋）の環境基準達成状況（BOD）の推移



※患庭市では、国道・道道及び道東自動車道の全幹線道路を 5 区分し、5 年サイクルで沿道の片側 50m 範囲において、騒音測定及び推計等により、環境基準適合調査を実施しています。測定結果は毎年良好なため、達成状況は約 100%で推移しています。

図 18：自動車騒音の環境基準達成状況の推移

## ⑤ 取組項目

### 1) 澄み切った空気の保全

- 「恵庭市公害防止条例」に基づく指導監督を継続するとともに、「大気汚染防止法」に基づいた指導を進めるため、所管する石狩振興局との連携を深めます。また、苦情が発生した場合、速やかな解決に努めます。

### 2) 健全な水環境の維持

- 「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、水道水源となっている漁川上流域の規制地域内の対象事業場に対して、排出水の水質規制を行い、監視結果を「恵庭市の環境」で情報公開します。
- 水源保全のため、森林所有者に対して、森林の水源涵養機能を適切に維持するための指導を行います。
- 市内河川の水質測定を実施するとともに、千歳川水系水質保全連絡会議に参加し、近隣他市町等と結果を共有することで、水質の保全に努めます。
- 令和元（2019）年度に策定した「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」、令和3（2021）年度に策定した「恵庭市下水道ビジョン・経営戦略」に基づき施策を進めます。施策の目標達成状況は、毎年確認を行うとともに、3～5年間隔で計画の見直しも実施します。  
また、下水道事業では、公共下水道及び市設置型合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境の向上や水環境の保全を図ります。
- 浄化槽の法定点検結果等による指導等を実施し、浄化槽の不備による水質汚濁を防止します。
- 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」等に基づき、市内3ゴルフ場の水質調査や農薬監視を実施し、水質汚濁を防止します。
- 交通事故等による河川への油流出の防止など、公共用水域の水質保全に向けた取り組みを進めます。

### 3) 静けさのあるくらしの確保

- 騒音規制法に基づいて自動車騒音の状況を常時監視し、「恵庭市の環境」で情報公開します。
- 工場・事業場・建設作業から発生する騒音・振動については、届出時に適宜指導を実施するほか、苦情が発生した場合は速やかな解決に努めます。
- 近隣騒音による苦情が発生した場合、法令に基づく指導を実施するほか、原因者・苦情主との対話を通じて速やかな解決に努めます。

### 4) 安全な土壌環境の保全

- 過去に水質事故等があった現場付近の地下水について、経過観察が必要ないと判断されるまで、水質調査を継続して行います。
- 地盤沈下の疑いが出た場合、地表面の変動観測や地下水位の観測を行い、状況の把握に努めます。

### 5) 悪臭対策の推進

- 悪臭に関する苦情が発生した場合、「悪臭防止法」に基づき、石狩振興局などと連携して苦情の速やかな解決に努めます。

### 6) 有害化学物質対策の推進

- ダイオキシン類の特性や対策状況などについて、国や北海道が公表する情報を踏まえながら、「恵庭市の環境」などを通じて情報公開します。
- アスベストが吹き付けられた建築物を解体等に伴ってアスベストが飛散しないよう、飛散防止対策を実施します。

### 7) 環境の美化や魅力ある景観の創出

- 魅力ある景観の創出、維持に資するボランティア清掃を支援するため、ボランティア袋を交付するとともに、清掃で集めたごみの回収を行います。
- 環境美化等推進員によるごみ排出のマナー啓発や、リサイクルの推進等に関する活動を行います。
- 「不法投棄巡視員によるパトロール」「不法投棄防止啓発看板の設置」「ポイ捨てごみ用ボランティア袋の回収」「5/30 ごみゼロキャンペーン」などによる不法投棄の防止を啓発し、発生した不法投棄については施設管理者や警察などと連携し、適切に対応します。

## 4-2-2 潤いのある生活環境の創造

### (1) 公園や緑地の適切な維持管理



#### ① 現状

市民の身近な憩い空間であり、まちの緑でもある「公園」や「緑地」の維持管理を適切に行っています。

#### ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
1人あたりの公園面積	現状 (20.45 m <sup>2</sup> /人) → 38.4 m <sup>2</sup> /人	未達成 (25.06 m <sup>2</sup> /人)
緑とのふれあいの多さ※	満足度を現状 (3.44) より増加	達成 (3.47)

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満：2点、不満：1点」を配し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

#### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
公園や街路樹など、 まちの緑の豊かさ	改善度順位 37位 (38項目中)

※成果指標としては、「一人あたりの公園面積」は未達成であるが、「公園や街路樹など、まちの緑の豊かさ」に関するアンケート設問では、市民の満足度が非常に高い結果でした。

#### ④ 課題と施策の方向性

「公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ」の市民満足度は高い状況にありますが、公園施設の老朽化は進んでいくため、適切に維持管理を行うことが求められます。

成果指標では、目標を未達成である一方、市民アンケートでは満足度が非常に高いことから、本計画において成果指標の見直しを行います。

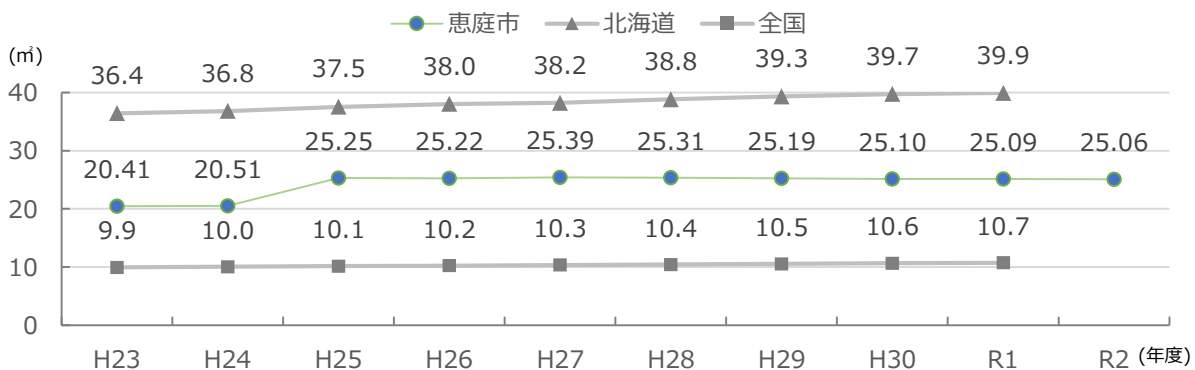


図 19：一人当たりの公園面積の推移

## ⑤ 取組項目

- 公園施設の老朽化が進んでいることから、引き続き公園の再整備を進めます。
- 公園・緑地 154 箇所の指定管理者による監視を継続して行うことで、公園・緑地の充実に努めます。



## (2) 花と緑のまちづくりの推進と魅力ある景観の維持



### ① 現状

公共施設や工場・事業所へ、花壇の設置や緑化の誘導を進めるとともに、花壇コンクールを実施するなど、市民意識の向上に努めています。

また、条例に基づく空地等の除草指導や町内会での一斉清掃及びその廃棄物の回収支援、環境美化等推進員によるマナーの啓発や美化活動の実施により、魅力ある景観の維持に努めています。

### ② アンケートの結果

アンケート設問	結果
街並・景観の美しさ	改善度順位 34位 (38項目中)
美化の推進	改善度順位 25位 (38項目中)

### ③ 課題と施策の方向性

「街並や景観の美しさ」の市民満足度は高い状況でした。今後も、花と緑に囲まれた心地よい生活環境や魅力ある景観を維持していくため、各取り組みを継続していく必要があります。

### ④ 取組項目

- 花壇の造成など、景観に配慮した公共施設の整備を進めるとともに、施設管理者による水やりなどの協力を要請するなど、良好な花と緑のまちづくりを進めます。
- 市街地等の緑地が無秩序に減少するのを防止するため、宅地等開発行為に関する指導要綱に基づく緑化の促進を図ります。
- 花と緑のまちづくりの一環として、花壇コンクールの実施や、花とくらし展の開催などを、引き続き行います。
- 空地の雑草に関する苦情は毎年多いことから、「空地の環境保全に関する条例」に基づき、管理不全の空地所有者への除草指導などを、引き続き行います。

### (3) 健康で自然とのつながりを感じる

#### ライフスタイルの実現



#### ① 現状

オンラインでの相談会、オーダーメイドツアー、北海道外で開催される移住イベントでの相談会など、移住定住事業を実施しています。

#### ② 課題と施策の方向性

健康で心豊かな暮らしを実現するため、住宅においても低炭素化等の取り組みが求められます。

移住・定住の推進に対して、住宅用地の需要に対して供給が追いついていないこと、首都圏での知名度が低いという状況にあることから、さらなる対策が求められます。

#### ③ 取組項目

##### 1) 低炭素で健康な住まいの普及

- 建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、安全安心でゆとりあるまちづくりを進めます。
- 省エネ型住宅の普及啓発を進めます。

##### 2) 地方移住、二地域居住の促進

- テレワーク移住の促進や環境配慮型住宅団地の開発など、環境に配慮した移住定住事業や、低利用地の再開発事業などを並行して進めます。また、地方移住の魅力PRのための北海道外イベントを継続して行います。

## 【生活環境に係る指標】



指 標	評価方法	基 準	目 標
水質汚濁物質／BOD	測定調査を実施	環境基準	環境基準以下
自動車騒音	測定調査を実施	環境基準	環境基準以下
空気のきれいさ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.13 (R3 時点)	増加
まちの緑の豊かさ※	市民アンケート調査で満足度を調査	3.44 (R3 時点)	増加
においによる生活環境への影響※	市民アンケート調査で満足度を調査	2.28 (R3 時点)	増加

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

## 【市民と事業者に期待される役割】



### ① 市民



- 水質を悪化させる廃食油は下水に流さずリサイクルに出しましょう。



- 毎日使う水がどのように作られるのかを考えながら、大切に使いましょう。



- 隣近所に対して迷惑となる大きな音、不快な音を出さないようにしましょう。



- 庭や家庭菜園における除草剤、殺虫剤は、使用上の注意を守り、適切に使いましょう。



- 有害な化学物質について関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。



- 花植えを通じ、環境を守り景観を美しくする意識・マナーを身につけましょう。



- 地域や歩道にある花壇の手入れを積極的に行いましょう。



- 清掃・植樹・花壇整備などの環境保全活動に参加しましょう。



- 緑を大切にし、緑化・美化活動に参加しましょう。



- 住宅用太陽光発電などの再生可能エネルギーの情報を収集し、家庭での導入を検討しましょう。

## ② 事業者



- 事業所から発生する排気ガスの管理を徹底し、有害物質を発生させないようにしましょう。



- 定期的に排水測定を実施し、有害物質を排出しないように心がけましょう。



- 工事等の際は、騒音の発生する時間帯に配慮するとともに、防音構造や防音壁などを設置し、騒音の抑制に努めましょう。



- 低振動の機械を利用するとともに、車両による振動が著しくならないよう努めましょう。



- 悪臭や有毒ガスの漏洩、土壌汚染の無いよう整備するとともに、発生した際は適切な対策を講じるようにしましょう。



- 化学物質や薬品、農薬などの適正な使用に努めるとともに、アスベストなどの有害化学物質の適正処理に努めましょう。



- 敷地内、地域の緑化・美化活動を展開しましょう。



- 地域で一体となり「花のまち・恵庭」ブランドを確立するため、花を通じた交流を展開しましょう。



- 周辺環境と調和の取れた景観を形成しましょう。



- 省エネルギーに関心を持ち、セミナーやイベントに参加しましょう。

# 【実施スケジュール】

取組項目		実施スケジュール									
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
<b>4-2 生活環境</b>											
<b>4-2-1 安心して暮らせる生活環境の維持</b>											
<b>1) 澄み切った空気の保全</b>											
22	「恵庭市公害防止条例」に基づく指導監督を継続するとともに、「大気汚染防止法」に基づいた指導を進めるため、所管する石狩振興局との連携を深めます。また、苦情が発生した場合、速やかな解決に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>2) 健全な水環境の維持</b>											
23	「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、水道水源となっている漁川上流域の規制地域内の対象事業場に対して、排出水の水質規制を行い、監視結果を「恵庭市の環境」で情報公開します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
24	水源保全のため、森林所有者に対して、森林の水源涵養機能を適切に維持するための指導を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
25	市内河川の水質測定を実施するとともに、千歳川水系水質保全連絡会議に参加し、近隣他市町等と結果を共有することで、水質の保全に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
26	令和元（2019）年度に策定した「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」、令和3（2021）年度に策定した「恵庭市下水道ビジョン・経営戦略」に基づき施策を進めます。施策の目標達成状況は、毎年確認を行うとともに、3～5年間隔で計画の見直しも実施します。また、下水道事業では、公共下水道及び市設置型合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境の向上や水環境の保全を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
27	浄化槽の法定点検結果等による指導等を実施し、浄化槽の不備による水質汚濁を防止します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
28	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」等に基づき、市内3ゴルフ場の水質調査や農薬監視を実施し、水質汚濁を防止します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
29	交通事故等による河川への油流出の防止など、公共用水域の水質保全に向けた取り組みを進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>3) 静けさのあるくらしの確保</b>											
30	騒音規制法に基づいて自動車騒音の状況を常時監視し、「恵庭市の環境」で情報公開します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
31	工場・事業場・建設作業から発生する騒音・振動については、届出時に適宜指導を実施するほか、苦情が発生した場合は速やかな解決に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
32	近隣騒音による苦情が発生した場合、法令に基づく指導を実施するほか、原因者・苦情主との対話を通じて速やかな解決に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>4) 安全な土壌環境の保全</b>											
33	過去に水質事故等があった現場付近の地下水について、経過観察が必要ないと判断されるまで、水質調査を継続して行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
34	地盤沈下の疑いが出た場合、地表面の変動観測や地下水位の観測を行い、状況の把握に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>5) 悪臭対策の推進</b>											
35	悪臭に関する苦情が発生した場合、「悪臭防止法」に基づき、石狩振興局などと連携して苦情の速やかな解決に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>6) 有害化学物質対策の推進</b>											
36	ダイオキシン類の特性や対策状況などについて、国や北海道が公表する情報を踏まえながら、「恵庭市の環境」などを通じて情報公開します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
37	アスベストが吹き付けられた建築物を解体等に伴ってアスベストが飛散しないよう、飛散防止対策を実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>7) 環境の美化や魅力ある景観の創出</b>											
38	魅力ある景観の創出、維持に資するボランティア清掃を支援するため、ボランティア袋を交付するとともに、清掃で集めたごみの回収を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
39	環境美化等推進員によるごみ排出のマナー啓発や、リサイクルの推進等に関する活動を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
40	「不法投棄巡回員によるパトロール」「不法投棄防止啓発看板の設置」「ポイ捨てごみ用ボランティア袋の回収」「5/30ごみゼロキャンペーン」などによる不法投棄の防止を啓発し、発生した不法投棄については施設管理者や警察などと連携し、適切に対応します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→



取組項目	実施スケジュール										
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
<b>4-2 生活環境</b>											
4-2-2 潤いのある生活環境の創造											
(1) 公園や緑地の適切な維持管理											
41	公園施設の老朽化が進んでいることから、引き続き公園の再整備を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
42	公園・緑地154箇所の指定管理者による監視を継続して行うことで、公園・緑地の充実に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(2) 花と緑のまちづくりの推進と魅力ある景観の維持											
43	花壇の造成など、景観に配慮した公共施設の整備を進めるとともに、施設管理者による水やりなどの協力を要請するなど、良好な花と緑のまちづくりを進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
44	市街地等の緑地が無秩序に減少するのを防止するため、宅地等開発行為に関する指導要綱に基づく緑化の促進を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
45	花と緑のまちづくりの一環として、花壇コンクールの実施や、花とくらし展の開催などを、引き続き行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
46	空地の雑草に関する苦情は毎年多いことから、「空地の環境保全に関する条例」に基づき、管理不全の空地所有者への除草指導などを、引き続き行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(3) 健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現											
1) 低炭素で健康な住まいの普及											
47	建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、安全安心でゆとりあるまちづくりを進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
48	省エネ型住宅の普及啓発を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
2) 地方移住、二地域居住の促進											
49	テレワーク移住の促進や環境配慮型住宅団地の開発など、環境に配慮した移住定住事業や、低利用地の再開発事業などを並行して進めます。また、地方移住の魅力PRのための北海道外イベントを継続して行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→



## 4-3 地球環境

### 4-3-1 地球温暖化の緩和策の推進



脱炭素社会の構築に向けた動きは全世界的なものとなっています。我が国では、令和 3（2021）年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正が、令和 3（2021）年 10 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量の削減目標（基準年比）を、これまでの 26%から 46%へと大幅に引き上げています。

一方、恵庭市の温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素）の排出状況は、直近の平成 30（2018）年度で 773 千 t-CO<sub>2</sub> となっています。将来推計の結果、このまま何も対策を講じないケースでは令和 12（2030）年度に 803 千 t-CO<sub>2</sub> と予測されており、基準年より増加することが見込まれます。

それを踏まえ、恵庭市においても、国の削減目標に準じた削減目標を設定することとします。

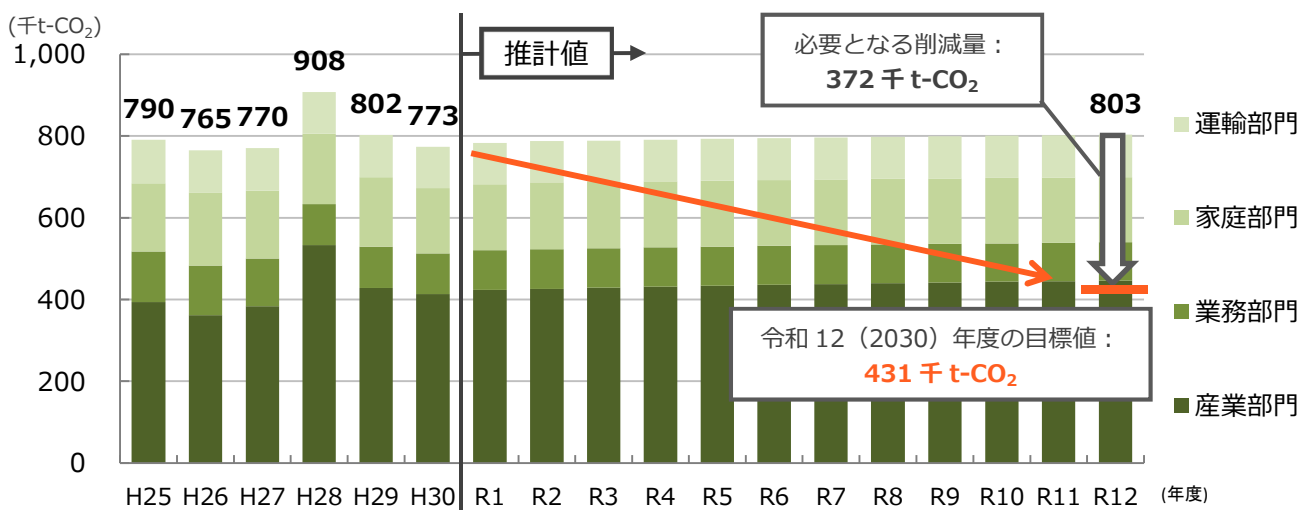


図 20：市域における温室効果ガス排出量（エネルギー起源）の推移

表 1：国の削減目標を踏まえた恵庭市の削減目標

	基準年 (H25)の 排出量	国の 削減目標%	R12の 排出量目標	R12の 推計値	必要な 削減量	参考 直近(H30)の 排出量
エネルギー起源二酸化炭素						
・産業部門	394	-38%	244	446	202	413
・業務部門	123	-51%	60	94	34	100
・家庭部門	167	-66%	57	159	102	159
・運輸部門	106	-35%	69	103	34	101
合計	<b>790</b>		<b>431</b>	803	372	773

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

## ① 現状

恵庭市では、事務事業および市域から排出される温室効果ガスの抑制のため、「恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）・同（区域施策編）」を策定し、排出削減を推進しています。

平成 29（2017）年 3 月に「恵庭市クールチョイス宣言」を行い、イベントや WEB を活用し環境省が提唱する国民運動「クールチョイス」の普及啓発や、えにわ環境・エネルギー展の開催（うちエコ診断会の実施）、各種啓発物の発行など、幅広い年代を対象に意識啓発を実施しています。

公共施設では、カーボンマネジメントシステムに基づいたエネルギーの使用量管理や、LED や電源自立型空調 GHP などの省エネ機器の導入によるエネルギー使用量の削減、二酸化炭素排出量の少ない新電力への切り替え等を着実に進めているほか、太陽光発電の設置や、下水道事業における地域バイオマス（生ごみ及びし尿・浄化槽汚泥）の受け入れによるバイオガス利用（発電）、ごみ焼却施設の余熱利用による発生活泥の減容化（「令和 3 年度（第 14 回）国土交通大臣賞〈循環のみち下水道賞〉」において「グランプリ」を受賞）など、再生可能エネルギーや熱エネルギーの有効利用を進めています。

さらに、市域での再生可能エネルギー導入促進に向け、先進設備の設置補助（家庭向け）や補助金情報の発信等（企業向け）を行ってきました。

## ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
恵庭市内の温室効果ガス排出量	令和 2（2020）年度排出量を平成 25（2013）年度比で 8%減	未達成 (H30 時点で 2.2%減)
市役所の事務事業における二酸化炭素排出量（エネルギー起源）	令和元（2019）年度排出量を平成 25（2013）年度比で 6%削減	未達成 (R1 実績 1.9%減)
クールチョイス賛同登録者数	市の人口の 5%	達成

※「市役所の事務事業における二酸化炭素排出量」については、「第 2 次環境基本計画」策定後に策定された「第 4 次恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の目標値を使用

※クールチョイス賛同登録者数は、クールチョイス促進事業の個別指標

指標	目標	成果
公共施設における省エネルギーの推進	低公害車 → 増加	達成
	道路照明・防犯灯 LED 化 → 増加	達成
日常生活における環境保全の取り組み	「環境に配慮した暖房機器の使用を心掛けている」 → 取組状況が現状（2.29）より増加	達成（2.54）
公共施設における新エネルギーの導入	太陽光発電 → 増加 (図書館・桜町公園・道と川の駅)	達成
	太陽熱利用の実施	未達成
	バイオガス発電の実施	達成
日常生活における環境保全の取り組み	バイオガスの熱利用 → 増加 (下水終末処理場：ボイラー利用)	廃止 (発電に移行)
	「太陽光発電などクリーンエネルギーを導入している」 → 取組状況を現状（1.06）より増加	達成（1.14）

### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
地球温暖化防止のための取り組み	改善度順位 8位 (38項目中)
省エネルギーの推進	改善度順位 4位 (38項目中)
再生可能エネルギーの活用	改善度順位 28位 (38項目中)
次世代エネルギーの活用	改善度順位 31位 (38項目中)

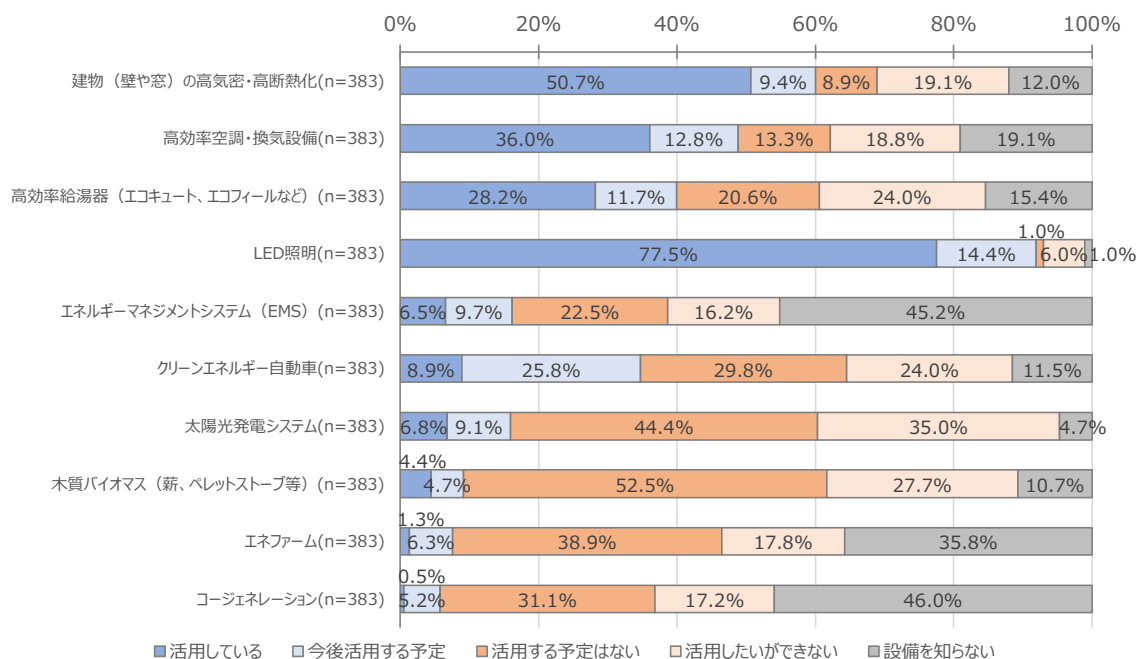


図 21：省エネ・新エネ機器の活用状況と今後の意向 (アンケート結果)

#### ④ 課題と施策の方向性

地球温暖化対策については、「恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）・同（区域施策編）」それぞれにおいて、現計画での目標は未達成である上、ゼロカーボンを見据えた目標値の引き上げは必須であることから、今後、抜本的な取り組みの強化が必要であると言えます。

取り組みの強化にあたっては、環境分野だけではなく経済・社会との統合的発展を目指すべく、庁内各課および市民・事業者等との緊密な連携が必要となるほか、市内・市外の幅広い関係者と連携し、「エネルギーの地産地消」の仕組みづくりを具体的に検討していくことも不可欠と考えられます。

市民アンケートでは、市民のほとんどが地球温暖化の影響で異常気象が起きていると考えており、地球温暖化に関する情報発信にニーズが高くなっているなど、市民意識が高い状況ですが、省エネルギー機器と新エネルギー機器はどちらも導入が進んでいない状況で、再生可能エネルギー機器は省エネルギー機器と比べると重要度が低い認識でした。

これらの機器の導入が進んでいない理由は「経済的に難しい」が最多で、設備補助の拡大を求める声もありましたが、財源的に限界があることから、「各種データ収集・蓄積」、「分析」、「公表」、「技術支援」といったサイクルを活用するなど、補助以外の手法で個人・企業の設備投資を促進する取り組みも必要です（※）。

また、世界では環境金融の流れも広がっており、市内企業の競争力強化の観点からも、環境意識の醸成は非常に重要といえます。

そのため、省エネ法に基づく排出量の実績報告義務がない中小企業に対しても、啓発を進めていくことが重要なポイントになると考えられます。

これらを踏まえ、削減目標値は、国の方針と同様、「令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 46%削減」とし、これの達成に向けては、省エネルギー「行動」だけでは限界があり、省エネルギー「設備導入」や「改修」などを着実に進めていく必要があります。

※例) 市内に設置された太陽光発電システムに関し、設置者のモニター協力等を得て、設置条件・発電実績・設置費用などを公表 → 新たな設置を検討している人の収益性判断の材料とするなど。

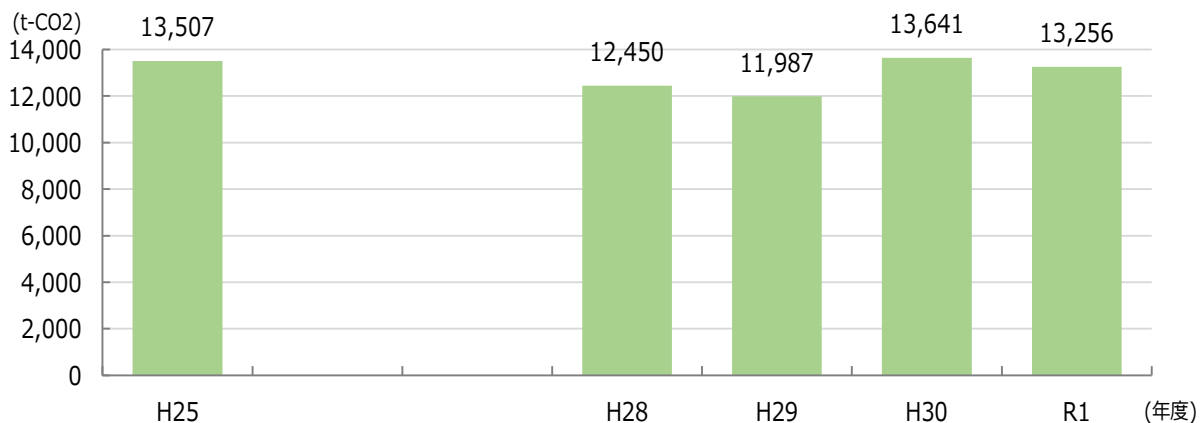


図 22：市役所の事務・事業における二酸化炭素排出量（エネルギー起源）の推移

## ⑤ 取組項目

### 1) 事務事業における温室効果ガス排出削減の率先実行

- 「恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき PDCA サイクルを伴った施策を推進します。
- 公共施設への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を着実に進めます。
- 事務事業における再生可能エネルギーの活用を推進するため、再生可能エネルギーの調達・使用・供給体制の構築について検討します。
- 併せて、蓄電設備導入についても検討し、公共施設における防災機能の向上を進めます。
- 公用車の更新にあたっては、『動く蓄電池』である電気自動車への更新を基本とするなど、公用車の電動化を進めます。
- カーボンマネジメントシステムに基づき、公共施設におけるエネルギー使用量を抑制し、二酸化炭素排出量の削減を進めます。
- 職員一人ひとりの省エネ行動等をより一層浸透、推進するため、削減効果の見える化や研修の定期的な開催を実施します。
- 公共建築物の更新や大規模改修にあたっては、省エネ設備の導入や建物の省エネ化に努めます。
- 二酸化炭素排出量の削減に有効となる、環境負荷の少ない電気事業者との契約について検討し、導入施設を増やしていきます。
- エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況を把握し、再生可能エネルギーの導入・活用機会を積極的に追及し、更なる省エネの推進に努めます。

## 2) 市域における再生可能エネルギーの導入拡大と省エネの推進

- 市内外の事業者や近隣自治体とも連携し、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを進めます。
- 地域のポテンシャルを最大限活かし、域内における再生可能エネルギーの導入・活用の拡大に努めます。
- ポテンシャル情報や地域内の再生可能エネルギーの導入状況等をわかりやすく整理し、公表します。
- 域内の企業の取組状況を把握するため、継続的な調査を実施し、蓄積したデータの分析・活用・公表を推進します。
- 域内の研究機関等と連携し、バイオコークス燃料の開発・事業化に向けて、企業・研究機関等のマッチング事業を推進します。
- ESG 投資等の広がりに伴い、市内企業の競争力強化の観点から中小企業向けの意識啓発・情報発信を強化します。
- 環境エネルギー展や啓発動画、特設 HP、リーフレットの作成等による情報発信、アンケート調査の実施により、市民や事業者にクールチョイスを啓発し、省エネ意識の熟成に努めます。
- パンフレットや広報誌、フリーペーパーなどを活用し、ゼロエネルギーハウスやゼロエネルギービルの普及啓発を進めます。
- 省エネ型住宅や省エネルギー設備、再生可能エネルギー等についての相談窓口を一本化して、市民・事業者が相談しやすい体制を構築します。
- 省エネ設備や再エネ導入による効果など、導入検討に参考となる情報を分かりやすく整理し、ホームページでの公表や相談窓口での技術支援を行います。
- 国や北海道の補助制度の有効活用や最新の状況についての情報収集に努めます。
- 市民や事業者が、再生可能エネルギーの導入に興味を持ってもらえるよう、その導入効果や事業性等の情報を分析し、分かりやすく公表するなど積極的な情報提供を行います。
- 市内事業者による廃食油の BDF 化事業について、回収場所の周知や拡大、市内小学校での回収等に協力します。
- 廃棄物処理事業と下水処理事業との連携によるエネルギー利用（バイオガス発電、ごみ焼却余熱利用による汚泥の減容化など）を継続します。
- 水素をはじめとする次世代エネルギーの利用可能性について、情報収集に努めます。

### 3) 脱炭素まちづくりの推進

- 「令和3年版恵庭市都市計画マスタープラン」に沿って、日常生活に必要なまちの機能の集約化を図るなど、コンパクトなまちづくりを進めます。
- 駅周辺の駐車場整備によるパークアンドライドの推進やエコバスの停留所の設置を進めるとともに、実施している施策の情報発信を積極的に行い、さらなる公共交通機関の利用拡大を目指します。
- 市民生活の足を支えるコミュニティバスなどの運行を引き続き行うとともに、多様化する利用者の要望にマッチする運用方法を検討します。
- 特定経路のバリアフリー化を進めるなど、自転車及び歩行者が利用しやすい施設整備を推進します。
- 二酸化炭素の吸収源として、適切な森林管理が重要となることから、森林所有者に対して、森林整備のための意向調査等により、適正な森林の管理を目指すよう協力の呼びかけを行います。  
また、街路樹などの市内に点在する樹木についても、同様に適正管理を目指すよう、協力の呼びかけを行います。
- 公共施設及び工場・事業場等における緑化を推進します。



## 4-3-2 地球温暖化の 適応策の推進



### ① 現状

「国連気候変動に関する政府間パネル」の「第5次評価報告書」における、地球温暖化が最も進む「RCP8.5」シナリオによると、石狩地方では以下の気候変化が予測されています。

※比較対象は20世紀末の気候（現在気候：昭和55（1980）年～平成11（1999）年）と21世紀末気候（将来気候：令和58（2076）年～令和77（2095）年）

#### 1) 平均気温の変化

年平均気温が約4.9℃上昇すると予測されています。

詳細を見ると、季節別では冬の上昇量がやや多く、5.4℃上昇すると予測されています。

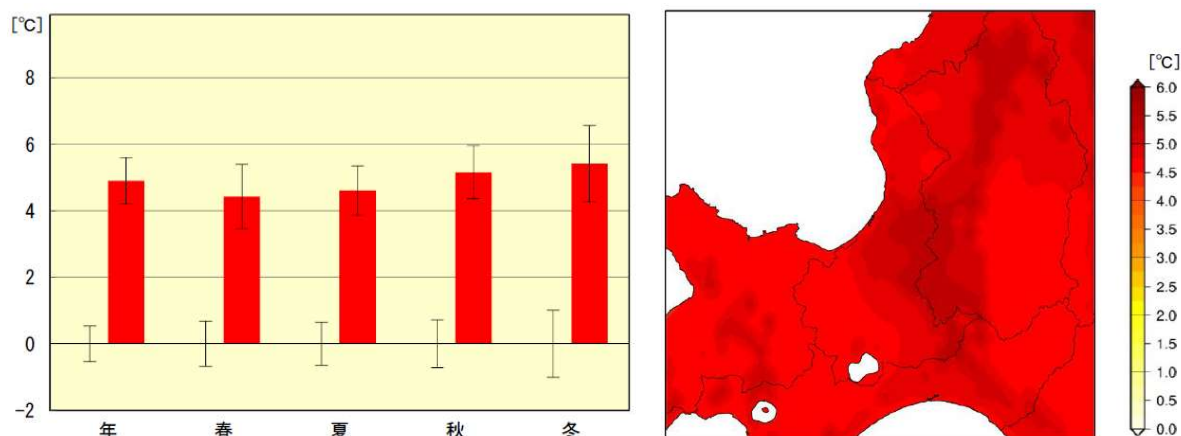


図 23：年・季節別の平均気温の変化（左）、平均気温の変化（右）

出典：北海道地方 地球温暖化予測情報（石狩地方）／気象庁

#### 2) 夏日・真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の変化

夏日・真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数が増加すると予測されています。

詳細を見ると、夏日は年に約57日、真夏日は年に約26日増加すると予測されています。

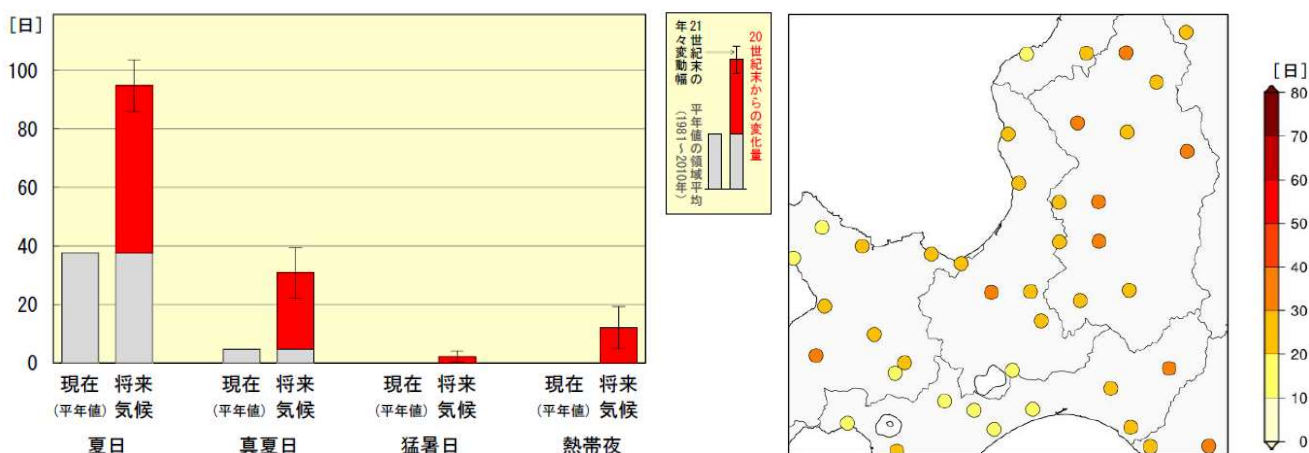


図 24：夏日・真夏日等の日数の変化（左）、真夏日日数の変化（右）

出典：北海道地方 地球温暖化予測情報（石狩地方）／気象庁

### 3) 冬日・真冬日の日数の変化

冬日・真冬日はともに減少すると予測されています。

詳細を見ると、冬日は年に約62日、真冬日は年に約49日減少すると予測されています。

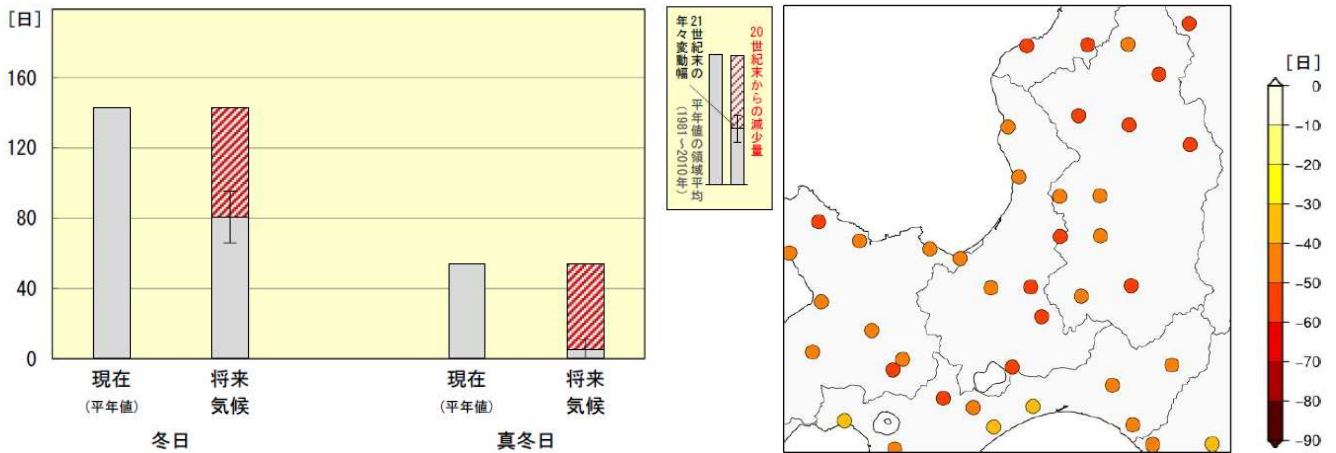


図 25：冬日・真冬日の日数の変化 (左)、真冬日の日数の変化 (右)

出典：北海道地方 地球温暖化予測情報 (石狩地方) / 気象庁

### 4) 大雨・短時間強雨の年間発生日 (回) 数の変化

1 地点あたり的大雨・短時間強雨の発生日 (回) 数はともに増加すると予測されています。

詳細を見ると、日降水量 100mm 以上的大雨は 2 年に 1 日 (回) 程度、1 時間降水量 30mm 以上の短時間強雨 (バケツをひっくり返したような雨) はほぼ毎年出現すると予測されています。

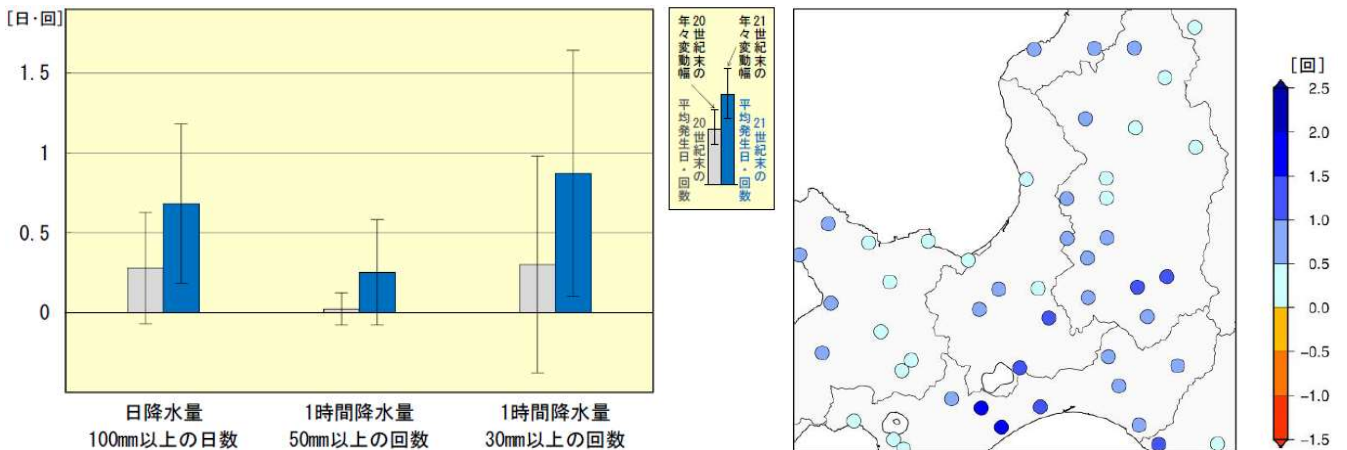


図 26：大雨等の 1 地点あたり発生日 (回) 数の変化 (左)、1 時間降水量 30mm 以上の発生回数の変化 (右)

出典：北海道地方 地球温暖化予測情報 (石狩地方) / 気象庁

## ② 気候変動による影響予測

こうした気候変動の予測に基づき、国や北海道では気候変動による各分野への影響を予測しています。

### 1) 国の影響予測

国は令和2(2020)年12月に「気候変動影響評価報告書」を作成し、気候変動による日本への影響について、科学的知見に基づき、7分野71項目を対象に「重大性」、「緊急性」、「確信度」の評価を行っています。

表2：地球温暖化による影響の予測

分野	大項目	小項目	国の評価(2020)			
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稲	●	●	●	
		野菜等	◆	●	▲	
		果樹	●	●	●	
		麦・大豆・飼料作物等	●	▲	▲	
		畜産	●	●	▲	
		病害虫・雑草等	●	●	●	
		農業生産基盤	●	●	●	
		食料需給	◆	▲	●	
		林業	林材生産(人工林等)	●	●	▲
	特用林産物(きのこ類等)		●	●	▲	
	水産業		●	●	▲	
	水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◆	▲	▲
			河川	◆	▲	■
			沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲
水資源		水供給(地表水)	●	●	●	
	水供給(地下水)	●	▲	▲		
	水需要	◆	▲	▲		
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	●	●	▲	
		自然林・二次林	●	●	●	
			●	●	●	
		里地・里山生態系	◆	●	■	
		人工林	●	●	▲	
		野生鳥獣の影響	●	●	■	
		物質収支	●	▲	▲	
		淡水生態系	湖沼	●	▲	■
	河川		●	▲	■	
	湿原		●	▲	■	
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●	
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	
	その他	生物季節	◆	●	●	
		分布・個体群の変動	●	●	●	
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能	●	▲	■	
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲	
		サンゴ礁によるEco-DRR機能等	●	●	●	
		自然生態系と関連するレクリエーション機能	●	▲	■	
			●	—	—	
		●	—	—		

分野	大項目	小項目	国の評価(2020)			
			重大性	緊急性	確信度	
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	
		内水	●	●	●	
		海面水位の上昇	●	▲	●	
	沿岸	高潮・高波	●	●	●	
		海岸侵食	●	▲	●	
			●	▲	●	
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	
	その他	強風等	●	●	▲	
		複合的な災害影響				
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲	
	暑熱	死亡リスク	●	●	●	
		熱中症	●	●	●	
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	
		節足動物媒介感染	●	●	▲	
		その他の感染症	◆	■	■	
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響		◆	▲	▲
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)		●	●	▲
		その他の健康影響		◆	▲	▲
	産業・経済活動	製造業		◆	■	■
食品製造業			●	▲	▲	
エネルギー		エネルギー需給	◆	■	▲	
商業			◆	■	■	
小売業			◆	▲	▲	
金融・保険			●	▲	▲	
観光業		レジャー	◆	▲	●	
自然を活用したレジャー業			●	▲	●	
建設業			●	●	■	
医療			◆	▲	■	
その他	海外影響	◆	■	▲		
	その他	—	—	—		
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	
	文化・歴史を感じる暮らし	生物季節・伝統行事	◆	●	●	
		地場産業等	—	●	▲	
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	

重大性	緊急性、確信度
●：特に重大な影響が認められる	●：高い
◆：影響が認められる	▲：中程度
—：現状では評価できない	■：低い
	—：現状では評価できない

出典：気候変動影響評価報告書（環境省）

## 2) 北海道の影響予測

北海道では、令和2(2020)年2月に「北海道気候変動適応計画」を策定し、その中で、北海道で予測される気候変動の影響を整理しています。

また、北海道で予測されている気候変動の影響のうち、恵庭市に該当する内容は下表のとおり(灰色の網掛けを除く)です。

表3：地球温暖化による北海道への影響の予測 その1

分野	大項目	小項目	北海道の評価
自然災害・沿岸域	河川	洪水	◇時間雨量50mmを超える短時間強雨等による甚大な水害(洪水、内水、高潮)の発生 ●洪水を起こしうる大雨事象が増加、施設の能力を上回る外力による水害が頻発
		内水	◇時間雨量50mmを超える短時間強雨等による甚大な水害(洪水、内水、高潮)の発生 ●洪水を起こしうる大雨事象が増加、施設の能力を上回る外力による水害が頻発
	沿岸	海面上昇	●温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面上昇が発生
		高潮・高波	◇高波の波高及び周期の増加等 ●中長期的な海面水位の上昇や高潮偏差(通常の潮位と台風など気象の影響を受けた実際の潮位との差)・波浪の増大による高潮や高波被害、海岸侵食等のリスク増大 ●温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面上昇が発生
		海岸侵食	●中長期的な海面水位の上昇や高潮偏差(通常の潮位と台風など気象の影響を受けた実際の潮位との差)・波浪の増大による高波被害、海岸侵食等のリスク増大
	山地	土石流・地すべり等	◇短時間強雨の発生頻度の増加に伴う人家・集落等に影響する土砂災害の年間発生件数の増加 ●集中的な崩壊・土石流等の頻発による山地や斜面周辺地域の社会生活に与える影響の増大
その他	強風等	●強風や強い台風の増加等 ●竜巻発生好適条件の出現頻度の増加	
健康	暑熱	死亡リスク	◇気温の上昇による超過死亡(直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標)の増加 ●夏季における熱波の頻度増加 ●熱ストレスの増加による死亡リスクの増加
		熱中症	◇●熱中症搬送者数の増加
	感染症	節足動物媒介感染症	◇デング熱等の感染症を媒介する蚊(ヒトスジシマカ)の生息域の拡大 ●感染症を媒介する節足動物の分布可能域の変化による節足動物媒介感染症のリスク増加
	その他(脆弱集団への影響)		◇熱による高齢者への影響
産業・経済活動	金融・保険		◇自然災害に伴う保険損害が著しく増加 ●自然災害に伴う保険損害の増加による保険金支払額や再保険料の増加
	観光業	レジャー	◇スキー場における積雪深の減少 ●自然資源(森林、雪山等)を活用したレジャーへの影響
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道・交通等	◇記録的な豪雨による地下浸水、停電、湧水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等 ●短時間強雨や湧水の頻度の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響
		文化・歴史を感じる暮らし	生物季節
		伝統行事・地場産業等	〈本道に関連する記述なし〉
	その他	暑熱による生活への影響等	◇熱中症リスクの増大や快適性の損失等 ◇●気候変動による都市域での気温上昇
農業・林業・水産業	農業	水稻	●出穂期の前進と登熟気温の増大により収量はやや増加しアミロース含有率低下により食味向上
		果樹	●果樹栽培に適した地域の拡大 ●醸造ワイン用ぶどう生産適地が広がる可能性

【凡例 ◇：現在の影響、●：将来予測、青字：良い影響、黒字：悪い影響】

※恵庭市に未該当の部分は灰色に塗りつぶしています。

出典：北海道気候変動適応計画(北海道)

表 4：地球温暖化による北海道への影響の予測 その2

分野	大項目	小項目	北海道の評価	
農業・林業・水産業	農業	麦、大豆、飼料作物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小麦：収量は日射量低下で減少。生育後半の降水量増加により、倒伏、穂発芽、赤かび病が発生し品質低下</li> <li>●大豆：収量は道央、道南の一部を除き増加。高温による裂皮が発生し品質低下。病害虫被害拡大</li> <li>●小豆：収量は十勝、オホーツクで増加。道央、道南の一部で小粒化により規格内歩留低下。病害虫被害拡大</li> <li>●てんさい：気温上昇により収量は増加するが、根中糖分は低下。糖量はやや増加。病害多発</li> <li>◇ばれいしょ：土壌凍結深が浅くなり、前年の収穫時にこぼれた小イモの雑草化</li> <li>●牧草：収量は日射量低下で減少</li> <li>●飼料用とうもろこし：気温の上昇、昇温程度に合わせた品種変更で収量は増加。病害多発懸念</li> </ul>	
		畜産	●気温上昇による暑熱対策経費の増加	
		病害虫・雑草	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇道内未発生害虫の新たな発生</li> <li>●病害虫の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害拡大、道内未発生病害虫の侵入による重大な被害の発生</li> <li>●雑草の定着可能域の拡大や北上、雑草による農作物の生育阻害や病害虫の宿主となる等の影響</li> <li>●病原体を媒介する節足動物の生息域や生息時期の変化による動物感染症の疾病流行地域の拡大や流行時期の変化海外からの新疾病の侵入等</li> </ul>	
		農業生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇降水量に関して、多雨年と渇水年の変動幅の拡大、短期間強雨の増加</li> <li>●融雪の早期化や融雪流出量の減少による農業用水の需要への影響</li> <li>●降水量、降水強度の増加に伴う農地等の排水対策への影響</li> </ul>	
		林業	林材生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>●降水量の増加等による植生変化に伴う人工林施業への影響</li> <li>●病虫獣害の発生・拡大による材質悪化</li> </ul>
		特用林産物(きのこ類等)	(本道に関連する記述なし)	
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ブリ、スルメイカの分布・回遊域の変化</li> <li>●シロザケの生息域減少</li> <li>●ブリ、ニシン、マイワシの分布域の北への拡大・移動、スルメイカの分布密度低下、サンマの成長鈍化と産卵量の増加</li> </ul>	
		増養殖等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海洋の酸性化による貝類養殖への影響</li> <li>●藻類の種構成や現存量の変化によって、アワビ、ウニ等の磯根資源が減少</li> </ul>	
	水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	●多目的ダムのうち、富栄養湖に分類されるダムが増加
	水環境・水資源	水資源	水供給(地表水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●渇水が頻発化、長期化、深刻化、さらなる渇水被害の発生</li> <li>●農業用水の需要への影響</li> <li>●日本海側の多雪地帯での河川流況の変化</li> </ul>
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇融雪時期の早期化等による植生の衰退や分布の変化</li> <li>●高山帯・亜高山帯の植物種の分布適域の変化や縮小、融雪時期の早期化による高山植物の個体群の消滅や高山植物を利用する他の生物の絶滅</li> </ul>	
		自然林・二次林	(◇落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わりの可能性) (●冷温帯林の分布適域の減少、暖温帯林の分布適域の拡大) (●マダケ属の分布適域の拡大)	
		人工林	●森林病害虫の新たな発生・拡大の可能性	
		野生鳥獣による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇エゾシカ等の分布拡大</li> <li>●積雪期間の短縮等によるエゾシカなど野生鳥獣の生息域拡大</li> <li>●渡り鳥の飛行経路や飛来時期の変化による鳥インフルエンザの侵入リスクへの影響</li> </ul>	
		物質収支	(本道に関連する記述なし)	
	淡水生態系	湖沼	●鉛直循環の停止・貧酸素化、これに伴う貝類等の底生生物への影響、富栄養化	
		河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>●冷水魚が生息可能な河川が分布する国土面積の減少</li> <li>●陸域生態系からの窒素やリンの栄養塩供給の増加</li> </ul>	
		湿原	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇降水量の減少や湿度低下、積雪深の減少による乾燥化</li> <li>●降水量や地下水位の低下による高層湿原における植物群落(ミズゴケ類)への影響</li> <li>●流域負荷(土砂や栄養塩)に伴う低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移等</li> </ul>	
	沿岸生態系	温帯・亜寒帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇●海水温の上昇に伴う低温性の種から高温性の種への遷移</li> <li>●コンブ類の生息域の減少</li> </ul>	
	海洋生態系		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇オホーツク海の最大海水域面積(海水域が年間で最も拡大した半旬の海水域面積)の長期的な減少</li> <li>●1～4月にかけてのオホーツク海の海水域面積の減少</li> <li>●3月頃にみられる最大海水域面積の減少</li> </ul>	
生物季節		◇●植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど		
分布・個体群の変動		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇●分布域の変化やライフサイクル等の変化</li> <li>●種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化、生育地の分断化などによる種の絶滅</li> <li>●外来種の侵入・定着率の変化</li> </ul>		

【凡例 ◇：現在の影響、●：将来予測、青字：良い影響、黒字：悪い影響】

※患庭市に未該当の部分は灰色に塗りつぶしています。

出典：北海道気候変動適応計画（北海道）



### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
猛暑や集中豪雨の増加などの 気候変動への対策	改善度順位 9位（38項目中）

### ④ 課題と施策の方向性

「気候変動への対策」の市民満足度は低い状況にあること、温室効果ガスの削減を進めたとしても気候変動は避けられない状況になっていることから、気候変動への適応策を適切に講じていくことが求められます。

### ⑤ 取組項目

#### 1) 自然災害に対する適応策

- 最新の情報入手に努め、町内会自主防災組織等にもタイムライン作成の働きかけを行います。
- 危険個所の把握に努め必要に応じ、関係所管と連携して対策を進めます。
- 既存、新規の災害協定先企業との連携を進めていくほか、計画に基づき必要な資機材の備蓄を取り進めます。
- 地域と連携した防災訓練を実施します。
- 災害時に非常電源となる再生可能エネルギー設備やEVの普及を促進します。
- 防災教育を推進するとともに、防災知識の普及に努めます。
- ハザードマップを積極的に公表していくとともに、市民の方の理解促進に努めます。
- 避難所以外の地域会館などにおいても、非常用電源の確保に努めます。
- 異常気象を見据えた除排雪体制を構築します。
- 安心安全で持続可能な下水道に向けて、気候変動の状況把握に努め、雨水管整備や雨水流出抑制などによる浸水対策を行います。

#### 2) 健康分野に対する適応策

- 熱中症や感染症に対する注意喚起を行います。
- 防疫活動に必要な資材の計画的な備蓄を進めます。
- 個人でできる健康分野の適応策について、市のHPや広報・パンフレットなどの多様な媒体で情報発信し、普及啓発に努めます。

### 3) 農業・林業分野に対する適応策

- 気候変動に適応した農業技術等の情報収集と普及啓発に努めます。
- 農地の保全を進め、農地が有する多面的機能（雨水の一時的貯留、多様な生物のすみか、食料の供給、景観の創出など）の維持・拡大に努めます。
- 農地や農業水利施設における防災・減災対策に努めます。
- 気候変動によって新たに発生する可能性のある病害虫について、情報収集を行い、対策を検討します。

### 4) 水資源に対する適応策

- 安定的な水供給を維持するため、複数の水源の確保に努めます。
- 「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、水道水源となっている漁川上流域の規制地域内の対象事業場に対して、排水の水質規制を行い、監視結果を「恵庭市の環境」で情報公開します。
- 基幹的な水利施設の適切な維持管理に努めます。
- 老朽化した水道施設の適切な整備・更新に努めます。
- 緊急貯水槽整備など、渇水時における対策を検討します。
- 雨水・再生水の利用を推進します。



## 4-3-3 地球環境保全対策の推進



### ① 現状

オゾン層破壊を防止するため、家庭から廃棄される業務用冷蔵庫を業者へ委託し、フロン類の回収処理を実施しています。

また、森林の保全を進めて行くため、グリーン購入やペーパーレス化、地域材の利用を進めています。

### ② 課題と施策の方向性

今後も適切に地球環境を保全していくため、オゾン層破壊物質の排出対策や、二酸化炭素吸収源としての森林保全の取り組みを継続していくことが求められます。

### ③ 取組項目

- 一般家庭から排出されるフロン含有物について、フロン類の適正な回収、処理を進めます。
- 引き続き、グリーン購入における取り組みを進めるため、職員研修会等を通じて、定期的に呼びかけを行います。
- コピー用紙の利用削減を進めるため、引き続き裏面活用のほか、事務のデジタル化によるペーパーレス化を推進します。
- 引き続き、工事の特記仕様書における地域材利用の提示等を行うことにより、地域材の利用を推進します。

## 4-3-4 循環型社会の形成

### (1) ごみの減量化・資源化



#### ① 現状

ごみの排出を抑制するために、ごみの減量化やリサイクルに関する広報を行うなど、市民・事業者に向けた意識啓発を実施しており、1人1日あたり家庭系ごみの排出量は減少傾向となっています。

また、小型家電の回収、集団資源回収への奨励金交付など、排出抑制と合わせた3R活動を推進しており、恵庭市のリサイクル率はここ数年横ばい傾向にあるものの、全国・全道よりも高い値となっています。

その他、市の不法投棄巡視員によるパトロールや、不法投棄注意箇所には不法投棄防止啓発看板の設置を行うなど、不法投棄を減らす取り組みを推進しています。

## ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
1人1日当たり 家庭系ごみの排出量	557g/日・人 (H22) →542g/日・人 (H30)	未達成 (561g/日・人)
リサイクル率	25.6% → 50%以上 (H30)	未達成 (36.3%)
最終処分場の低減目標値	H30に処分量20% (H13比) H13埋立量: 13,209t	未達成 H30埋立量: 17,279.52t →H13比131%
生ごみの減量に心掛けている ※1	取組状況を現状(2.21)より増加	達成(2.26)
ごみはきちんと分別して 出している※1	取組状況を現状(2.92)より増加	達成(2.92)
ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー ※2	満足度を現状(2.61)より増加	達成(3.14)

※1 取組状況の点数は、市民アンケート調査で各項目の取組状況を回答してもらい、それに対して「活用している：3点、今後活用する予定：1点、活用する予定はない：1点、活用したいができない：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。  
(ただし、「わからない・該当しない」は回答者数には加えないこととしています。)

※2 満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満：2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

注) 1人1日当たり家庭系ごみの排出量

計画策定時(H24)は、『市の収集量』ベースで現状値・目標数値を設定していましたが、成果算出時(R3)では、これらを『家庭からの排出量』ベースに置き換えて算出しました。(家庭からの排出量 = 市の収集量 + 市への直接搬入量)

### ○『収集量』による成果算出(目標設定時 H24)

	【市の家庭系ごみ収集量合計】	【人口】	【日数】	【g換算】
現状値(H22)	: 13,355.73 (t/年) ÷	68,853 (人) ÷	365 (日/年) ×	1,000,000 = <b>531g/日・人</b> «令和2年度清掃事業の概要 P.22»
目標値(H30)	: 13,448.00 (t/年) ÷	71,400 (人) ÷	365 (日/年) ×	1,000,000 = <b>516g/日・人</b> «一般廃棄物処理基本計画 (H21) P.52»
実績値(H30)	: 12,707.18 (t/年) ÷	69,626 (人) ÷	365 (日/年) ×	1,000,000 = <b>500g/日・人</b> «令和2年度清掃事業の概要 P.22»



### ○『排出量』による成果算出(成果算出時 R3)

	【家庭系ごみ排出量合計】	【人口】	【日数】	【g換算】
現状値(H22)	: 13,995.04 (t/年) ÷	68,853 (人) ÷	365 (日/年) ×	1,000,000 = <b>557g/日・人</b> «令和2年度清掃事業の概要 P.22»
目標値(H30)	: 14,135.00 (t/年) ÷	71,400 (人) ÷	365 (日/年) ×	1,000,000 = <b>542g/日・人</b> «一般廃棄物処理基本計画 (H21) P.52»
実績値(H30)	: 14,263.07 (t/年) ÷	69,626 (人) ÷	365 (日/年) ×	1,000,000 = <b>561g/日・人</b> «令和2年度清掃事業の概要 P.22»

### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
3 Rの推進	改善度順位 35位 (38項目中)
食品ロス対策	改善度順位 20位 (38項目中)
廃プラスチックの適正処理	改善度順位 19位 (38項目中)
ごみの不法投棄の少なさ	改善度順位 26位 (38項目中)

### ④ 課題と施策の方向性

持続可能な循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化のために、「3R (Reduce (ごみの発生抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用) + Renewable (再生可能な資源に替える))」だけでなく、「Reduse (ごみの発生抑制)」につながる「Refuse (必要ないものは断る)」、「Repair (修理して使う)」、「Rental (借りる)」といった取り組みを着実に進めていくことが求められます。

そのために、市民や事業者に対してごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行うとともに、国や北海道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策を立案・実施することとします。

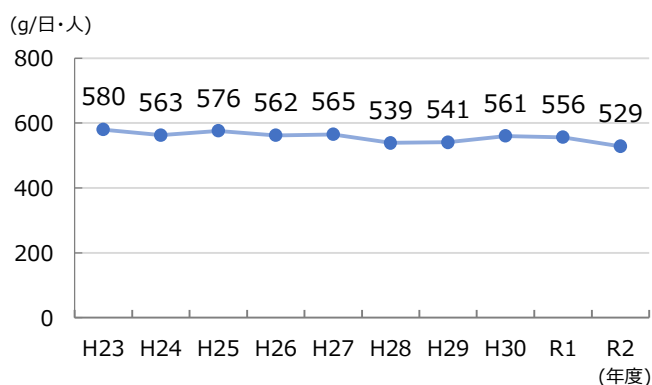
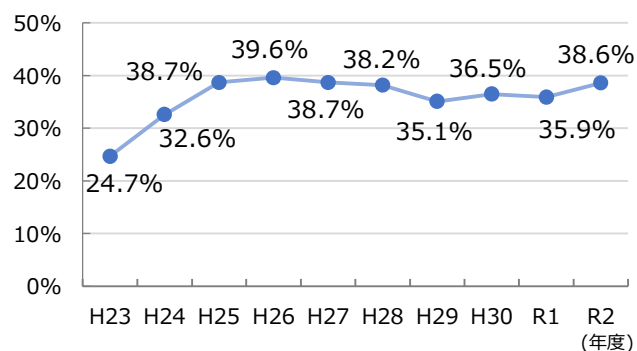


図 27：1人1日当たり家庭系ごみの排出量の推移



※リサイクル率は、(集団資源回収量 + 中間処理時の資源化量 + 最終処分時の直接資源化量) / (集団資源回収量 + 市が受け入れた一般廃棄物総量) で算出しています。

図 28：リサイクル率の推移

## ⑤ 取組項目

- 「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量や適正処理を推進するとともに、概ね5年を目途に計画見直しと目標達成状況の確認を実施します。
- ごみの発生量抑制・減量化、適正処理推進に資する適切なおみ処理手数料を設定します。
- 食品ロスを削減するため、「フードドライブ」や「フードバンク」、「食べきり運動」の普及啓発などを推進します。
- リデュースを推進するため、啓発リーフレットや出前講座などの各種媒体で、市民の意識啓発を図ります。
- 廃棄物の分別やトナーカートリッジの回収などを推進するとともに、職員研修会などを定期的に行い、職員の意識啓発を図ります。
- リユースに関する情報の周知による市民の意識啓発や、リユース事業に取り組む民間企業と連携したリユースの促進などを図ります。
- リサイクルを推進するため、集団資源回収の励行・支援や民間リサイクル事業者による資源回収に係る周知、小型家電の窓口回収などを実施するとともに、これらを通じた市民の意識啓発を図ります。
- 下水汚泥は下水道法(第21条の2第2項)を踏まえ、肥料及び熱エネルギーを主軸とした有効利用を継続します。
- 生ごみの分別収集を行い、し尿や下水汚泥との混合処理による資源化を推進します。
- 国のプラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえ、当市における廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムについて検討します。

## (2) ごみ処理施設・収集運搬



### ① 現状

焼却施設の整備や再資源化対象廃棄物の受け入れ規制を実施するなど、ごみの適正処理を進めております。また、戸別収集を実施していることから、分別率が高くなっている一方、集合住宅等のステーション収集では不適正排出が多くなっています。

### ② 課題と施策の方向性

循環型社会を実現するためには、ごみ処理施設やごみの収集運搬について、安定的で経済性・効率性を考慮した運営が求められます。そのため、ごみ処理施設の計画的な点検や維持管理、長寿命化や、適切なごみ処理体制を維持していくことが重要となります。

### ③ 取組項目

- 市の施設に搬入される廃棄物処理処分データを取りまとめ、市のホームページで情報公開します。
- 焼却施設で発生する余熱や、生ごみの処理の過程で生成されるバイオガス等、ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効活用を推進します。
- ごみ処理施設の延命化とリサイクル促進のため、再資源化処理対象廃棄物の受け入れ規制を実施します。また、ごみ処理施設は法に沿った適正管理を行うとともに、維持管理状況を公表します。
- 市が受け入れた廃棄物で資源化が可能なものについてはリサイクルを推進するよう、施設や維持管理体制を整備します。
- ごみの量や質の分析等を通じて、ごみ処理施設の負荷の軽減に努めるとともに、施設の計画的な維持管理、長寿命化を進めます。
- ごみの分別方法や収集ルートの見直しなど、経済的で効率的なごみ処理体制について継続的に検討します。
- 公共事業に伴い発生する廃棄物について、法令等に基づく適正処理を推進します。
- 公共事業に伴い発生する廃棄物について、マニフェスト制度に基づいて管理するとともに、適正処理を推進します。

## 【地球環境に係る指標】



指 標	評価方法	基 準	目 標
市域の二酸化炭素排出量	マニュアル（環境省）に基づき算定	790千t-CO <sub>2</sub> （H25時点）	46%削減
太陽光発電などクリーンエネルギーを導入している（市民）※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	1.14点（R3時点）	増加
環境に配慮した暖房機器の使用を心がけている（市民）※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.54点（R3時点）	増加
リサイクル率	実績をもとに算出	35.9%（R1時点）	36.9%
生ごみの減量に心がけている※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.26点（R3時点）	増加
ごみはきちんと分別して出している※1	市民アンケート調査で取組状況を調査	2.92点（R3時点）	増加
ごみ出し、ポイ捨てなどのマナー※2	市民アンケート調査で満足度を調査	3.14点（R3時点）	増加
事務・事業における二酸化炭素排出量（エネルギー起源二酸化炭素）	マニュアル（環境省）に基づき算定	13,506千t-CO <sub>2</sub> （H25時点）	40%削減
再生可能エネルギー100%の電力を使用している公共施設数（事務事業）	実績	5施設（R3時点）	増加
公用車のクリーンエネルギー公用車の導入台数（事務事業）	実績	5台（R3時点）	増加
公共施設における省エネ設備の導入施設数（事務事業）	実績	12%（R3時点）	増加
クールチョイス等の省エネ行動の実践率	市民アンケート調査で取組状況を調査	-（%）	R4 調査値を基準として増加
家庭におけるクリーンエネルギー車の活用状況（市民）	市民アンケート調査で取組状況を調査	8.9%（R3時点）	増加
家庭における太陽光発電システムの導入率（市民）	市民アンケート調査で取組状況を調査	6.8%（R3時点）	増加
新築住宅におけるZEH割合（市民）	市民アンケート調査で新築住宅におけるZEH割合を調査	-（%）	R4 調査値を基準として増加
事業所のエネルギー使用量の情報提供協力（事業者）	事業者向けに調査を実施	-（社）	工業団地内企業の50%
事業所における再生可能エネルギー電源の使用率（事業者）	事業者向けに調査を実施	-（%）	R4 調査値を基準として増加
事業所における省エネ設備の導入状況（事業者）	事業者向けに調査を実施	-（社）	R4 調査値を基準として増加
1人1日当たり家庭系ごみの排出量	実績をもとに算出	556g/日・人（R1時点）	532g/日・人

※1 取組状況の点数は、市民アンケート調査で各項目の取組状況を回答してもらい、それに対して「活用している：3点、今後活用する予定：1点、活用する予定はない：1点、活用したいができない：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。（ただし、「わからない・該当しない」は回答者数には加えないこととしています。）

※2 満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。



## 【市民と事業者に期待される役割】

### ① 市民



- 温室効果ガスを放出しないよう、節電や燃料消費の抑制に努めましょう。



- 家電製品を購入する際は、省エネタイプのものを選びましょう。



- 自動車を購入する際は、クリーンエネルギー自動車を検討しましょう。



- 省エネルギーに関心をもち、セミナーやイベントに参加しましょう。



- 住宅用太陽光発電などの再生可能エネルギーの情報を収集し、家庭での導入を検討しましょう。



- 自家用車の利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。



- 防災マップの確認等による防災意識の向上を図りましょう。



- 食料や飲料水、生活必需品などの防災グッズを準備しましょう。



- 物を大切に使う心を持ち、再利用を習慣づけましょう。



- ごみの分別を適切に行い、リサイクルや、学生服等をリユースするなど、廃棄物の削減に努めましょう。



- 食べ残しや消費期限切れによる廃棄などを減らし、食品ロスの削減に努めましょう。



- 簡易包装やマイバッグを選択し、プラスチックごみを削減しましょう。



## ② 事業者



- 事業活動によるエネルギー効率を高めるため、既存製品の使用方法を見直しましょう。



- 事業所内で省エネルギーに関する勉強会を開くとともに、法人向けのセミナー等へ参加しましょう。



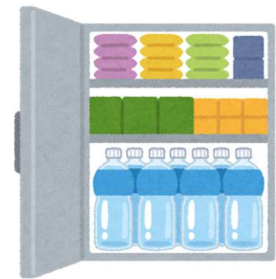
- 低公害車の利用を促進するとともに、電気自動車の導入についても検討しましょう。



- 温室効果ガス排出の抑制に努め、地球環境に配慮した事業活動を実践しましょう。



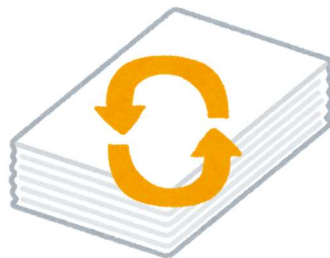
- 事業所への再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。



- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょ。



- 廃棄物ができるだけ発生しないよう、減量化に努めましょ。



- リサイクル・リユース製品を事業活動の中で優先的に利用ましょ。



- 過剰生産の見直しやフードバンクの活用などで、食品ロスの削減に努めましょ。



- 事業活動で発生したごみの分別は徹底し、リサイクル可能なものはリサイクル業者に引き取ってもらいましょ。

# 【実施スケジュール】

取組項目	実施スケジュール										
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
<b>4-3 地球環境</b>											
<b>4-3-1 地球温暖化の緩和策の推進</b>											
<b>1) 事務事業における温室効果ガス排出削減の率先実行</b>											
50	「恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づきPDCAサイクルを伴った施策を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
51	公共施設への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を着実に進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
52	事務事業における再生可能エネルギーの活用を推進するため、再生可能エネルギーの調達・使用・供給体制の構築について検討します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
53	併せて、蓄電設備導入についても検討し、公共施設における防災機能の向上を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
54	公用車の更新にあたっては、『動く蓄電池』である電気自動車への更新を基本とするなど、公用車の電動化を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
55	カーボンマネジメントシステムに基づき、公共施設におけるエネルギー使用量を抑制し、二酸化炭素排出量の削減を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
56	職員一人ひとりの省エネ行動等をより一層浸透、推進するため、削減効果の見える化や研修の定期的な開催を実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
57	公共建築物の更新や大規模改修にあたっては、省エネ設備の導入や建物の省エネ化に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
58	二酸化炭素排出量の削減に有効となる、環境負荷の少ない電気事業者との契約について検討し、導入施設を増やしていきます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
59	エネルギー-起源二酸化炭素については、その排出状況を把握し、再生可能エネルギーの導入・活用機会を積極的に追及し、更なる省エネの推進に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>2) 市域における再生可能エネルギーの導入拡大と省エネの推進</b>											
60	市内外の事業者や近隣自治体とも連携し、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを進めます。	新規	→	→	→	→	→	→	→	→	→
61	地域のポテンシャルを最大限活かし、域内における再生可能エネルギーの導入・活用の拡大に努めます。	新規	→	→	→	→	→	→	→	→	→
62	ポテンシャル情報や地域内の再生可能エネルギーの導入状況等をわかりやすく整理し、公表します。	新規	→	→	→	→	→	→	→	→	→
63	ポテンシャル情報や地域内の再生可能エネルギーの導入状況等をわかりやすく整理し、公表します。	新規	→	→	→	→	→	→	→	→	→
64	域内の研究機関等と連携し、バイオコークス燃料の開発・事業化に向けて、企業・研究機関等のマッチング事業を推進します。	新規	→	→	→	→	→	→	→	→	→
65	ESG投資等の広がりに伴い、市内企業の競争力強化の観点から中小企業向けの意識啓発・情報発信を強化します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
66	環境エネルギー展や啓発動画、特設HP、リーフレットの作成等による情報発信、アンケート調査の実施により、市民や事業者にクールチョイスを啓発し、省エネ意識の熟成に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
67	パンフレットや広報誌、フリーペーパーなどを活用し、ゼロエネルギーハウスやゼロエネルギービルの普及啓発を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
68	省エネ型住宅や省エネ設備、再生可能エネルギー等についての相談窓口を一本化して、市民・事業者が相談しやすい体制を構築します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
69	省エネ設備や再生エネ導入による効果など、導入検討に参考となる情報を分かりやすく整理し、ホームページでの公表や相談窓口での技術支援を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
70	国や北海道の補助制度の有効活用や最新の状況についての情報収集に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
71	市民や事業者が、再生可能エネルギーの導入に興味を持ってもらえるよう、その導入効果や事業性等の情報を分析し、分かりやすく公表するなど積極的な情報提供を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
72	市内事業者による廃食油のBDF化事業について、回収場所の周知や拡大、市内小学校での回収等に協力します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
73	廃棄物処理事業と下水処理事業との連携によるエネルギー利用（バイオガス発電、ごみ焼却余熱利用による汚泥の減容化など）を継続します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
74	水素をはじめとする次世代エネルギーの利用可能性について、情報収集に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>3) 脱炭素まちづくりの推進</b>											
75	「令和3年版恵庭市都市計画マスタープラン」に沿って、日常生活に必要なまちの機能の集約化を図るなど、コンパクトなまちづくりを進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
76	駅周辺の駐車場整備によるパークアンドライドの推進やエコバスの停留所の設置を進めるとともに、実施している施策の情報発信を積極的に行い、さらなる公共交通機関の利用拡大を目指します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
77	市民生活の足を支えるコミュニティバスなどの運行を引き続き行うとともに、多様化する利用者の要望にマッチする運用方法を検討します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
78	特定経路のバリアフリー化を進めるなど、自転車及び歩行者が利用しやすい施設整備を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
79	二酸化炭素の吸収源として、適切な森林管理が重要となることから、森林所有者に対して、森林整備のための意向調査等により、適正な森林の管理を目指すよう協力の呼びかけを行います。また、街路樹などの市内に点在する樹木についても、同様に適正管理を目指すよう、協力の呼びかけを行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
80	公共施設及び工場・事業場等における緑化を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→

取組項目		実施スケジュール										
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
<b>4-3 地球環境</b>												
<b>4-3-2 地球温暖化の適応策の推進</b>												
<b>1) 自然災害に対する適応策</b>												
81	最新の情報入手に努め、町内会自主防災組織等にもタイムライン作成の働きかけを行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
82	危険個所の把握に努め必要に応じ、関係所管と連携して対策を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
83	既存、新規の災害協定先企業との連携を進めていくほか、計画に基づき必要な資機材の備蓄を取り進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
84	地域と連携した防災訓練を実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
85	災害時に非常電源となる再生可能エネルギー設備やEVの普及を促進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
86	防災教育を推進するとともに、防災知識の普及に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
87	ハザードマップを積極的に公表していくとともに、市民の方の理解促進に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
88	避難所以外の地域会館などにおいても、非常用電源の確保に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
89	異常気象を見据えた除排雪体制を構築します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
90	安心安全で持続可能な下水道に向けて、気候変動の状況把握に努め、雨水管整備や雨水流出抑制などによる浸水対策を行います。	新規	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
<b>2) 健康分野に対する適応策</b>												
91	熱中症や感染症に対する注意喚起を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
92	防疫活動に必要な資材の計画的な備蓄を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
93	個人でできる健康分野の適応策について、市のHPや広報・パンフレットなどの多様な媒体で情報発信し、普及啓発に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
<b>3) 農業・林業分野に対する適応策</b>												
94	気候変動に適応した農業技術等の情報収集と普及啓発に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
95	農地の保全を進め、農地が有する多面的機能（雨水の一時的貯留、多様な生物のすみか、食料の供給、景観の創出など）の維持・拡大に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
96	農地や農業水利施設における防災・減災対策に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
97	気候変動によって新たに発生する可能性のある病害虫について、情報収集を行い、対策を検討します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
<b>4) 水資源に対する適応策</b>												
98	安定的な水供給を維持するため、複数の水源の確保に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
99	「恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、水道水源となっている漁川上流域の規制地域内の対象事業場に対して、排出水の水質規制を行い、監視結果を「恵庭市の環境」で情報公開します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
100	基幹的な水利施設の適切な維持管理に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
101	老朽化した水道施設の適切な整備・更新に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
102	緊急貯水槽整備など、渇水時における対策を検討します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
103	雨水・再生水の利用を推進します。	継続 需要把握	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
<b>4-3-3 地球環境保全対策の推進</b>												
104	一般家庭から排出されるフロン含有物について、フロン類の適正な回収、処理を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
105	引き続き、グリーン購入における取り組みを進めるため、職員研修会等を通じて、定期的に呼びかけを行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
106	コピー用紙の利用削減を進めるため、引き続き裏面活用のほか、事務のデジタル化によるペーパーレス化を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
107	引き続き、工事の特記仕様書における地域材利用の提示等を行うことにより、地域材の利用を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→	



取組項目	実施スケジュール									
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
<b>4-3 地球環境</b>										
<b>4-3-4 循環型社会の形成</b>										
<b>(1) ごみの減量化・資源化</b>										
108	「恵庭市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量や適正処理を推進するとともに、概ね5年を目標に計画見直しと目標達成状況の確認を実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
109	ごみの発生量抑制・減量化、適正処理推進に資する適切なごみ処理手数料を設定します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
110	食品ロスを削減するため、「フードドライブ」や「フードバンク」、「食べきり運動」の普及啓発などを推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
111	リデュースを推進するため、啓発リーフレットや出前講座などの各種媒体で、市民の意識啓発を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
112	廃棄物の分別やトナーカートリッジの回収などを推進するとともに、職員研修会などを定期的に行い、職員の意識啓発を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
113	リユースに関する情報の周知による市民の意識啓発や、リユース事業に取り組む民間企業と連携したリユースの促進などを図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
114	リサイクルを推進するため、集団資源回収の励行・支援や民間リサイクル事業者による資源回収に係る周知、小型家電の窓口回収などを実施するとともに、これらを通じた市民の意識啓発を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
115	下水汚泥は下水道法(第21条の2第2項)を踏まえ、肥料及び熱エネルギーを主軸とした有効利用を継続します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
116	生ごみの分別収集を行い、し尿や下水汚泥との混合処理による資源化を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
117	国のプラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえ、当市における廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムについて検討します	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>(2) ごみ処理施設・収集運搬</b>										
117	市の施設に搬入される廃棄物処理処分データを取りまとめ、市のホームページで情報公開します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
119	焼却施設で発生する余熱や、生ごみの処理の過程で生成されるバイオガス等、ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効活用を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
120	ごみ処理施設の延命化とリサイクル促進のため、再資源化処理対象廃棄物の受け入れ規制を実施します。また、ごみ処理施設は法に沿った適正管理を行うとともに、維持管理状況を公表します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
121	市が受け入れた廃棄物で資源化が可能なものについてはリサイクルを推進するよう、施設や維持管理体制を整備します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
122	ごみの量や質の分析等を通じて、ごみ処理施設の負荷の軽減に努めるとともに、施設の計画的な維持管理、長寿命化を進めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
123	ごみの分別方法や収集ルートの見直しなど、経済的で効率的なごみ処理体制について継続的に検討します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
124	公共事業に伴い発生する廃棄物について、法令等に基づく適正処理を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→
125	公共事業に伴い発生する廃棄物について、マニフェスト制度に基づいて管理するとともに、適正処理を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→

## 4-4 協働（情報提供・担い手づくり）

### 4-4-1 環境に関する 情報の充実



#### ① 現状

恵庭市では、環境に関する情報を広く発信するため、恵庭市の環境情報をまとめた「恵庭市の環境」を毎年発行するとともに、HPで公開しています。

#### ② 成果指標の達成状況

指標	目標	成果
市民一人ひとりの環境に対する意識や取り組み	満足度を現状（2.67）より増加	達成（2.98）
市や事業者による環境情報の提供	満足度を現状（2.63）より増加	達成（2.90）

※満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満：2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

#### ③ アンケートの結果

アンケート設問	結果
環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ	改善度順位 1位（38項目中）
市民一人一人の環境に対する意識や取り組み	改善度順位 13位（38項目中）

#### ④ 課題と施策の方向性

恵庭市のHPや、出前講座・啓発イベント（えにわ環境・エネルギー展）などを通じて、環境に関する情報を積極的に発信してきましたが、「環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ」の市民満足度は低く、各項目と比較した改善度が最も高い状況となっていたため、提供する情報の充実や発信方法の見直しが重要となります。

なお、市民からは、「大気汚染や水質汚濁など、住んでいる地域の環境」のほか、市が重点的に行ってきた「エネルギー」や「地球温暖化対策」分野、「身近な自然や動植物に関すること」などの情報発信が求められています。

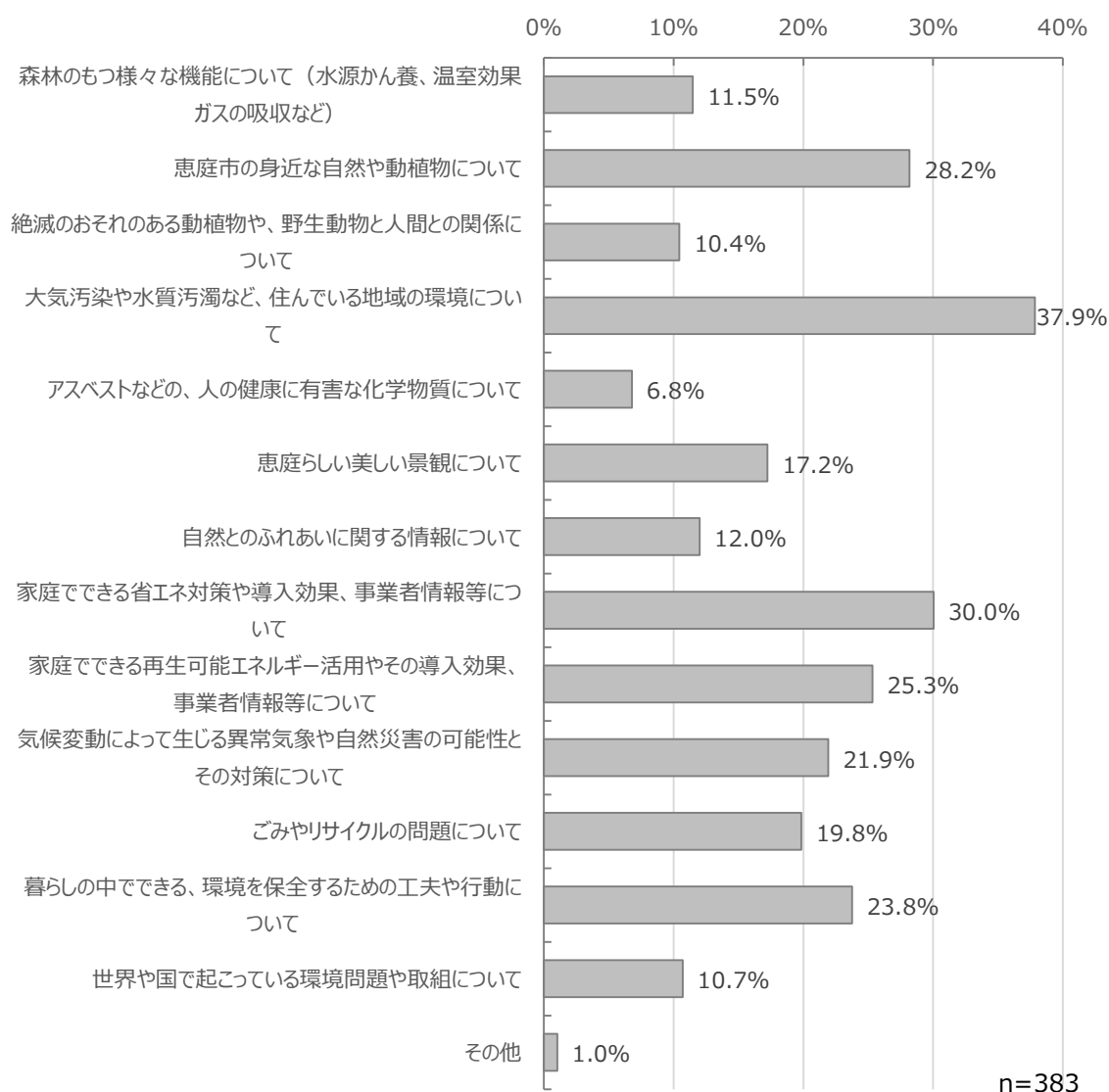


図 29：環境情報で知りたいこと（アンケート結果）



## ⑤ 取組項目

### 1) 環境情報の提供の充実

- 地球温暖化・廃棄物処理・循環型社会形成推進等の出前講座を実施していくとともに、環境関連施設での見学を積極的に受け入れることで、市民の環境意識の向上を図ります。
- 毎年、市の環境情報や環境施策の状況を分かりやすく整理し、「恵庭市の環境」を発行するとともに、市のホームページでも公開します。
- 環境に関する様々な内容について、市だけでなく国や北海道の啓発物も活用しながら情報発信を行います。また、市からの一方通行の情報発信だけでなく、SNSなどを活用した市民による情報発信を促進する取り組みを検討します。
- 省エネや再エネに関する取り組みや導入効果等の情報について分かりやすくまとめ公表するとともに、相談窓口などを設けて技術的情報の支援を行います。

### 2) 透明性の向上と信頼の確保

- 「恵庭市公害防止条例」に基づき、必要に応じて事業者と公害防止協定を締結することで、公害発生の未然防止に努めます。
- 今後、委託施設なども含むすべての公共施設の運営において、管理マニュアルにカーボンマネジメントシステムについてを位置づけるとともに、庁内や施設間での情報共有を図ることで、同制度の適切な運用を推進します。

## 4-4-2 環境学習の推進



### ① 現状

環境学習を推進していくために、小中学生への環境学習の実施や、環境関連の出前講座や施設見学受け入れを進めているほか、都市と農村の交流を進めるために、グリーンツーリズムマップを作成して恵庭市のHPで公表しています。

また、地域の郷土芸能を守っていくための支援を行っています。

### ② アンケートの結果

アンケート設問	結果
環境に関する学習機会	改善度順位 2位 (38項目中)
緑とふれあえる場所や機会の多さ	改善度順位 29位 (38項目中)
バードウォッチングや自然観察会などの自然とふれあえる場所や機会の多さ	改善度順位 14位 (38項目中)
川や水辺とふれあえる場所や機会の多さ	改善度順位 24位 (38項目中)

### ③ 課題と施策の方向性

「環境に関する学習機会」の市民満足度は低い状況にあります。また、年齢が高いほど不満の割合が高い傾向にあることから、多様な世代への学習機会の拡充なども重要になります。

市内には、バイオ燃料の開発を行う研究機関もあることから、これらの研究機関との連携を通じた多様な学習機会の提供等についても有効と考えられます。

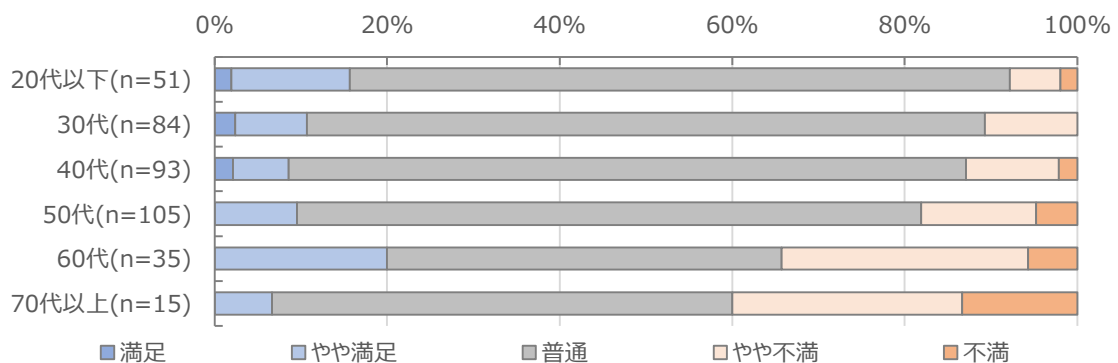


図 30：年齢別の環境に関する学習機会に対する評価（アンケート結果）

#### ④ 取組項目

- 地球温暖化対策・生物多様性の保全・自然保護など、子どもへの環境学習の内容を充実させることで、子どもの環境意識の啓発を図ります。併せて、えにわ環境・エネルギー展の開催や、市内の研究機関等と連携した講座の開催など、大人への環境学習機会の創出について検討するとともに、自然との触れ合いの場と機会の確保に努めます。
- 引き続き、市内の各校で環境を理解・保全する取り組みを実施することで、子どもが環境について考える機会を提供します。
- 市内の自然についての情報発信や、四季に合わせたイベントを実施することで、市民への情報提供を行うとともに環境意識の啓発を図ります。
- 市内小学生への郷土芸能についての学習や体験の指導を通して、若者の郷土愛の醸成と活力あるまちづくりを進めるとともに、担い手育成に努めます。
- 郷土恵庭の歴史や文化財を次世代に伝えていくため、指定文化財の維持管理の充実や、未指定文化財の調査、資料の保全を適切に行うとともに、各種展示会や体験学習会等により、親しんでもらう機会を創出します。

### 4-4-3 協働体制づくりの推進



#### ① 現状

市民・事業者・市で一体となって環境保全活動を進めて行くために、市民団体や事業者と協力・連携した事業を進めています。

近隣市町村との連携を進めるために、北海道市長会の「環境主管者会議」や「千歳川水系水質保全連絡会議」に参加し、情報交換を行っています。

#### ② アンケートの結果

アンケート設問	結果
環境に配慮した活動への参加のしやすさ	改善度順位 7位 (38項目中)
都市と農村との連携	改善度順位 3位 (38項目中)

#### ③ 課題と施策の方向性

「環境に配慮した活動への参加のしやすさ」の市民満足度が低い状況にあることから、環境活動の充実や周知・広報を増やすとともに、手軽に参加できる活動の検討も重要となります。

その他、「都市と農村との連携」への市民の重要度が高い状況にあることから、関係者が連携し、グリーンツーリズムなどの交流活動を拡充していくことが重要となります。

## ④ 取組項目

### 1) 市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立

- SNSなどを活用した情報提供などで、積極的に活動している民間団体とのネットワークづくりに努めるとともに、協力体制の構築を図ります。
- 民間事業者が実施する環境市民団体の活動支援事業について、パンフレットなどを用いて市民へ情報提供します。
- 毎年、環境審議会を開催し、環境施策の基本的な事項について審議します。
- 恵庭知恵ネットを活用し、新規団体の登録情報や既存の団体の活動を情報を発信することで、市民の市民活動への参加を促進します。
- 地域と連携した環境保全や公衆衛生の向上に関する取り組みを進めるため、環境美化等推進員会議の実施や推進員だよりの発行などを実施します。

### 2) 近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成

- 毎年行われている北海道市長会の環境主管者会議に参加し、他の市町村と環境に関する情報交換を実施します。
- 環境保全活動を推進する広域市民ネットワーク等の活動を支援します。
- 現在、グリーンツーリズムを実施できる区域が限定されていることから、グリーンツーリズム計画を見直し、農業振興地域全域を対象区域とし、広域的なネットワークを形成することで地産地消や都市部と農村の交流のさらなる促進を図ります。

### 3) 持続可能性を支える研究や技術の開発

- 持続可能性に寄与する事業を支援することで、環境に配慮した製品の普及を推進するとともに、市内の環境関連のものづくり産業などの活性化を図ります。

### 4) 環境ビジネス、経済システムの構築

- 気候変動の影響や社会情勢の変化などを契機とした環境関連の新たなビジネスモデルに関して、情報収集や発信を進め、環境ビジネスの構築を支援します。

## 【協働（情報提供・担い手づくり）に係る指標】



指 標	評価方法	基 準	目 標
1人ひとりの環境に対する意識や取り組み※1	市民アンケート調査で満足度を調査	2.98点 (R3時点)	増加
市や事業者による環境情報の提供※1	市民アンケート調査で満足度を調査	- (%)	R4調査値を基準として増加
自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している人の割合※2	市民アンケート調査で参加割合を調査	18.2% (R3時点)	増加
環境に関する市民向け講座の開催数	実績	2回 (R3時点)	増加
「環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ」の満足度※1	市民アンケート調査で満足度を調査	2.9点 (R3時点)	増加

※1 満足度の点数は、市民アンケート調査で各項目を5段階で評価してもらい、それに対して「満足：5点、やや満足：4点、普通：3点、やや不満2点、不満：1点」を配点し、その合計を回答者数で割ることで算出しています。

※2 「自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している人の割合」は、「自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している」の項目に対して「行っている、時々行っている」と回答した人の割合です。



## 【市民と事業者に期待される役割】

### ① 市民



- 環境に関する情報を積極的に得るよう努めましょう。



- 環境問題に関心を持ち、環境に関する行事や学習会などへ参加しましょう。



- 子どもたちの環境教育、環境学習活動を支援しましょう。



- ハイキングやウォーキング、自然体験など身近なところから自然にふれあいましょう。



- 野生動植物の観察会に参加しましょう。



- カリンバ遺跡に代表される、市内の歴史的・文化的価値のある環境資源の知識を高め、保全・継承に協力しましょう。



- 恵庭の歴史・文化について学び、文化財の保護活動に参加しましょう。



- 地域の行事や文化活動の保存に努め、後世に伝承しましょう。



- 地域の環境保全活動、イベントに参加しましょう。



- 体験農業等を活用し、農業に関する理解を深めましょう。



- グリーンツーリズムに参加するなど、農業者や地域の人との交流を広げましょう。



## ② 事業者



- ESG について、環境、社会、ガバナンス情報を積極的に発信していきましょう。



- 社内研修、学習会等を開催し、環境問題について理解を深めましょう。



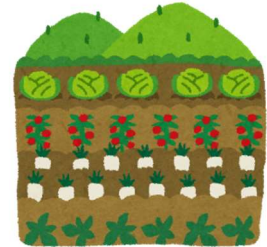
- 文化財の調査、保護・保全に協力しましょう。



- 環境活動の場を提供するなど、地域と連携した環境づくりに協力しましょう。



- 事業所間で環境についての情報を共有し、連携体制を図りましょう。



- 農村と市街地の交流の場を提供するなど、地産地消を推進し、地域の農業を宣伝しましょう。



- グリーンツーリズムを推進するため、メニューを作成し、市民との交流の場を広げましょう。



- 環境の変化をビジネスの機会と捉え、持続可能性に寄与する技術開発や設備投資に取り組みましょう。

# 【実施スケジュール】

取組項目		実施スケジュール									
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
<b>4-4 協働（情報提供・担い手づくり）</b>											
<b>4-4-1 環境に関する情報の充実</b>											
<b>1) 環境情報の提供の充実</b>											
126	地球温暖化・廃棄物処理・循環型社会形成推進等の出前講座を実施していくとともに、環境関連施設での見学を積極的に受け入れることで、市民の環境意識の向上を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
127	毎年、市の環境情報や環境施策の状況を分かりやすく整理し、「恵庭市の環境」を発行するとともに、市のホームページでも公開します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
128	環境に関する様々な内容について、市だけでなく国や北海道の啓発物も活用しながら情報発信を行います。また、市からの一方通行の情報発信だけでなく、SNSなどを活用した市民による情報発信を促進する取り組みを検討します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
129	省エネや再エネに関する取り組みや導入効果等の情報について分かりやすくまとめ公表するとともに、相談窓口などを設けて技術的情報の支援を行います。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>2) 透明性の向上と信頼の確保</b>											
130	「恵庭市公害防止条例」に基づき、必要に応じて事業者と公害防止協定を締結することで、公害発生未然防止に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
131	今後、委託施設なども含むすべての公共施設の運営において、管理マニュアルにカーボンマネジメントシステムについてを位置付けるとともに、庁内や施設間での情報共有を図ることで、同制度の適切な運用を推進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>4-4-2 環境学習の推進</b>											
132	地球温暖化対策・生物多様性の保全・自然保護など、子どもへの環境学習の内容を充実させることで、子どもの環境意識の啓発を図ります。併せて、えにわ環境・エネルギー展の開催や、市内の研究機関等と連携した講座の開催など、大人への環境学習機会の創出について検討するとともに、自然との触れ合いの場と機会の確保に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
133	引き続き、市内の各校で環境を理解・保全する取り組みを実施することで、子どもが環境について考える機会を提供します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
134	市内の自然についての情報発信や、四季に合わせたイベントを実施することで、市民への情報提供を行うとともに環境意識の啓発を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
135	市内小学生への郷土芸能についての学習や体験の指導を通して、若者の郷土愛の醸成と活力あるまちづくりを進めるとともに、担い手育成に努めます。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
136	郷土恵庭の歴史や文化財を次世代に伝えていくため、指定文化財の維持管理の充実や、未指定文化財の調査、資料の保全を適切に行うとともに、各種展示会や体験学習会等により、親しんでもらう機会を創出します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>4-4-3 協働体制づくりの推進</b>											
<b>1) 市民・事業者・市の間でのパートナーシップの確立</b>											
137	SNSなどを活用した情報提供などで、積極的に活動している民間団体とのネットワークづくりに努めるとともに、協力体制の構築を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
138	民間事業者が実施する環境市民団体の活動支援事業について、パンフレットなどを用いて市民へ情報提供します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
139	毎年、環境審議会を開催し、環境施策の基本的な事項について審議します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
140	恵庭知恵ネットを活用し、新規団体の登録情報や既存の団体の活動を情報を発信することで、市民の市民活動への参加を促進します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
141	地域と連携した環境保全や公衆衛生の向上に関する取り組みを進めるため、環境美化等推進員会議の実施や推進員だよりの発行などを実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>2) 近隣市町村を含めた広域的なネットワークの形成</b>											
142	毎年行われている北海道市長会の環境主管者会議に参加し、他の市町村と環境に関する情報交換を実施します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
143	環境保全活動を推進する広域市民ネットワーク等の活動を支援します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
144	現在、グリーンツーリズムを実施できる区域が限定されていることから、グリーンツーリズム計画を見直し、農業振興地域全域を対象区域とし、広域的なネットワークを形成することで地産地消や都市部と農村の交流のさらなる促進を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>3) 持続可能性を支える研究や技術の開発</b>											
145	持続可能性に寄与する事業を支援することで、環境に配慮した製品の普及を推進するとともに、市内の環境関連のものづくり産業などの活性化を図ります。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<b>4) 環境ビジネス、経済システムの構築</b>											
146	気候変動の影響や社会情勢の変化などを契機とした環境関連の新たなビジネスモデルに関して、情報収集や発信を進め、環境ビジネスの構築を支援します。	継続	→	→	→	→	→	→	→	→	→



## 第 5 章 計画の進行体制と進行管理

## 5-1 推進体制

本計画で掲げた環境施策を総合的・計画的に推進するために、市民・事業者・市が連携して取り組みを進めるとともに、「環境審議会」で計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図ります。

「環境審議会」での点検・評価の結果は、毎年度、恵庭市の環境白書である「恵庭市の環境」で整理して公表するとともに、必要に応じて改善を図ることで、次年度以降の展開につなげていきます。

### (1) 環境審議会

環境審議会は、市民・事業者・有識者により構成される、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するために設置された、「恵庭市環境基本条例」第25条に規定する機関です。

市長の諮問に応じ、「環境基本計画」に関すること、「水道水源水質保全地域の指定及び排水基準」に関すること、「環境の保全及び創造に関する基本的事項」について、調査審議するとともに、必要に応じて市長に意見を述べます。

### (2) 環境基本計画検討会議

環境基本計画検討会議は、市内の各部門を横断的につなぎ、施策検討を行う組織体です。

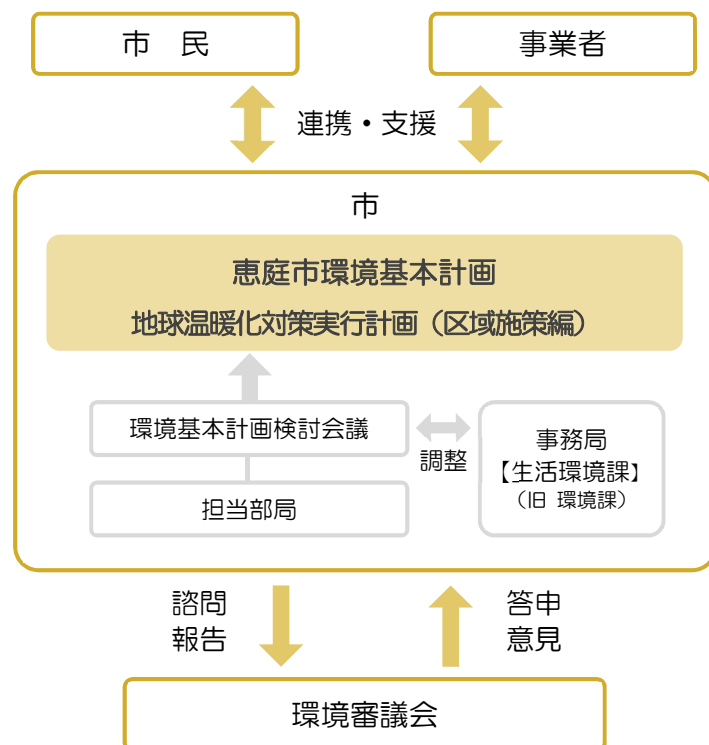


図 31：計画の検討、推進体制

## 5-2 進行管理

本計画を実行性のあるものにするためには、各施策が着実に実行されているかを点検し、必要に応じて見直していくことが重要となります。そのため、PDCA サイクルにより進行管理を行うこととし、基本目標ごとに設定した指標に基づいて進捗状況の確認を実施します。

また、社会情勢や市民意識の変化に柔軟に対応できるように、各種計画や事業についても、PDCA サイクルにより必要に応じて見直しを図ります。

### (1) PLAN

良質な環境を維持するとともに有効に活かしていくため、継続して取り組んでいく環境施策やこれから必要になる環境施策を計画で位置づけるとともに、その進捗状況を確認できるよう、基本目標ごとに指標を設定します。

### (2) DO

本計画で位置づけた環境施策に基づき、各担当部局が事業を推進します。

### (3) CHECK

各事業の進捗状況を確認するため、基本目標ごとに設定した指標の状況を年に1回点検し、把握します。点検結果は、事務局が担当部局から情報収集し、取りまとめを行って評価し、環境白書として整理して公表します。

### (4) ACTION

点検・評価結果に基づき、必要に応じて事務局が担当部局と調整の上、各事業内容の見直しを行い、事業の適正化を図っていきます。

また、本計画の運用から5年程度で、各事業の進捗状況や社会情勢などを踏まえた中間見直しを行い、必要に応じて本計画の内容を見直します。





# 資料編

## 1. 第3次環境基本計画策定の経過

日付	会議名等	内容
令和3(2021)年 2月5日	令和2年度 第2回環境審議会 (新型コロナウイルスの影響を考慮して書面開催)	・次期計画の策定方針案について
令和3(2021)年 7月12日	各課への照会	・現計画の取組実績について ・取組の見直しについて
令和3(2021)年 7月30日	令和3年度 第1回環境審議会	・次期計画策定について諮問 ・策定業務の委託について ・「環境情勢の動向」について ・「現行計画の指標の達成状況」について ・「新たに位置付けが必要な施策内容案」について ・「アンケート調査票案」について ・策定スケジュールについて
令和3(2021)年 11月19日	第1回庁内検討会議	・計画改定の概要について ・計画の体系について ・現計画の総括と次期計画の方向性について ・次期計画の施策案について ・アンケート結果について
令和3(2021)年 11月26日	各課への照会	・現計画の総括と次期計画の方向性について
令和3(2021)年 12月22日	第2回庁内検討会議	・次期計画の施策案について ・成果指標案について
令和4(2022)年 1月31日	第2回環境審議会 (新型コロナウイルスの影響を考慮して書面開催)	・アンケート結果について ・現計画の総括と次期計画の方向性について
令和4(2022)年 2月17日	第3回庁内検討会議	・次期計画の素案について
	各課への照会	・次期計画の素案について
令和4(2022)年 3月4日	第3回環境審議会 (新型コロナウイルスの影響を考慮して書面開催)	・次期計画の素案について
令和4(2022)年 4月1日から5月2日まで	パブリックコメント	・計画素案に対する意見募集
令和4(2022)年 5月16日	環境審議会委員へパブリックコメントの結果報告、計画(案)の確認(書面通知)	・計画(案)の決定
令和4(2022)年 5月23日	環境審議会会長から市長へ答申書を手交	・計画(案)の答申

## 2. 恵庭市環境審議会委員名簿

役職	氏名	推薦別・(推薦母体/役職等)	備考
会長	佐藤 俊	識見を有するもの(北海道エコ・動物自然専門学校長)	
副会長	市川 浩樹	市民(一般公募)	
委員	高澤 一昭	事業者(恵庭市建設業協会)	
委員	大石 輝彦	事業者(サッポロビール株式会社北海道工場 エンジニアリング部長)	
委員	古澤 智徳	事業者(北海道ガス株式会社千歳支店)	
委員	釜田 英司	事業者(道央農業協同組合 恵庭・北広島営農センター センター長)	
委員	津谷 昌樹	識見を有する者恵庭市校長会(恵庭中学校校長)	
委員	庄司 開作	事業者(株式会社アレフ)	
委員	反田 真嗣	事業者(北海道電力ネットワーク株式会社千歳ネットワークセンター所長)	
委員	豊田 利之	事業者(山崎製パン株式会社札幌工場 総務課長)	
委員	日野 隆彦	事業者(学校法人 近畿大学理工学部事務部)	

※委員は五十音順・敬称

※令和4年3月時点

### 3. 恵庭市環境基本条例

平成9年12月30日

条例第21号

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条～第22条）

第3章 地球環境保全の推進（第23条～第24条）

第4章 恵庭市環境審議会（第25条～第29条）

附則

恵庭市は、緑豊かな森林地域が市域の西半分を覆い、ここを源とした清流が漁川を中心に数多くの中小河川となって大地を潤し、清流と渓谷の美しい景観を呈している。この大自然を背景として、市街地にはやすらぎと潤いのある公園や緑地が数多くあり、水と緑豊かな自然環境に恵まれている。

また、道央圏の中心に位置し社会的条件に恵まれ高度に複合化した先進的な都市づくりが進められ、その結果、私たちの生活は飛躍的に便利なものとなり、まちには活力が満ちている。

しかし、私たちは自然の一員でありながら、資源及びエネルギーを大量に消費し、私たちの身近な環境に様々な公害や負荷を与え、自然の生態系及び地球環境に影響が及びまでに至った。

今や、私たちはこれまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、市民1人ひとりが広く環境に配慮した行動をとることが人類共通の課題となったことを認識すべきときである。

このため、私たちは健康で文化的な生活を営むため、北国の四季と風土に見合った恵まれた良好な環境を保全及び創造することを目指し、環境への負荷が低減され持続的に発展できる循環型の社会をつくり上げて将来の世代に引き継ぐことは私たちの使命であり、また、願いでもある。

このような認識のもとに、人と自然とが共生することができる社会をつくり上げていくために、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪

化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の緊急課題となったことをすべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費などによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（基本方針）

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次の基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（1）市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

（2）人が自然と共に生きる豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

（3）身近な自然環境及び個性を活かした潤いのある都市景観等の確保並びに歴史的又は文化的環境の形成を図り並びに活力と安らぎのある良好な環境を創造すること。

（4）環境への負荷の少ない社会システムを構築し、地球環境保全に配慮した社会を創造するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ恵庭市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(水と緑の自然環境の保全及び創造)

第9条 市は、きよらかな水と緑豊かな森林及び緑地の恵まれた自然環境を将来の世代に引き継ぐため、水環境と森林及び緑地の保全及び創造のため必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成の措置等)

第13条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため、必要があるときは適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物及び下水道の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制の整備及び情報の収集等)

第15条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集し、適切に提供するよう努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民によるエネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 17 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の支援）

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が、事業者、市民及び民間団体等による自発的な活動がより効果的に推進されるよう、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民が理解を深めるとともにその活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第 20 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 21 条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、北海道及びその他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第 3 章 地球環境保全の推進

（地球環境保全に資する施策の推進）

第 23 条 市は、地球の温暖化の防止及びオゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第 24 条 市は、国、北海道及び他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第 4 章 恵庭市環境審議会

（環境審議会）

第 25 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、恵庭市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。



- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) 水道水源水質保全地域の指定及び排水基準に関すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。  
(組織等)

第 26 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会の委員及び臨時委員は、事業者、市民及び識見を有する者の中から市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の規定及び次項の規定は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

(恵庭市公害防止条例の一部改正)

- 2 恵庭市公害防止条例(昭和 48 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 11 年 4 月 1 日条例第 15 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## 4. 恵庭市環境基本計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市環境基本条例(平成9年条例第21号)の基本理念に基づき、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び基本方針を定める恵庭市環境基本計画(以下「計画」という。)の策定を円滑に進めるため、恵庭市環境基本計画検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、生活環境部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(座長への委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事及びその運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から実施する。

別表(第3条関係)

恵庭市環境基本計画検討会議構成

職
総務部次長(総務担当)
総務部財務室長
総務部参与(危機管理担当)
企画部企画振興部次長
企画部まちづくり拠点整備室長
生活環境部次長
経済部次長
建設部次長(土木担当)
建設部次長(建築・都市整備担当)
水道部次長
教育部次長

## 5. 温室効果ガス排出量の詳細

### (1) 温室効果ガス排出量の算出方法

恵庭市では、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.1）（令和3年3月）」（以下、「算定マニュアル」と表記する）」に基づき、「その他の市町村」において「特に把握が望まれる」とされる部門・分野からの温室効果ガス排出量について、算定および将来推計を行っています。

表 5：算定マニュアルにおいて、「その他の市町村」に「特に把握が望まれる」部門および分野  
エネルギー起源CO<sub>2</sub>

部門		算定方法	将来推計方法	指標
産業部門	農林水産業	都道府県別按分法	対数近似	農林水産業の従業員数
	建設業・鉱業	都道府県別按分法	対数近似	建設業・鉱業の従業員数
	製造業	都道府県別按分法	対数近似	製造品出荷額
業務部門		都道府県別按分法	対数近似	産業部門の業種を除いた従業員数
家庭部門		都道府県別按分法	対数近似	世帯数
運輸部門	旅客	全国按分法	対数近似	旅客自動車台数
	貨物	全国按分法	対数近似	貨物自動車台数
	鉄道	全国按分法	対数近似	人口
	船舶※1	対象外	対象外	対象外

非エネルギー起源CO<sub>2</sub>

部門		算定方法	将来推計方法	指標
廃棄物部門	一般廃棄物の焼却※2	対象外	対象外	対象外

※1 恵庭市は海に面していないため、船舶からの排出量は0となります。

※2 本計画で算定対象としている平成25（2013）年度から平成30（2018）においては、市内に一般廃棄物の焼却施設がないため、排出量は0と推計されています。

### (2) 部門別の排出量の具体的な算出方法

#### ① 産業部門：農林水産業

$$\text{北海道の農林水産業の炭素排出量} \div \text{北海道の農林水産業の従業者数} \times \text{恵庭市の農林水産業の従業者数} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

#### ② 産業部門：建設業・鉱業

$$\text{北海道の建設業・鉱業の炭素排出量} \div \text{北海道の建設業・鉱業の従業者数} \times \text{恵庭市の建設業・鉱業の従業者数} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### ③ 産業部門：製造業

$$\frac{\text{北海道の製造業の炭素排出量}}{\text{北海道の製造品出荷額}} \times \frac{\text{恵庭市の製造品出荷額}}{\text{北海道の製造品出荷額}} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### ④ 業務部門

$$\frac{\text{北海道の業務その他の炭素排出量}}{\text{北海道の業務その他の従業者数}} \times \frac{\text{恵庭市の業務その他の従業者数}}{\text{北海道の業務その他の従業者数}} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### ⑤ 家庭部門

$$\frac{\text{北海道の家庭の炭素排出量}}{\text{北海道の世帯数}} \times \frac{\text{恵庭市の世帯数}}{\text{北海道の世帯数}} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### ⑥ 運輸部門：旅客

$$\frac{\text{全国の旅客自動車の炭素排出量}}{\text{全国の旅客自動車の台数}} \times \frac{\text{恵庭市の旅客自動車の台数}}{\text{全国の旅客自動車の台数}} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### ⑦ 運輸部門：貨物

$$\frac{\text{全国の貨物自動車の炭素排出量}}{\text{全国の貨物自動車の台数}} \times \frac{\text{恵庭市の貨物自動車の台数}}{\text{全国の貨物自動車の台数}} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### ⑧ 運輸部門：鉄道

$$\frac{\text{全国の鉄道の炭素排出量}}{\text{全国の人口}} \times \frac{\text{恵庭市の人口}}{\text{全国の人口}} \times \text{変換係数 (44/12)}$$

### (3) その他の分野の排出量の具体的な算出方法（参考情報）

「特に把握が望まれる」部門・分野の他に、「一般廃棄物の埋立処分」による温室効果ガスの排出、「排水処理（終末処理場・し尿処理施設・生活排水処理施設）」からの温室効果ガス排出量についても、算定および将来推計を行っています。

#### ① 廃棄物分野：一般廃棄物の埋立

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{恵庭市の} \\ \text{一般廃棄物の} \\ \text{埋立量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{食物くず・紙くず・} \\ \text{繊維くず・木くず・} \\ \text{の割合} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各固形割合} \\ \text{(1-含水率)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各排出係数} \\ \hline \end{array}$$

#### ② 廃棄物分野：排水処理：終末処理場

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{恵庭市の} \\ \text{終末処理場の処理量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各排出係数} \\ \hline \end{array}$$

#### ③ 廃棄物分野：排水処理：し尿処理施設

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{恵庭市の} \\ \text{生し尿・浄化雄汚泥の} \\ \text{処理量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各排出係数} \\ \hline \end{array}$$

#### ④ 廃棄物分野：排水処理：生活排水処理施設

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{恵庭市の} \\ \text{各生活排水処理施設の} \\ \text{利用者数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{各排出係数} \\ \hline \end{array}$$

### (3) 森林吸収量（参考情報）

また、温室効果ガス排出量の他に、参考情報として、「森林による二酸化炭素吸収量」についても算定および将来推計を行っています。

#### ①（参考）森林による二酸化炭素吸収量

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{北海道の} \\ \text{森林による} \\ \text{二酸化炭素吸収量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{北海道の} \\ \text{森林面積} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{恵庭市の} \\ \text{森林面積} \\ \hline \end{array}$$

## (5) 各部門・分野の温室効果ガス排出量および森林吸収量の詳細

恵庭市の「特に把握が望まれる」部門・分野、「その他の分野」、「森林吸収量」の実績値は以下のとおりです。

表 6：各部門・分野の温室効果ガス排出量および森林吸収量の推移

部門		基準年						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	
		千t-CO <sub>2</sub>						
産業部門	農林水産業	18	12	13	14	13	12	
	建設業・鉱業	6	5	5	5	5	5	
	製造業	370	344	365	514	411	396	
業務部門		123	121	117	100	101	100	
民生部門		167	178	166	172	170	159	
運輸部門	旅客	68	65	65	64	65	63	
	貨物	33	34	34	34	34	34	
	鉄道	5	5	5	5	5	5	
合計		790	765	770	908	802	773	
廃棄物分野	埋立	一般廃棄物	6	6	6	6	6	6
		終末処理場	1	1	1	1	1	1
	排水処理	し尿処理施設	0	0	0	0	0	0
		生活排水処理施設	0	0	0	0	0	0
合計		7	7	7	7	7	7	
総計		797	771	777	915	809	780	
		千t-CO <sub>2</sub>						
(参考) 森林吸収量		38	42	33	32	34	29	

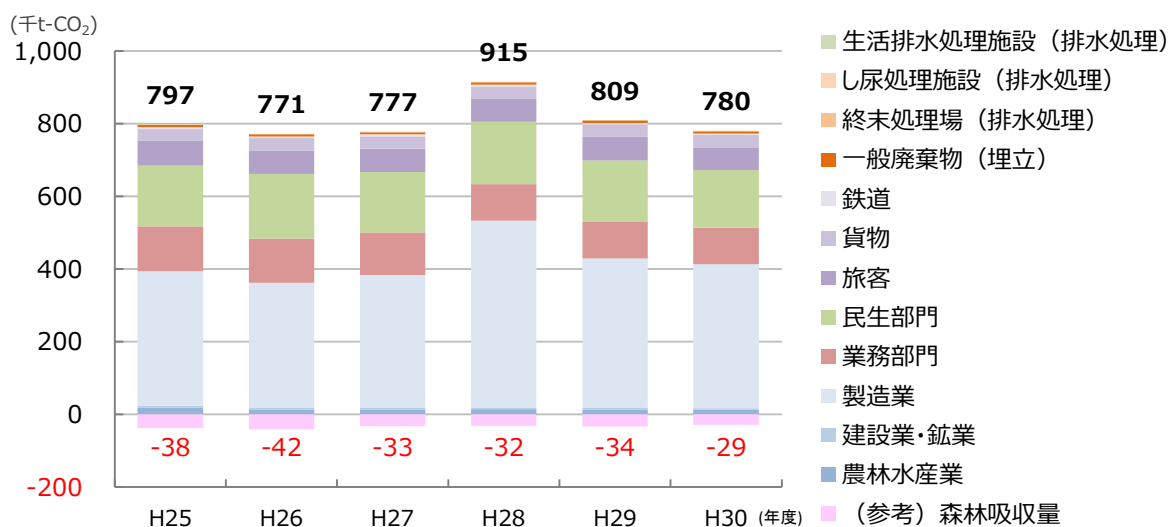


図 32：各部門・分野の温室効果ガス排出量および森林吸収量の推移

## 6. 第三次恵庭市環境基本計画策定に係る市民アンケート結果

### (1) 調査の趣旨

新たな「第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）」の策定にあたり、市民の意識や実態を把握するとともに、ご意見やご要望をお聴きして計画策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施することといたしました。

### (2) 調査の概要

調査対象	●恵庭市に居住する方。 ※市の広報誌・タウン誌や、長寿大学などで周知しています。
回答数	●383人
調査方法	●WEBによる回答
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回答者属性</li> <li>●「恵庭市の環境」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境についての関心</li> <li>・関心のある環境問題</li> <li>・10年前と比べた環境の変化</li> <li>・悪化した環境の具体的内容</li> <li>・市内の環境に対する評価</li> <li>・将来まで残したい恵庭市の自然・場所・風景</li> </ul> </li> <li>●「地球温暖化」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化問題への関心</li> <li>・地球温暖化による影響の有無や影響の種類</li> <li>・実践している省エネ行動</li> <li>・省エネ・新エネ機器の活用状況と今後の意向</li> </ul> </li> <li>●「情報」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報の入手先</li> <li>・環境に関する情報で知りたいこと</li> </ul> </li> <li>●自由意見</li> </ul>
調査期間	●令和3年8月23日～9月30日

#### 【調査結果の見方】

○比率は百分率で、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

○回答者数を「n=●●」で示しています。

○無回答は集計から除外しているため、回収数と設問ごとの回答数は異なる場合があります。

○エラー回答については、無効回答として扱っています。（例：「前の設問で②を選んだ人」への設問に「①を選んだ人が回答している」など）

ただし、上限のある複数選択の設問で、指定した数以上の回答を選択していた場合は、全ての内容を反映しています。



### (3) 調査結果の総括

- 多くの市民が、「環境」や「地球温暖化」について「関心がある」としてはいますが、「年代が低い」ほど「環境への関心」が少ない傾向です。そのため、若い年代に向けた意識啓発が重要になると考えられます。
- 多くの市民が、10年前と比べると「循環」について「良くなっている」と感じている一方、「生活環境」については、「悪化した」の割合が他の項目と比べて多くなっています。「悪化したところ」としては、「悪臭」が最も多く挙げられており、近年市内で発生している悪臭問題が未だに続いていることが要因と考えられます。
- 「恵庭市で将来に残したい自然、風景、場所」は、「身近な河川や公園」に関する記述が多く、「環境情報で知りたいこと」でも、「居住地域の環境」や「身近な自然や動植物」など、身近な環境への関心が強い傾向でしたので、市民の身近にある良好な自然環境を維持していくことが重要になると考えられます。
- 「市の環境項目ごとの満足度」についてCS分析を行った結果、改善度の高い項目には「環境教育・活動」と「地球温暖化」の分野が多く、市民の注目度が高い状況と考えられます。
- 多くの市民が、10年前と比べて「環境を守ろうとする意識」が高くなっていますが、「行動には結びついていない」市民も多いため、市民への情報発信・啓発をしていくことが重要になると考えられます。市民が「環境情報を入手する手段」としては、「年代が低い」ほど「インターネット」や「SNS」などのデジタル媒体を、「年代が高い」ほど「行政の広報誌やパンフレット」などの紙媒体を活用しているため、年齢層に合わせた情報発信が重要になると考えられます。
- 「環境配慮行動」では、「環境学習や活動」についてはあまり実践されていない上、「今後行う予定がない」が多い傾向です。しかし、「市民参加に対する考え」としては、「時間があれば参加したい」や「普段の生活で取り組めることに参加したい」が多く、意欲が低いわけではないため、情報発信や意識啓発などで市民参加を促していくことが重要になると考えられます。
- また、「環境に関する学習機会」は「年代が高い」ほど「不満が多い」傾向のため、環境講座・イベントの開催や情報発信の強化などで、生涯学習の機会を増やすことが重要になると考えられます。
- 多くの市民が「地球温暖化の影響が既に現れている」と考えており、その大半が「異常気象の増加」を「地球温暖化の影響」として捉えています。「地球温暖化」に「適応」するために市が取組むべき取組としても、「自然災害への対策」が特に多く選ばれており、市には災害に強いまちづくりを進めることが望まれています。
- 多額の費用がかかる「クリーンエネルギー自動車」や「新エネ機器（太陽光発電など）」は、活用が進んでいない一方で、「活用したい機器」としても多く挙げられています。「活用できない理由」の大半が「経済的に難しい」となっていること、また、「地球温暖化」を「緩和」するために市が取組むべきこととして「省エネ・新エネ機器導入への支援制度の充実」が多く求められていることから、市民への助成や情報発信を適切に行うことで導入が進む可能性があります。

## (4) 「恵庭市の環境」についての主な調査結果

### ① 環境への関心

「環境への関心」は、ほとんどの方が「環境に関心がある（「非常に関心がある」+「ある程度関心がある」）」状況で、全体の8割以上となっています。

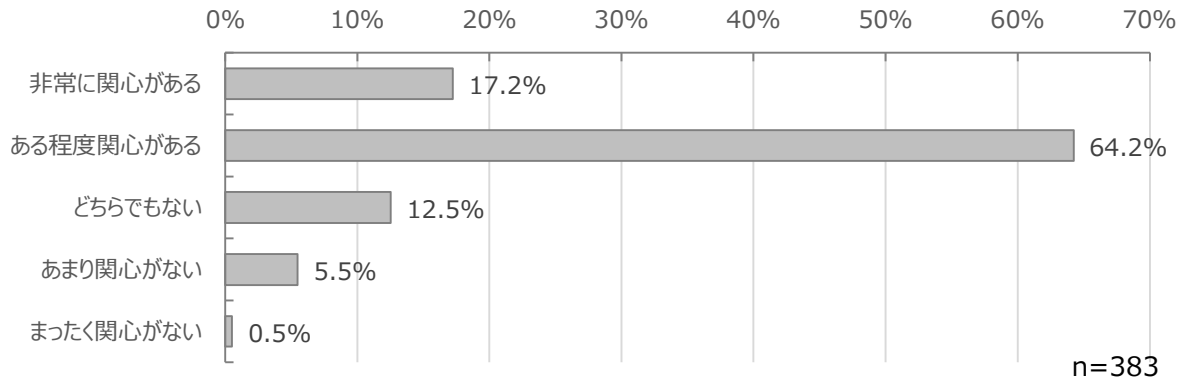


図 33 環境への関心

「環境についての関心」を「年代別」に見ると、「年代が高い」ほど「環境に関心がある（「非常に関心がある」+「ある程度関心がある」）」傾向でした。

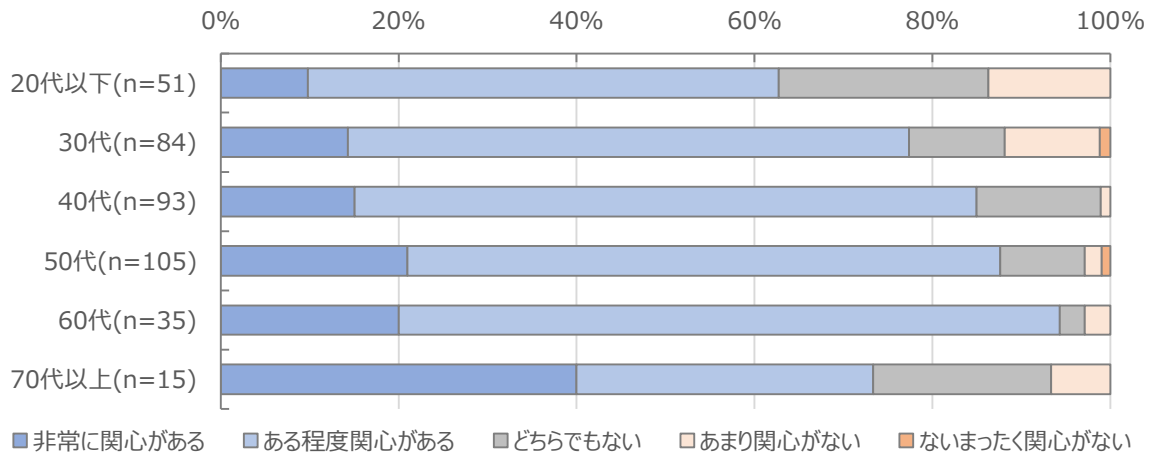


図 34 環境への関心（年代によるクロス集計）

## ② 関心のある環境問題

「関心のある環境問題」は、「循環」が最も多く 68.3%、次いで「地球環境」が 62.5%でした。

一方で、「協働」の関心は低く、14.9%でした。

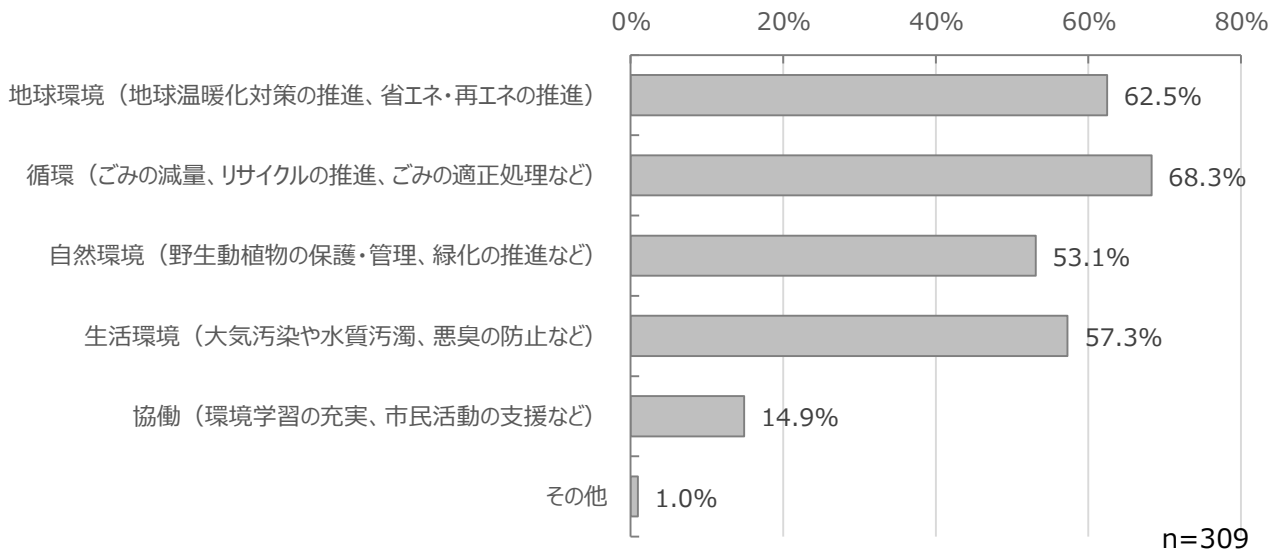


図 35 関心のある環境問題

- ほとんどの市民が「環境に関心がある」としており、中でも「循環」と「地球環境」への興味が高くなっていました。一方で、「協働」についての関心は少なく、優先度が低い傾向です。
- 「年代別」に見ると、「年代が低い」ほど「環境への関心」が少ない傾向なので、若い年代に向けた環境意識の啓発が重要になると考えられます。

### ③ 10年前と比べた環境の変化

「10年前と比べた環境の変化」は、「循環」について「良くなっている（「良くなっている」+「やや良くなっている）」と感じる方が特に多く、67.4%、次いで「地球環境」が33.4%でした。

一方で、「生活環境」について、他の項目と比べると「悪くなっている（「やや悪化している」+「悪化している）」と感じる方が多く、18.5%でした。

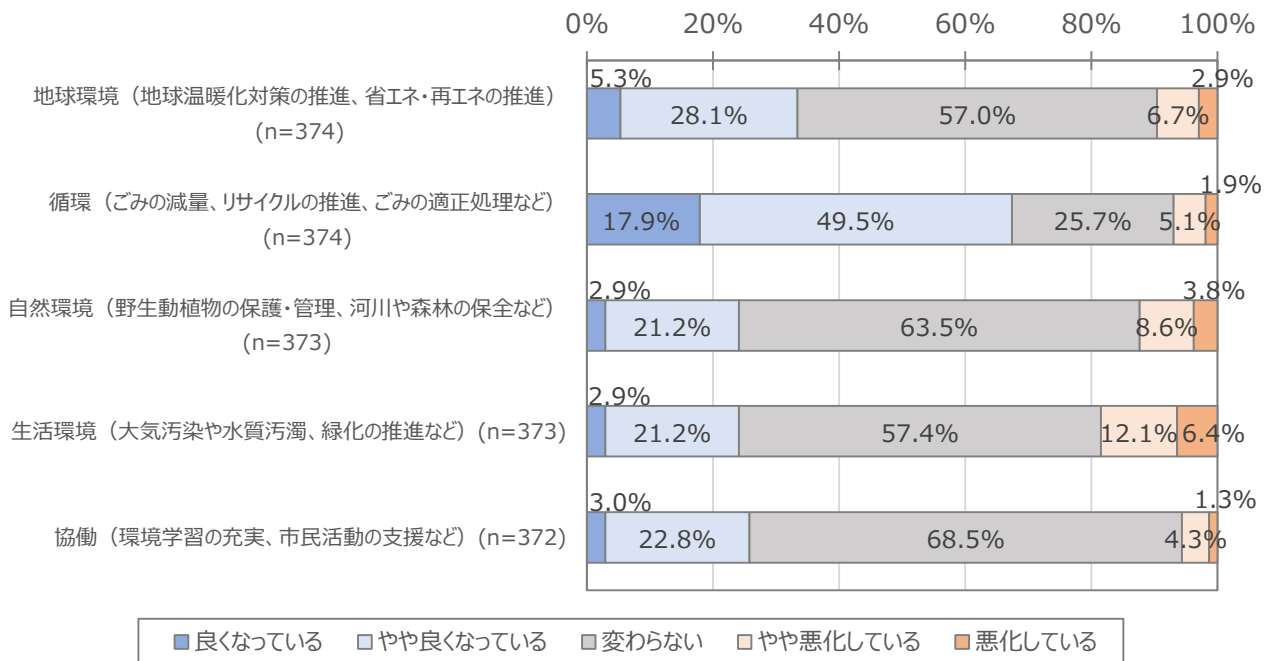


図 36 10年前と比べた環境の変化

#### ④ 悪化した環境の具体的内容

「悪化した環境の具体的内容」は、70人から意見があり、その概要は次のとおりでした。

表 7 悪化した環境の具体的内容の概要

分野		主な意見の概要	
地球環境 (16)	地球温暖化 (13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常気象が増えている。</li> <li>・エアコンが必要なほど気温が上がっている。</li> </ul>	など
	エネルギー (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネが増えていない。</li> </ul>	など
循環 (7)	廃棄物 (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ捨て料金が高い。</li> <li>・川にごみが増えている。</li> </ul>	など
自然環境 (15)	自然環境 (15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木々の伐採などで自然が減っている。</li> <li>・街路樹の整備ができていない。</li> <li>・カラスの糞の被害がひどい。</li> </ul>	など
生活環境 (41)	悪臭 (26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭があまりにもひどい。</li> </ul>	
	その他 生活環境 (15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が汚くなった。</li> <li>・自衛隊の騒音がひどい。</li> <li>・宅地開発が進んだため。</li> </ul>	など
協働 (9)	環境教育 ・活動 (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の機会が減っている</li> <li>・市民活動が高齢化で難しくなっている</li> </ul>	など
	情報 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が何をやっているかが分からない。</li> </ul>	
その他 (1)	その他 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な社会づくりが、9月の広報のマスタープランにほとんど反映されていない。</li> </ul>	

○「10年前と比べた環境の変化」は、多くの市民が「循環」について「良くなっている」と感じている一方、「生活環境」について「悪化した」と感じている市民も多くなっています。「悪化した環境の具体的内容」としては、「悪臭」が最も多く挙げられており、近年市内で発生している悪臭問題が未だに続いていることが要因と考えられます。

## ⑤ 市内の環境に対する評価

「市内の環境に対する評価」を分かりやすく分析するため、CS分析を行いました。

各項目の満足度、重要度は下図のように整理でき、重要度が高い一方で満足度が低い「重点改善項目」は、改善度が高い順に「36 環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ」、「32 環境に関する学習機会（環境講座・イベントなど）」、「38 都市と農村との連携」、「4 省エネルギーの推進」、「19 自然・文化などの環境資源の活用による、まちの活性化」、「1 地球温暖化防止のための取組」、「3 猛暑や集中豪雨の増加などの気候変動への対策」、「19 自然・文化などの環境資源の活用による、まちの活性化」、「31 市民一人一人の環境に対する意識や取り組み」でした。

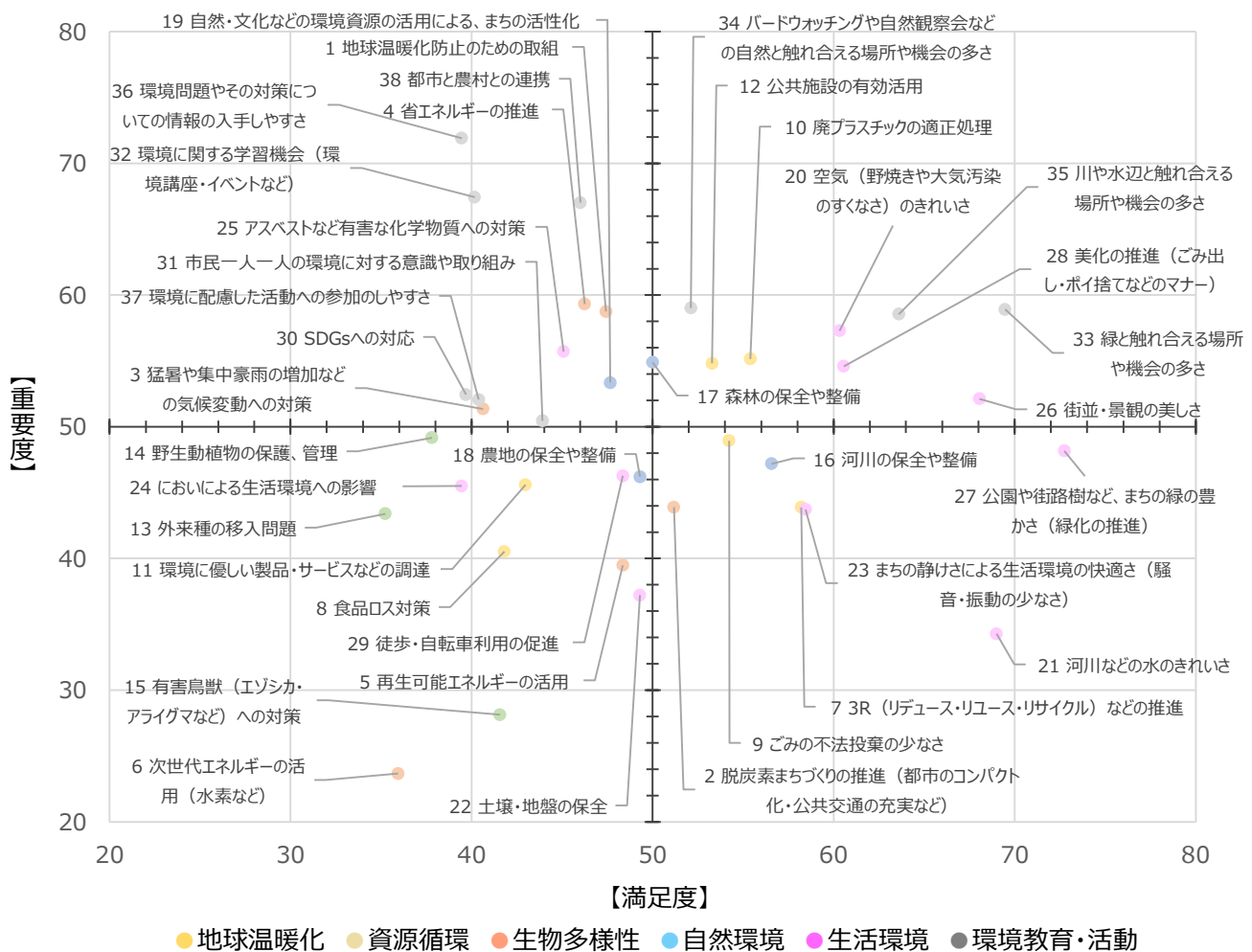


図 37 市内の環境に対する評価のCS分析結果

11個の重点改善項目を分野別に見ると、「環境教育・活動」が最も多く6項目で、半数以上を占めており、この分野の改善が求められている結果となりました。他の分野では「地球温暖化」が多く、3項目でした。

表 8 市内の環境に対する評価のCS分析結果

市内の環境に対する評価			満足度	重要度	改善度	順位
環境教育・活動	36	環境問題やその対策についての情報の入手しやすさ	39.45	71.91	19.10	1
環境教育・活動	32	環境に関する学習機会（環境講座・イベントなど）	40.16	67.42	16.56	2
環境教育・活動	38	都市と農村との連携	46.02	67.01	11.29	3
地球温暖化	4	省エネルギーの推進	46.25	59.30	7.46	4
生活環境	25	アスベストなど有害な化学物質への対策	45.08	55.70	7.17	5
環境教育・活動	30	SDGsへの対応	39.69	52.43	6.85	6
環境教育・活動	37	環境に配慮した活動への参加のしやすさ	40.39	52.06	6.23	7
地球温暖化	1	地球温暖化防止のための取組	47.43	58.73	6.21	8
地球温暖化	3	猛暑や集中豪雨の増加などの気候変動への対策	40.63	51.34	5.59	9
生物多様性	14	野生動植物の保護、管理	37.81	49.16	5.57	10
生物多様性	13	外来種の移入問題	35.23	43.39	3.76	11
自然環境	19	自然・文化などの環境資源の活用による、まちの活性化	47.66	53.34	3.62	12
環境教育・活動	31	市民一人一人の環境に対する意識や取り組み	43.91	50.44	3.34	13
環境教育・活動	34	バードウォッチングや自然観察会などの自然と触れ合える場所や機会の多さ	52.12	59.00	3.26	14
生活環境	24	においによる生活環境への影響	39.45	45.50	2.79	15
自然環境	17	森林の保全や整備	50.01	54.88	2.44	16
資源循環	11	環境に優しい製品・サービスなどの調達	42.97	45.59	1.19	17
資源循環	12	公共施設の有効活用	53.29	54.80	0.68	18
資源循環	10	廃プラスチックの適正処理	55.40	55.14	-0.12	19
資源循環	8	食品ロス対策	41.80	40.52	-0.58	20
生活環境	29	徒歩・自転車利用の促進	48.36	46.26	-0.97	21
生活環境	20	空気（野焼きや大気汚染のすくなさ）のきれいさ	60.32	57.28	-1.38	22
自然環境	18	農地の保全や整備	49.30	46.20	-1.48	23
環境教育・活動	35	川や水辺と触れ合える場所や機会の多さ	63.61	58.54	-2.30	24
生活環境	28	美化の推進（ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー）	60.56	54.58	-2.75	25
資源循環	9	ごみの不法投棄の少なさ	54.23	48.93	-2.87	26
地球温暖化	2	脱炭素まちづくりの推進（都市のコンパクト化・公共交通の充実など）	51.18	43.89	-3.86	27
地球温暖化	5	再生可能エネルギーの活用	48.36	39.46	-4.29	28
環境教育・活動	33	緑と触れ合える場所や機会の多さ	69.47	58.89	-4.86	29
自然環境	16	河川の保全や整備	56.57	47.18	-5.42	30
地球温暖化	6	次世代エネルギーの活用（水素など）	35.94	23.66	-5.61	31
生活環境	22	土壌・地盤の保全	49.30	37.20	-5.97	32
生物多様性	15	有害鳥獣（エゾシカ・アライグマなど）への対策	41.56	28.12	-6.23	33
生活環境	26	街並・景観の美しさ	68.06	52.11	-7.74	34
資源循環	7	3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの推進	58.21	43.88	-9.29	35
生活環境	23	まちの静けさによる生活環境の快適さ（騒音・振動の少なさ）	58.45	43.72	-9.55	36
生活環境	27	公園や街路樹など、まちの緑の豊かさ（緑化の推進）	72.75	48.16	-12.58	37
生活環境	21	河川などの水のきれいさ	69.00	34.27	-23.20	38

※CS分析とは、あることごとに対して、関連する項目ごとの満足度と総合的な満足度を答えてもらい、その相関性から、改善すべき優先度が高い項目を分析する手法です。また、CS分析は結果が見やすいように偏差値を利用しているため、50を基準として、上回るほど満足度・重要度が高く、下回るほど満足度・重要度が低い結果となります。

- 「市内の環境に対する評価」についてCS分析を行った結果、「環境に関する情報の入手しやすさ」、「環境学習の機会」、「都市と農村の連携」の改善度が特に高くなりました。
- CS分析の結果、重点改善項目が11個抽出されましたが、上記3つを含む「環境教育・活動」に関する内容が半数以上（6個）抽出されており、市民の注目が特に高い項目となっています。また、「環境教育・活動」に関する項目は、「年代が高い」ほど「不満」を持っている傾向があります。



## ⑥ 将来まで残したい恵庭市の自然・場所・風景

「将来まで残したい恵庭市の自然・場所・風景」は、85人から意見があり、その概要は次のとおりでした。

表 9 将来まで残したい恵庭市の自然・場所・風景とその理由の概要

自然、風景、場所など		主な理由の概要	
自然 (46)	河川 (漁川・茂漁川など) (24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サケが遡上できる環境が整備されているため。</li> <li>水質がきれいなため。</li> <li>河川敷が整備されており、自然と触れ合えるため。</li> </ul>	など
	恵庭溪谷 (13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>滝の景観が素晴らしいため。</li> <li>四季の自然を楽しめるため。</li> <li>盤尻地区の自然環境が素晴らしいため。</li> </ul>	など
	その他自然環境 (9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みの景色が美しいため (恵庭岳)。</li> <li>自然と調和したダムのため (漁川ダム)。</li> </ul>	など
風景 (19)	田園地帯・風景 (11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>四季の田園景観が美しいため。</li> <li>新鮮な農作物を味わえるため。</li> </ul>	など
	街なみ景観 (8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>花や街路樹など、自然を取り入れた街なみが美しいため。</li> </ul>	など
場所 (41)	恵庭公園 (10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>気軽に自然と触れ合えるため。</li> <li>貴重な原生林があるため。</li> </ul>	など
	その他公園 (17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の憩いの場となっているため (恵み野中央公園)。</li> <li>運動施設を有した公園であるため (中島公園)。</li> </ul>	など
	観光施設 (14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物や子供の遊び場に便利であるため (道の駅)。</li> <li>子育てに良い環境であるため (えこりん村)。</li> <li>恵庭の良さを集約した施設と思うため (はなふる)。</li> <li>先人たちが残した歴史・文化遺産であるため (カリンバ遺跡)。</li> </ul>	など
その他 (1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然と共存した住環境のため。</li> </ul>	

- 「将来まで残したい恵庭市の自然・場所・風景」は、河川や公園に関する記述が多くなっており、「身近な自然であり、触れ合うことができる」ことが主な理由として挙げられています。そのため、市民の身近にある自然環境を整備し、良好な環境を維持していくことが重要になると考えられます。

## ⑦ 10年前と比べた環境意識・行動の変化

「10年前と比べた環境意識・行動の変化」は、「環境を守ろうという意識が高まり、環境に良いことを行うようになった」が最も多く38.6%、次いで「環境を守ろうという意識が高まったが、行動には結びついていない」が34.2%でした。

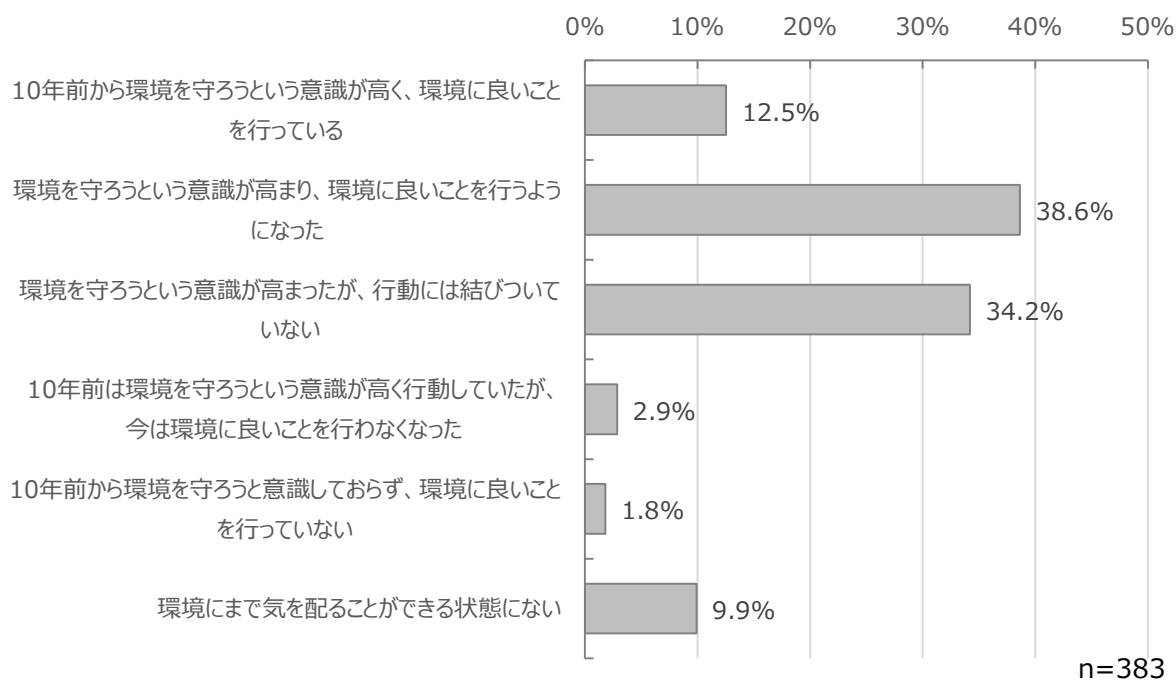


図 38 10年前と比べた環境意識・行動の変化

○ほとんどの市民が、10年前と比べて「環境を守ろうとする意識」が高くなっていますが、「行動には結びついていない」市民も多くなっているため、情報発信や啓発が重要になると考えられます。

## ⑧ 実践している環境配慮の取組

「実践している環境配慮の取組」について、「実践している（「行っている」+「時々行っている）」は、「ごみはきちんと分別して出している」、「買い物にはエコバックを使用し、過剰な包装はなるべく断るようになっている」、「食べ残しをしないようになっている」、「ごみやタバコの投げ捨てはしないようになっている」が特に多く、90%以上でした。

「これから行いたい」は、「環境に関する学習会などに参加している」と「自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している」が特に多く、25%以上でした。

「行う予定がない」は、「これから行いたい」と同様に「環境に関する学習会などに参加している」と「自然観察会などの自然と触れ合う活動に参加している」が特に多く、40%以上でした。

その他、実践している環境に配慮した取組は、「コンポストの使用」、「個人レベルでの環境学習や自然体験活動」、「野菜の地産地消」などがありました。

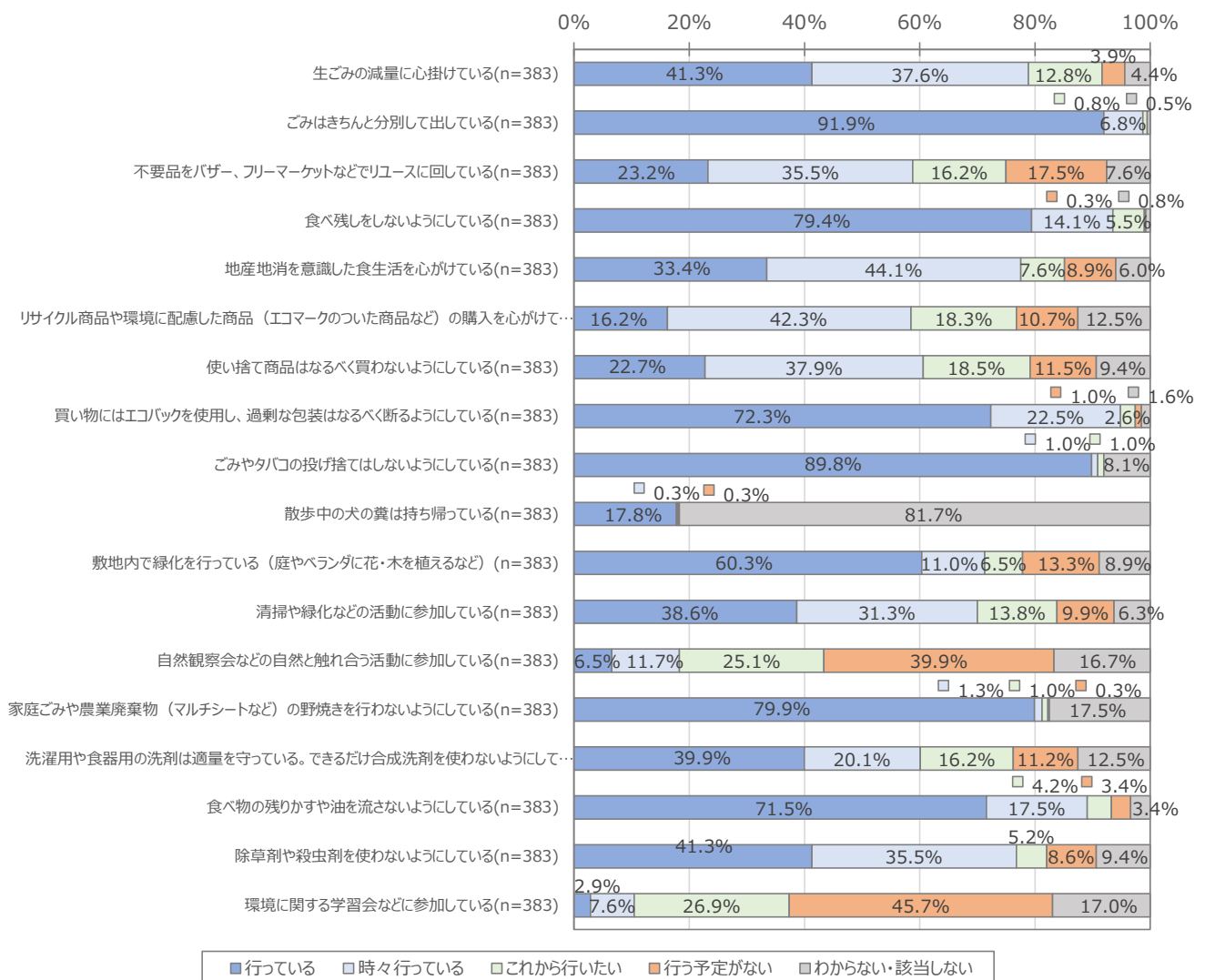


図 39 実践している環境配慮の取組

- 「実践している環境配慮の取組」は、ほとんどの市民が「ごみの分別」、「エコバッグの利用」、「食べ残しをしない」など、身近な生活での行動を実践している状況です。その一方で、「環境学習会」や「自然と触れ合う活動」などの「環境に関する活動や学習」はほとんど実践されていない上、「今後行う予定がない」が多い傾向です。

## ⑨ 市民参加についての考え

「市民参加についての考え」は、「普段の生活の中で取り組めることに参加したい」が最も多く54.8%、次いで「時間があれば参加したい」が28.5%でした。

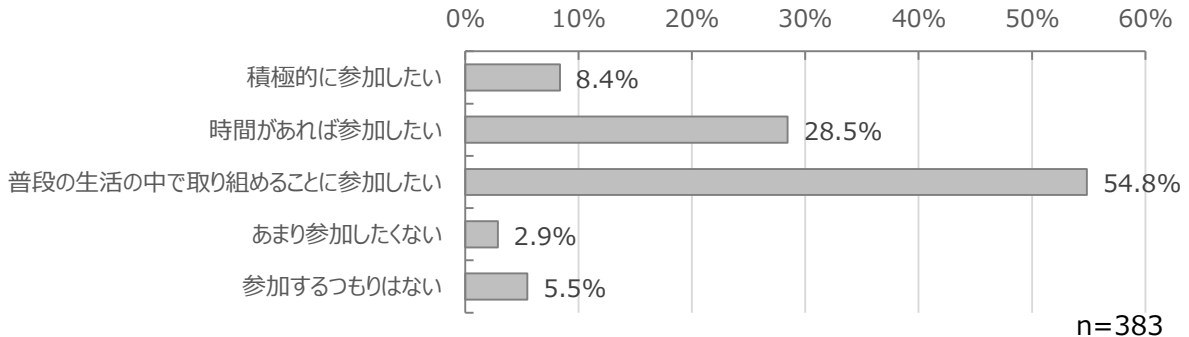


図 40 市民参加についての考え

## ⑩ 市民参加をしたくない理由

「市民参加をしたくない理由」は、「時間的・経済的に余裕がない」が最も多く40.9%、次いで「興味がない」が31.8%でした。

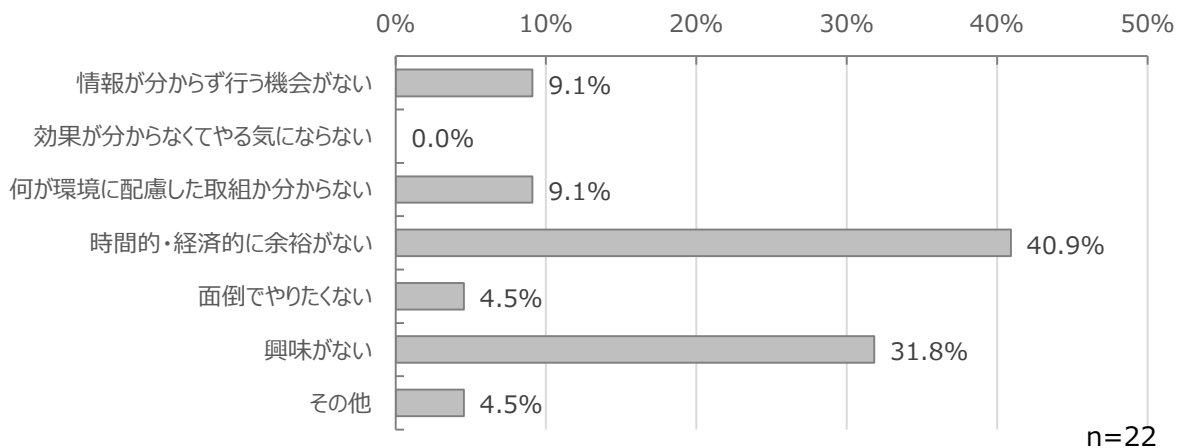


図 41 市民参加をしたくない理由

- 「市民参加についての考え」は、「積極的な参加」まではいかなくとも、「時間があれば参加したい」、「普段の生活で取り組めることに参加したい」が多い状況です。
- 「市民参加をしたくない理由」は、「時間的・経済的に余裕がない」と「興味がない」が主な理由となっているため、多種多様な活動について情報発信や意識啓発を行い、市民参加を促していくことが重要になると考えられます。

## (4) 「地球温暖化」についての主な調査結果

### ① 地球温暖化問題への関心

「地球温暖化問題への関心」は、「関心がある（「関心がある」+「ある程度関心がある」）」が88.5%で、ほとんどの方が関心を持っている状況です。

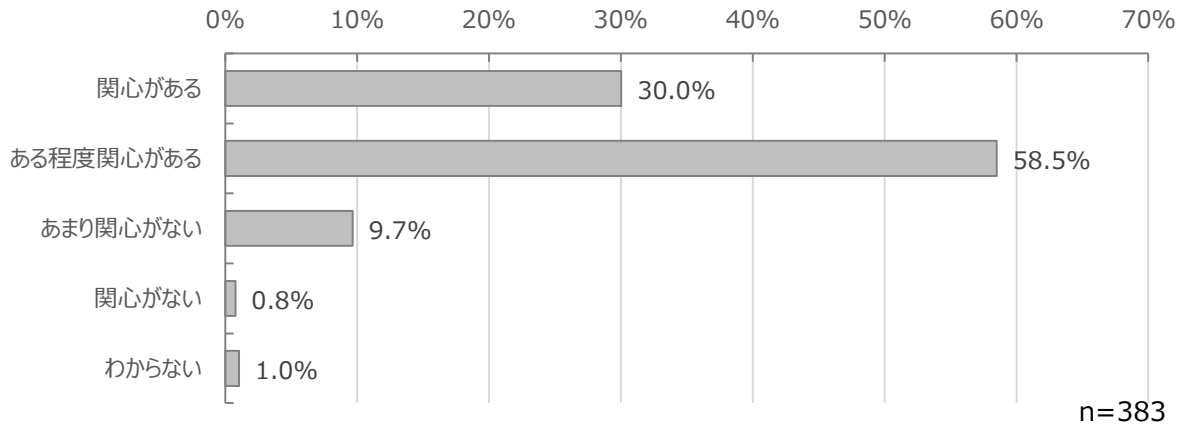


図 42 地球温暖化問題への関心

「地球温暖化問題への関心」を「年代別」に見ると、「年代が高い」ほど「関心がある（「関心がある」+「ある程度関心がある」）」傾向でした。

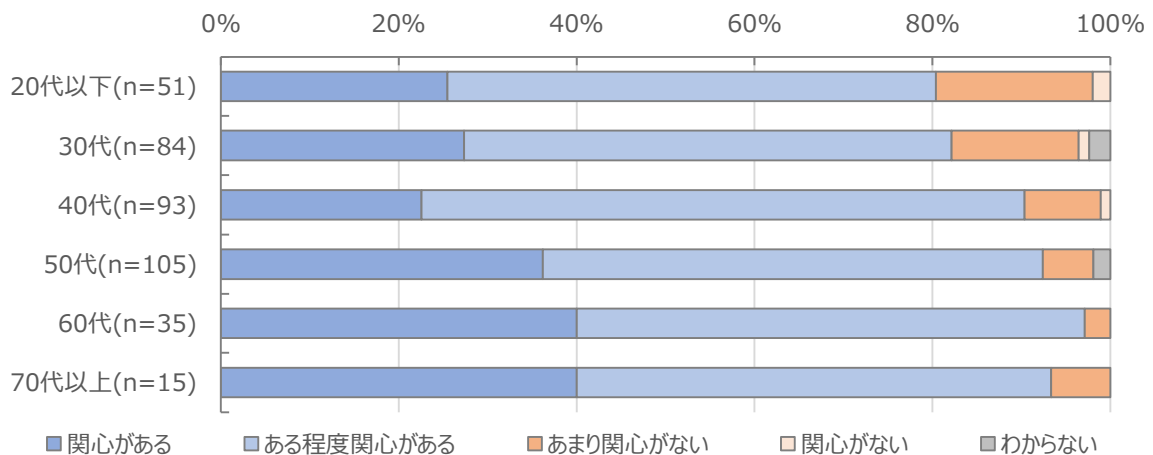


図 43 地球温暖化問題への関心（年代によるクロス集計）

○ほとんどの市民が「地球温暖化問題に関心がある」としており、「年代が高い」ほど「地球温暖化への関心も高い」傾向です。

## ② 地球温暖化による影響の有無

「地球温暖化による影響の有無」は、「既に現れている」が最も多く 81.5%、次いで「今後現れると思う」が 13.3%でした。

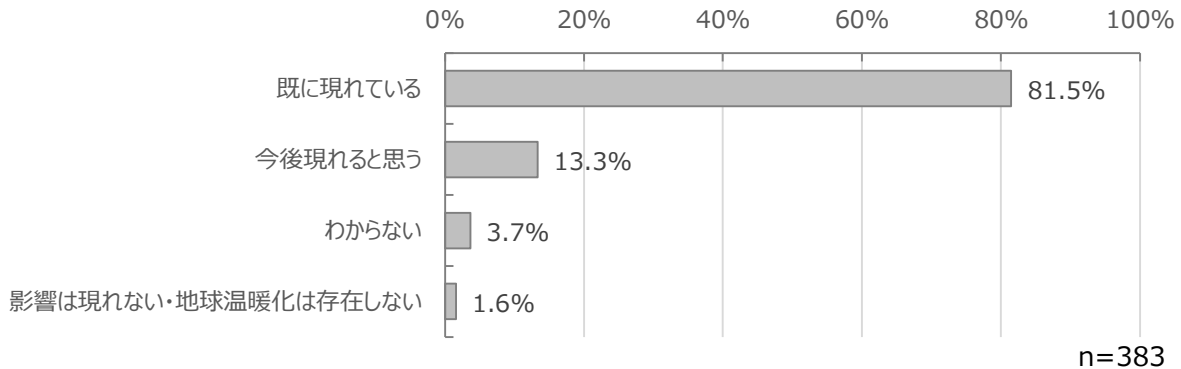


図 44 地球温暖化による影響の有無

## ③ 地球温暖化による影響の種類

※問 18 で「既に現れている」、「今後現れると思う」と答えた方への設問。

「地球温暖化による影響の種類」は、「猛暑や集中豪雨などの異常気象の増加」が最も多く 93.2%、次いで「水産物の品質や漁獲量など漁獲物の変化」が 60.5%、「降雪量の増減」54.5%でした。また、「野生生物の生息域の変化など生態系への影響」は他の項目より少ない傾向で、44.5%でした。

その他内容は、「北極の氷の面積の減少」などがありました。

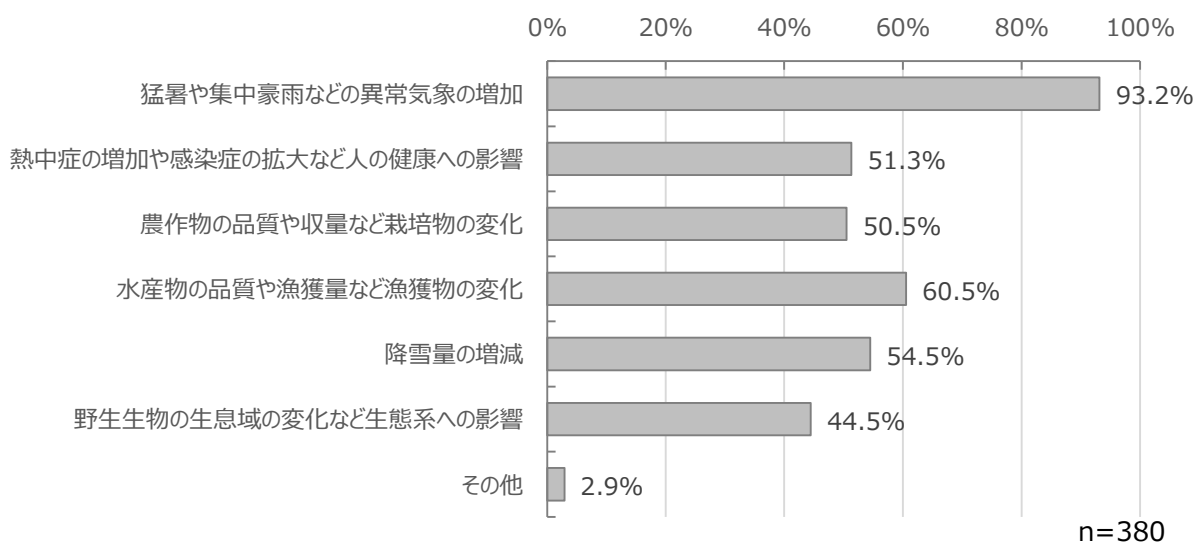


図 45 地球温暖化による影響の種類

○ほとんどの市民が「地球温暖化の影響が既に現れている」と考えており、その大半が「異常気象の増加」を「地球温暖化の影響」として捉えています。

#### ④ 省エネ・新エネ機器の活用状況と今後の意向

「省エネ・新エネ機器の活用状況と今後の意向」について、「活用している」は「LED 照明」が最も多く 77.5%、次いで「建物（壁や窓）の高気密・高断熱化」が 50.7%でした。

「今後活用する予定」は「クリーンエネルギー自動車」が特に多く 25.8%、次いで「高効率空調・換気設備」が 12.8%でした。

「活用する予定はない」は「木質バイオマス（薪、ペレットストーブ等）」が最も多く 52.5%、次いで「太陽光発電システム」が 44.4%でした。

「活用したいができない」は「太陽光発電システム」が最も多く 35.0%、次いで「木質バイオマス（薪、ペレットストーブ等）」が 27.7%でした。

「設備を知らない」は「コージェネレーション」、「エネルギーマネジメントシステム (EMS)」、「エネファーム」が特に多く、35%以上でした。

その他、項目以外で活用している省エネ・新エネ機器は、「蓄電池」、「ヒートポンプ」、「家庭用風力発電」などがありました。

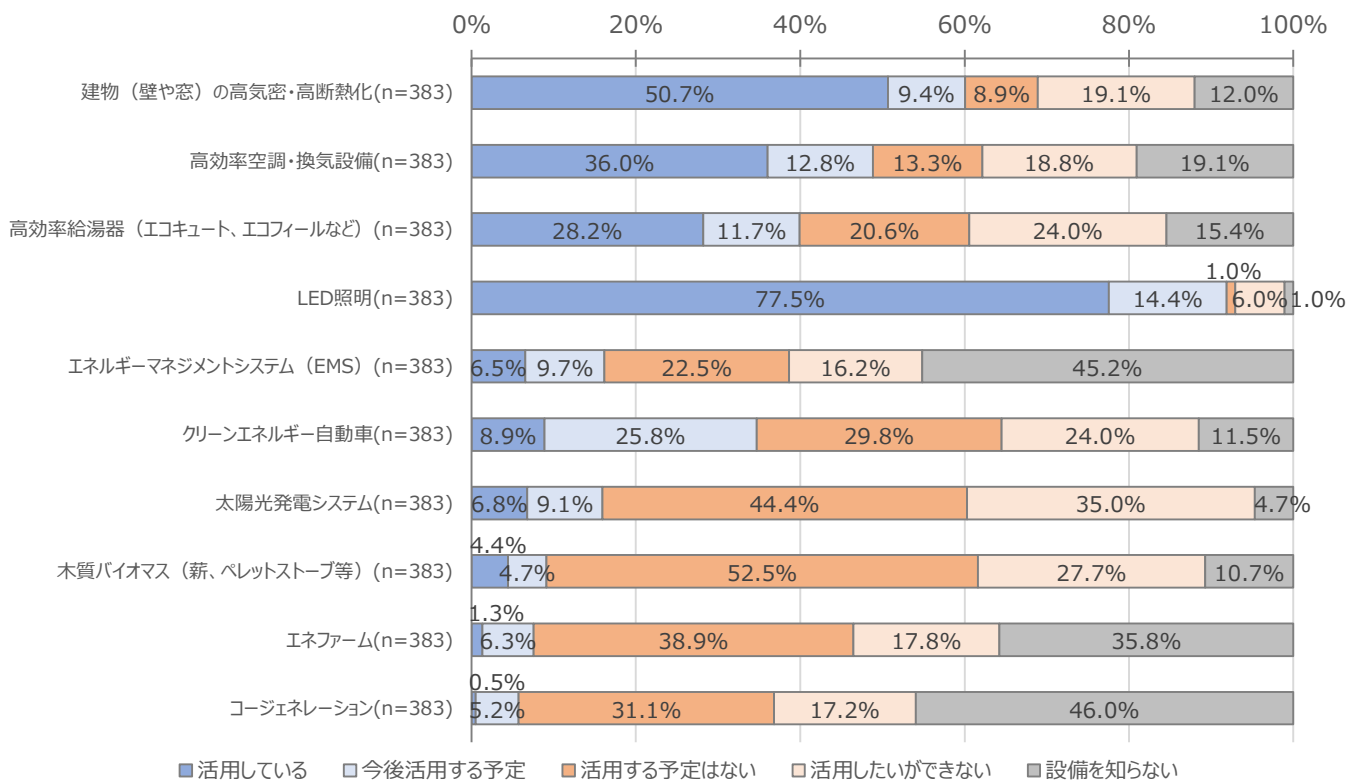


図 46 省エネ・新エネ機器の活用状況と今後の意向

○「省エネ・新エネ機器の活用状況と今後の意向」は、導入しやすく、導入効果が高いことが広く知られている「LED」が多く活用されている他、「建物の高気密・高断熱化」についても半数以上の市民が実施をしており、市民の取組意欲が高い状況ですが、多額の費用がかかる「クリーンエネルギー自動車」や「新エネ（太陽光発電など）」は活用が進んでおらず、「活用する予定はない」が多くなっていますが、その一方で、「活用したいができない」も一定数いる状況です。

●「EMS」、「エネファーム」、「コージェネレーション」などの新しい省エネ・新エネ機器については、そもそも「設備を知らない」市民が多い状況のため、認知度を上げるためのPRを行うことが重要



### ⑤ 活用したいが出来ない省エネ・新エネ機器の中で、最も活用したいと思う機器と、活用できない理由

「活用したいが出来ない省エネ・新エネ機器の中で、最も活用したいと思う機器」は、「太陽光発電」が最も多く 33.3%、次いで「クリーンエネルギー自動車」が 16.9%、「建物（壁・窓）の高断熱・高气密化」が 15.9%でした。

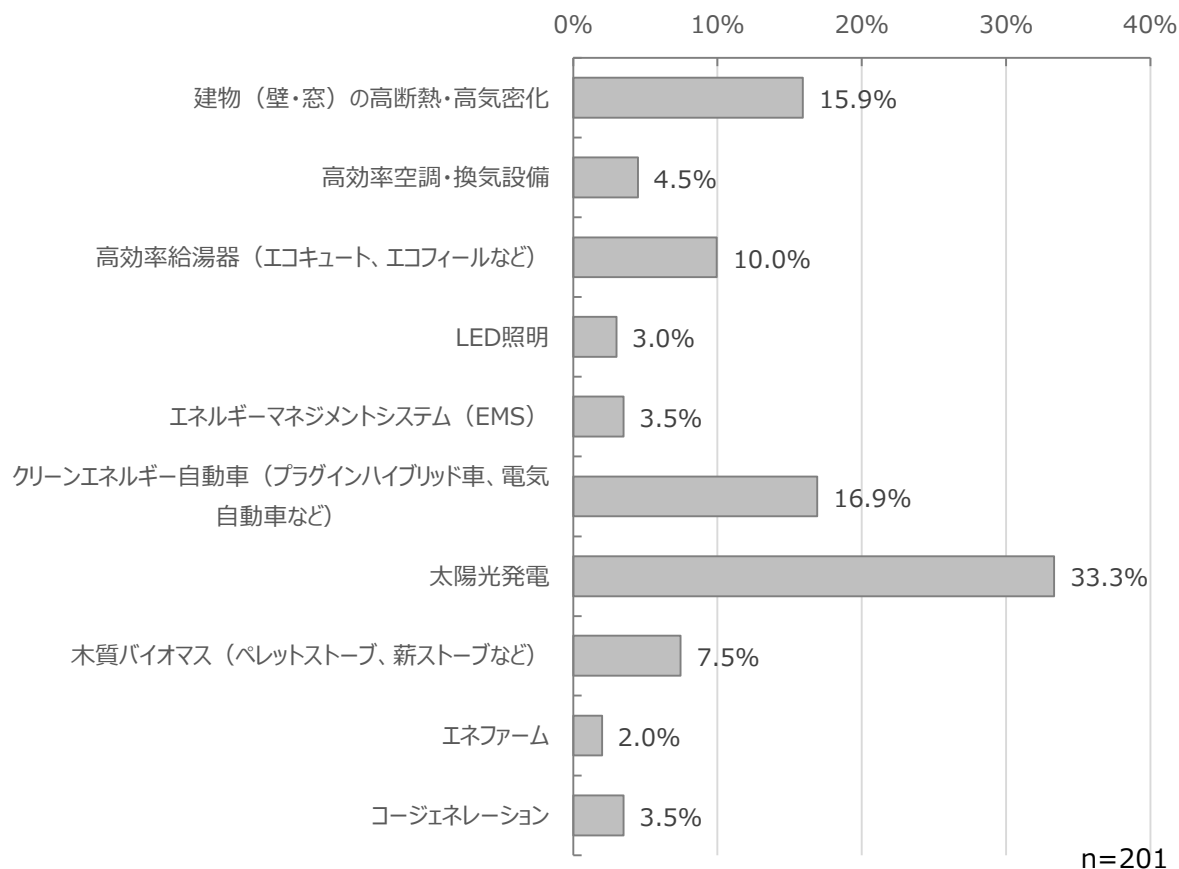


図 47 活用したいが出来ない機器の中で、最も活用したいと思う機器

○「活用したいが出来ない機器の中で、最も活用したいと思う機器」として、「太陽光発電」と「クリーンエネルギー自動車」が多く挙げられており、活用できない理由の半数以上が「経済的に難しい」となっています。市民への助成や情報発信を拡充すると、さらに導入が進む可能性があります。

「省エネ・新エネ機器を活用したいが出来ない理由」は、「経済的に難しい」が特に多く 65.9%、次いで「省エネ・新エネ機器等を設置する場所がない」が 22.9%でした。

その他内容は、「賃貸住宅だから」、「電気自動車のインフラ整備不足」などとなっていました。

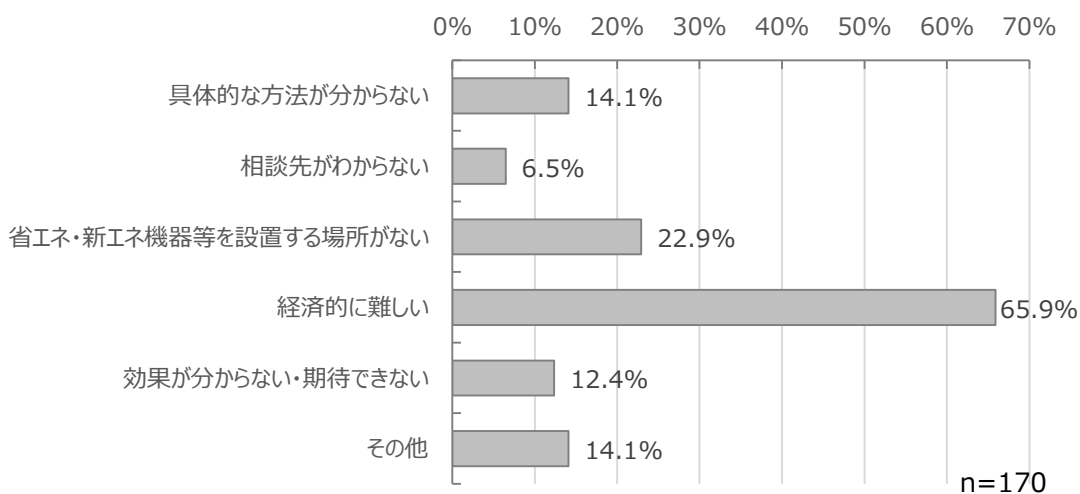


図 48 省エネ・新エネ機器を活用したいが出来ない理由

○「省エネ・新エネ機器を活用したいが出来ない理由」は、「経済的に難しい」が特に多くなっています。

## ⑥ 地球温暖化を緩和するために市で取組むべきこと

「地球温暖化を緩和するために市で取組むべきこと」は、「ごみの減量やリサイクルなどの資源の有効利用を促進する」が最も多く 36.0%、次いで「省エネ設備や省エネ住宅等への補助金などの支援制度を充実する」が 31.1%、「再生可能エネルギーへの補助金などの支援制度を充実する」が 27.7%でした。

一方で、「地球温暖化に対する相談窓口を設置する」は特に少なく 0.3%でした。その他では、「地球温暖化対策についてわかりやすくまとめたパンフレットを作成し配布する」と「地球温暖化対策や省エネに貢献している家庭・団体・企業等を評価する制度を創設する」が少なく、5%以下でした。

その他内容は、「市が独自で行う必要はない」、「対策に応じた減税」などがありました。

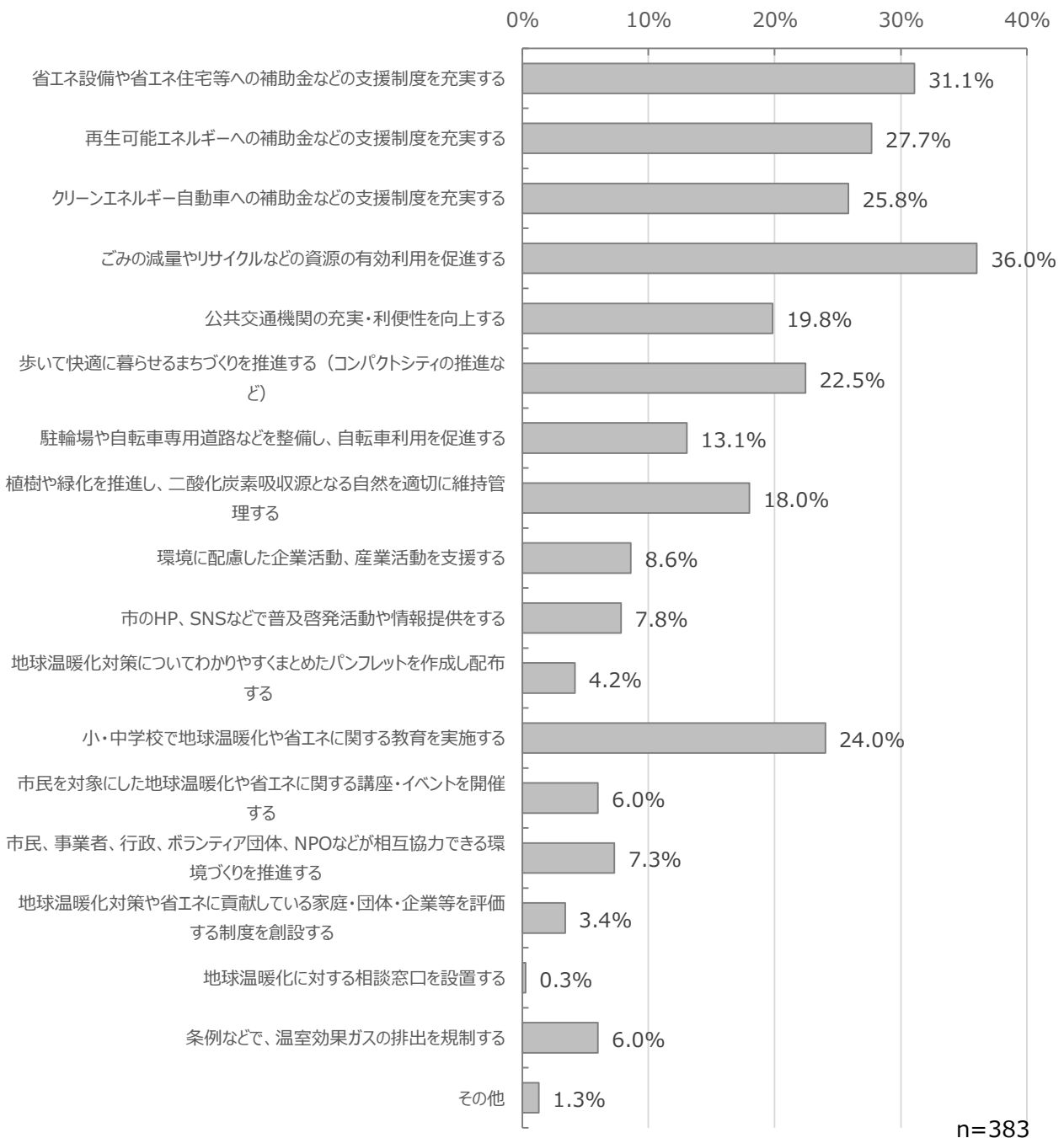


図 49 地球温暖化を緩和するために市で取組むべきこと

## ⑦ 地球温暖化に適応するために市で取組むべきこと

「地球温暖化に適応するために市で取組むべきこと」は、「集中豪雨や土砂災害などへの対策（自然災害分野）」が特に多く 83.8%、次いで「熱中症や感染症などへの対策（健康分野）」が 41.8%、「水不足などへの対策（水環境分野）」が 39.2%でした。

その他内容は、「国や世界単位での方向性を追従する取り組み」、「災害緊急対応への積立」、「カーボンニュートラルに取り組む」などがありました。

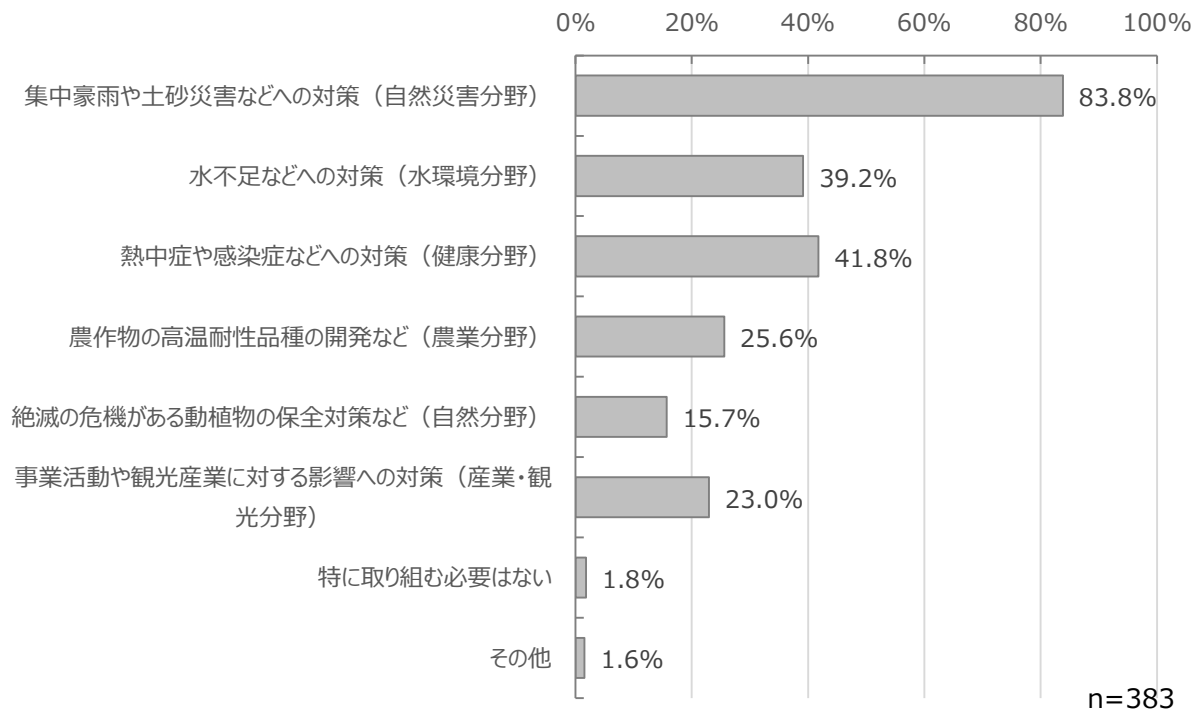


図 50 地球温暖化に適応するために市で取組むべきこと

○「地球温暖化を緩和するために市で取組むべきこと」は、「ごみの減量やリサイクルなどの資源の有効利用を促進する」が最も多く、市民の廃棄物に対する意識が高い状況です。それ以外では、「補助金などの支援制度の充実」が多くなっているため、市民からは省エネ・新エネ設備の民間導入を進めるための支援が求められています。

また、「地球温暖化に対する相談窓口を設置する」が非常に少ない状況のため、市から市民への情報発信を強化していくことが有効と考えられます。

○「地球温暖化に適応するために市で取組むべきこと」は、「集中豪雨や土砂災害などへの対策」が特に多くなっており、市民からは災害に強いまちづくりを求められています。

## (5) 「情報」についての主な調査結果

### ① 環境に関する情報の入手先

「環境に関する情報の入手先」を「年代別」に見ると、「年代が低い」ほど「インターネット」、「SNS」から情報を入手しており、「年代が高い」ほど「新聞」、「雑誌」、「ラジオ」、「行政の広報誌やパンフレット」から情報を入手している傾向でした。

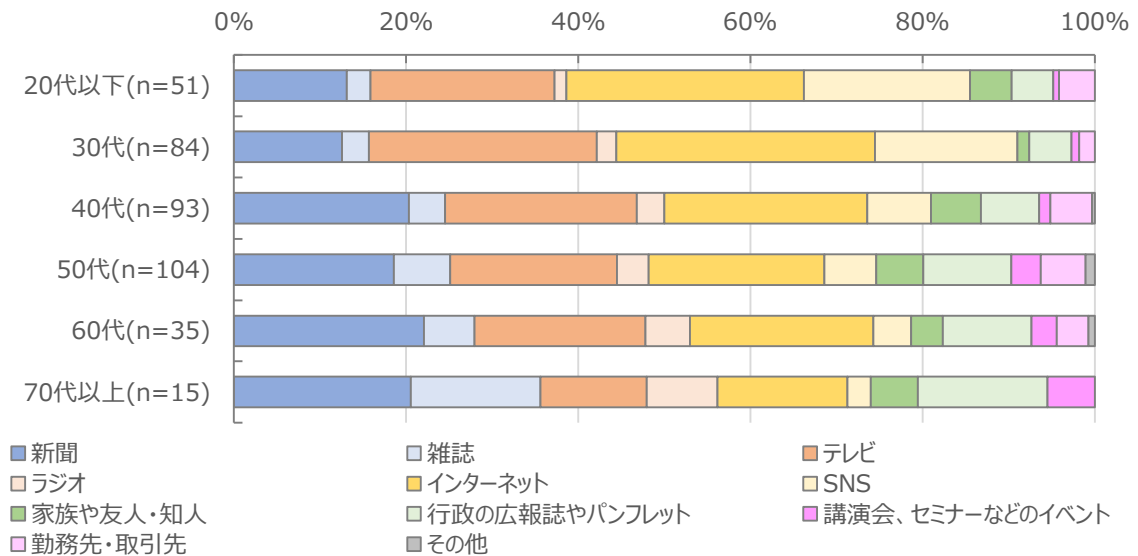


図 51 環境に関する情報の入手先（年代によるクロス集計）

- 「年代別」に見ると、「年代が低い」ほど「インターネット」などのデジタル媒体を活用しており、「年代が高い」ほど「新聞」などの紙媒体を活用しているため、多くの市民へ情報を届けるためには、複数の媒体を活用した情報発信が重要になると考えられます。

## ② 環境に関する情報で知りたいこと

「環境に関する情報で知りたいこと」は、「大気汚染や水質汚濁など、住んでいる地域の環境について」が最も多く 37.9%、次いで「家庭でできる省エネ対策や導入効果、事業者情報等について」が 30.0%、「恵庭市の身近な自然や動植物について」が 28.2%でした。

一方で、「アスベストなどの、人の健康に有害な化学物質について」は特に低く、6.8%でした。その他内容は、「環境保全を騙ったエコビジネスによる害悪とその背景」、「恵庭市の取り組みについて」でした。

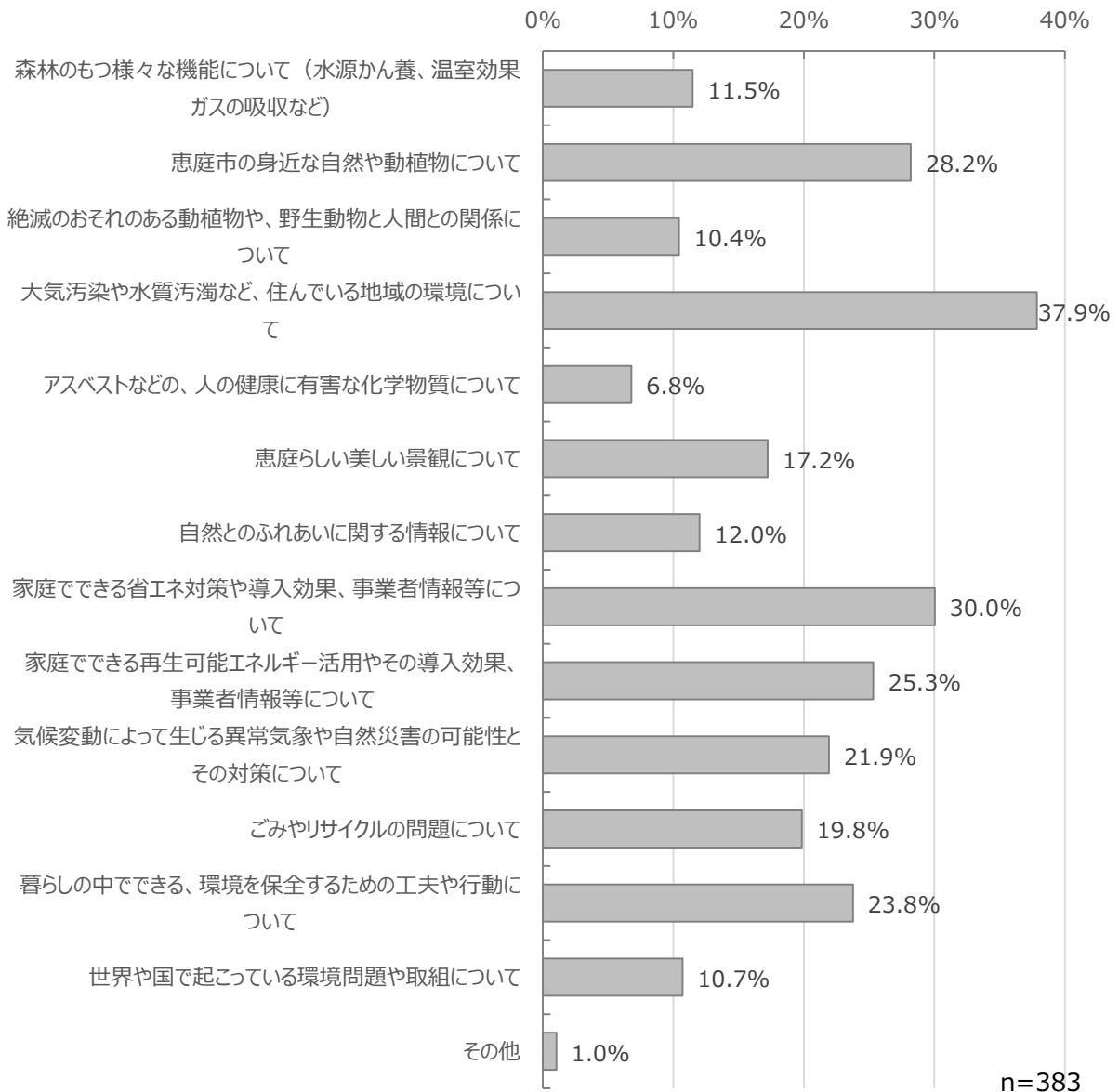


図 52 環境に関する情報で知りたいこと

○「環境に関する情報で知りたいこと」は、「居住地域の環境」、「家庭でできる省エネ対策や導入効果、事業者情報等」、「身近な自然や動植物」など、身近な環境や普段の生活に関する内容が求められています。

## 7. 環境基準等

### (1) 大気汚染に係る環境基準等

<大気汚染に係る環境基準>

大気汚染物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。



## (2) 騒音及び振動に係る環境基準等

＜騒音及び振動の区域区分と都市計画の用途地域の対照表＞

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住宅専用地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団として建設されている地区）
第2種区域		第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域		工業地域

＜騒音及び振動の区域区分と都市計画の用途＞

地域の区分	類型	騒音規制法に基づく地域指定	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法上の用途地域が第1・2種低層住専及び第1・2種中高層住専に限る）	/	55dB	45dB
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く）		60dB	50dB
	C	第3種区域及び第4種区域			
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法上の用途地域が第1・2種低層住専及び第1・2種中高層住専に限る）	2車線以上	60dB	55dB
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く）	2車線以上	65dB	60dB
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

※基準値のdB（デシベル）は等価騒音レベル（Leq）

※なお、道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値とする。（幹線道路近接空間における特例）

＜騒音に係る環境基準－幹線道路近接空間における特例－＞

昼間 6～22時	夜間 22～6時	◎幹線道路の定義 ・高速道路、国道、道道、4車線以上の市道 ◎幹線道路近接空間の定義 ・2車線以下の幹線道路なら、道路境界から15m背後までの範囲 ・2車線超の幹線道路なら、道路境界から20m背後までの範囲
70dB	65dB	
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間は45dB以下、夜間は40dB以下）によることができる。		

＜航空機騒音に係る環境基準＞

地域の類型	基準値（単位：Lden）	あてはめる地域
I	57以下	専ら住居の用に供する地域
II	62以下	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

**(3) 騒音及び振動に係る規制基準等**

＜特定工場において発生する騒音・振動の規制基準＞

騒音	時間区分				振動	時間区分		
	区域区分	朝・夕	昼間	夜間		区域区分	昼間	夜間
音	第1種区域	40dB	45dB	40dB	動	第1種区域	60dB	55dB
	第2種区域	45dB	55dB	40dB				
	第3種区域	55dB	65dB	50dB		第2種区域	65dB	60dB
	第4種区域	65dB	70dB	60dB				

※騒音の時間区分：朝・夕6時～8時・19時～22時、昼間8時～19時、夜間22時～6時

振動の時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時

※規制基準値は特定工場の敷地境界で測定した場合のレベル

<特定建設作業の作業基準>

作業種類	騒音規制法に基づく 特定建設作業		振動規制法に基づく 特定建設作業	
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域
敷地境界における騒音・振動レベル	85dB		75dB	
作業ができない時間帯	19時～7時	22時～6時	19時～7時	22時～6時
1日当たりの作業時間	10時間まで	14時間まで	10時間まで	14時間まで
同一場所における作業期間	連続6日間まで		連続6日間まで	
作業日	日曜日その他の休日を除く		日曜日その他の休日を除く	
【区域区分の定義】	<p>【第1号区域】 騒音規制法の規定により指定された第1種及び第2種区域の全域並びに第3種及び第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲概ね80m以内の区域</p>	<p>【第2号区域】 騒音規制法の規定により指定された第3種及び第4種区域であって左記第1号区域以外の区域</p>	<p>【第1号区域】 振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち学校、保育所、病院、患者入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲概ね80m以内の区域</p>	<p>【第2号区域】 振動規制法の規定により指定された第2種区域であって左記第1号区域以外の区域</p>

#### (4) 悪臭に係る規制基準等

＜特定悪臭物質ごとの臭気強度と対応する物質濃度＞

単位：(ppm)

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5	臭いの特徴
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40	し尿臭
メチルカプタ	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2	腐った玉ねぎ臭
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8	腐卵臭
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20	腐ったキャブツ臭
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3	腐ったキャブツ臭
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3	腐った魚臭
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10	青臭い刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10	甘酸っぱい焦げた臭い
ホルムアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2	甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5	甘酸っぱい焦げた臭い
ホルムアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6	甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2	甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール	0.01	0.02	0.09	4	20	70	1000	発酵したような刺激臭
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200	シンナー臭
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50	シンナー臭
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700	ガソリン臭
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20	都市ガス臭
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50	ガソリン臭
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09	汗臭い臭い
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	蒸れた靴下臭
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.3	0.03	0.3	蒸れた靴下臭

※法に基づく規制基準は、6段階臭気強度表示と敷地境界線上における調香師（香料等の製造にあたる臭いの専門家）による嗅覚試験を基に示された濃度の関係から定められています。

規制基準の設定にあたっては、臭気強度 2.5 から 3.5 に対応する物質濃度を敷地境界線における基準の範囲として定めることとされています。本市では、市街化区域の全域において臭気強度 2.5 に対応する特定悪臭物質の物質濃度を基準として設定しています。

< 6段階臭気強度表示法 >

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2 と 3 の中間)
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	(3 と 4 の中間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

## (5) 水質に関する環境基準等

### ① 人の健康の保護に関する環境基準

＜人の健康保護に関する環境基準＞ 基準値

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
γ-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、物質毎に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

<要監視項目及び指針値（公共用水域）>

項目	基準値	項目	基準値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス(I B P)	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	クロルニトロフェン(C N P)	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	ニッケル	-
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下	P F O S 及び P F O A	0.00005mg/L 以下 (暫定)※
フェノブカルブ(B P M C)	0.03mg/L 以下		

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

## ② 生活環境の保全に関する環境基準

＜生活環境の保全に関する環境基準（河川-ア）＞

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級・水浴	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと。	2mg/L 以下	—

注) 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 4 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等の貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の  
 水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 5 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度



<生活環境の保全に関する環境基準（河川-I）>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼン、 ルチン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

### ③ 地下水に関する環境基準

<地下水の水質汚濁に係る環境基準>

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、物質毎に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 「1,2-ジクロロエチレン」については、「シス体」と「トランス体」の和とする。

<要監視項目及び指針値（地下水）>

項目	基準値	項目	基準値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下
クロロタロニル	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L 以下 (暫定)※
フェノブカルブ	0.03mg/L 以下		

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

#### ④ 生活環境項目に係る一般排水基準

<有害物質に係る一般排水基準（一律）>

項目		許容基準
カドミウム及びその化合物		カドミウムにつき 0.03mg/L
シアン化合物		シアンにつき 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		鉛につき 0.1mg/L
六価クロム化合物		六価クロムにつき 0.5mg/L
砒素及びその化合物		砒素につき 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀につき 0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		セレンにつき 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外への公共用水域への排出	ほう素につき 10mg/L
	海域への排出	ほう素につき 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外への公共用水域への排出	フッ素につき 8mg/L
	海域への排出	フッ素につき 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量について 100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L
【備考】		
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

<生活環境項目に係る一般排水基準（一律）>

項目		許容基準	
水素イオン濃度	海域以外への公共用水域への排出	5.8 以上～8.6 以下	
	海域への排出	5.0 以上～9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L	（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L	（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L	（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L	
	動植物油脂類含有量	30mg/L	
フェノール類含有量		5mg/L	
銅含有量		3mg/L	
亜鉛含有量		2mg/L	
溶解性鉄含有量		10mg/L	
溶解性マンガン含有量		10mg/L	
クロム含有量		2mg/L	
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量		120mg/L	（日間平均 60mg/L）
燐含有量		16mg/L	（日間平均 8mg/L）
<p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</li> <li>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</li> <li>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</li> <li>生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</li> <li>窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</li> <li>燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</li> </ol>			

## ⑤ 上乗せ排水基準

＜人の健康の保護に係る項目の上乗せ基準（単位：mg/L）＞

業種	項目						適用区域
	カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	総水銀	
特定金属鉱業	－	0.5	－	－	－	－	支笏湖 水域
全業種 (特定金属鉱業を除く。)	0.01	検出され ないこと。	検出され ないこと。	0.05	0.05	0.0005	
特定金属鉱業	－	0.6	－	－	－	－	石狩川 水域

＜生活環境の保全に係る項目の上乗せ基準（単位：mg/L）＞

対象業務	項目	BOD		SS		適用区域
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
肉製品製造業		80	60	70	50	石 狩 川 水 域
乳製品製造業（平均排水量 1,000/日以上）		80	60	70	50	
紙製造業		－	－	150	110	
パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するもの）		150	110	120	100	
パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。）		－	－	120	100	
化学肥料製造業		－	－	70	50	
ガス供給業		80	60	70	50	
と畜業（活性汚泥法による排水処理をするもの）		－	－	70	50	
し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）		40	30	90	70	
し尿浄化槽（S46.9.23 以前に設置され、処理対象 501 人以上）		120	90	－	－	
し尿浄化槽（S46.9.24 から 47.9.30 までの間に設置、処理対象 501 人以上）		80	60	－	－	
し尿浄化槽（S47.10.1 以後設置、処理対象 501 人以上）		40	30	90	70	
下水終末処理施設（活性汚泥法、標準散水ろ床法で処理）		－	20	－	70	
下水終末処理施設（高速散水ろ床法、モディファイド・エアレーション法で処理）		－	60	－	120	

＜生活環境の保全に係る項目（一般項目）の上乗せ基準（単位：mg/L）＞

業種	項目	アルミニウム抽出物質（鉱物類）	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガ	ふっ素	適用区域
		特定金属鉱業	－	－	1.5	2.5	－	－	
全業種	1	1	－	－	－	－	－		
特定金属鉱業	－	－	0.9	3	－	－	－	石狩川 水域	

【備考】 1. 平均的な排出量が 50/日以上 of 工場・事業場に適用する。  
2. 温泉を利用する旅館については、ふっ素に係る排水基準は適用しない。

## ⑥ ダイオキシン類に関する環境基準

### <ダイオキシン類に係る環境基準>

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質	1 pg-TEQ/L 以下 (年平均値)	公共用水域及び地下水について適用する。
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 環境基準が達成されている場合であっても、250pg-TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施することとする。
底質	150 pg-TEQ/g 以下	全ての公共用水域について適用する。

### <ダイオキシン類に係る排出基準（大気）>

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設 基準
廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上、 又は焼却能力が 50kg/h 以上）	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上）		0.5	5
焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する 焼結炉（原料の処理能力が 1t/h 以上）		0.1	1
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、 集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に 供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力 が 0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミ ニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生 じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、 溶解炉、乾燥炉（焙焼炉、乾燥炉：原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶 解炉：容量が 1 t 以上		1	5

注：既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力 200kg/h 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

＜ダイオキシン類に係る排出基準（水質）＞

特定施設種類	排出基準
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	10
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L。



## 8. 恵庭環境審議会への諮問

恵生環第 203 号

令和 3 年 7 月 30 日

恵庭市環境審議会

会長 佐藤 俊 様

恵庭市長 原 田 裕

第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）について（諮問）

第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）について、恵庭市環境基本条例（平成9年条例第21号）第25条第2項の規定により諮問します。

## 9. 諮問理由

恵庭市は、緑豊かな森林地帯が市域の西半分を覆い、ここを源とした清流「漁川」を中心として河川が流れ、水と緑に恵まれた市街地を形成しています。

恵まれた環境を将来に継承するため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目標に掲げ、平成13年3月に「恵庭市環境基本計画」が策定され、その後、平成24年4月に「第2次恵庭市環境基本計画」が策定されました。

第2次計画が策定されてから10年が経過し、新たな課題や情勢の変化に対応するとともに、昨年度策定された「第5期恵庭市総合計画 後期基本計画」を踏まえた環境保全の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため「第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）」を策定するにあたり、ご審議を賜り、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

## 10. 第3次恵庭市環境基本計画についての答申

令和4年5月23日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市環境審議会

会長 佐 藤 俊

第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）について  
（答申）

令和3年7月30日付け恵生環第203号により恵庭市長から諮問のありました「第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）」につきまして、当審議会は慎重に審議を重ねました結果、別添「第3次恵庭市環境基本計画（兼地球温暖化対策実行計画区域施策編）（案）」のとおり答申します。

この答申に基づき、今後、速やかな計画決定を期待するとともに、計画の推進におかれましては、特に下記の点について留意いただくよう、答申の附帯意見として申し述べます。

### 記

1. 地球温暖化対策は産業・経済に変革をもたらす大きな成長機会であると認識し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に取り組まれることを期待します。
2. 本計画で掲げた環境の保全及び創造の施策を市民等の理解の基に具体的に実現させていくために、市民・事業者および市が協力・連携されることを要望します。
3. 本計画について、市民への周知徹底を図り、環境施策を着実に推進することを求めます。

以上

## 11. 用語説明

※()内の数字は初出ページとなります。

### - 数字・アルファベット -

#### 【3R】(8P)

リデュース（Reduce：廃棄物等の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字を取った略称です。循環型社会を構築していくためには、リデュース、リユース、リサイクルの順で取り組むことが重要とされています。

#### 【BDF】(49P)

バイオディーゼル燃料のことで、菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる、軽油代替燃料のことで。

#### 【BOD】(31P)

水中汚濁の程度を示す指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量を示したものです。この値が大きいほど、水が有機物により汚濁されていることを示します。

#### 【ESG 投資】(49P)

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）を考慮して行う投資のことです。

従来は、企業に投資するため判断材料としては利益率などの財務情報が使われてきましたが、近年はこれらに加えて非財務情報である ESG 要素（例：「E：地球温暖化対策」、「S：地域貢献活動」、「G：情報開示」など）が考慮対象となってきています。

#### 【EV】(56P)

バッテリーに蓄えた電力でモーターを駆動させる自動車のことで、クリーンエネルギー自動車の1つです。走行による排気ガスは発生しないため、窒素酸化物・硫黄酸化物などの有害物質や二酸化炭素は排出されず、環境にやさしい車となっています。

#### 【GHP】(45P)

ガスヒートポンプ（Gas engine driven Heat Pump）の略称で、ガスエンジンでヒートポンプを駆動して冷暖房を行う空調システムのことです。GHP で暖房利用をする場合は、ガスエンジンの排熱も利用するため、電気式のヒートポンプよりも省エネ・省コストとなります。

#### 【PDCA サイクル】(48P)

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正・見直し）を意味する、品質向上のための体系的な考え方のことです。

管理計画を作成し（Plan）、その計画を組織的に実行し（Do）、その結果を内部で点検し（Check）、不都合な点を見直し（Action）したうえで、さらに元の計画に反映させていくことで、継続的に品質の維持・向上や改善を図ることを目的としています。

## 【ZEH】(64P)

Net Zero Energy House の略称で、建物の断熱性能等の向上と高効率設備の導入により室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費の収支をゼロにする住宅のことです。

ZEH には、屋根の面積や日当たり等の条件を考慮して、ZEH に準ずる評価区分も設けられており、一次エネルギー消費を 50%~74%の間まで削減する ZEH Ready、一次エネルギー消費を 75%~100%の間まで削減する Nearly ZEH などがあります。

## - 実行 -

## 【アスベスト】(31P)

天然にできた鉱物繊維のことで、熱・摩擦・酸・アルカリに強く、丈夫で変化しにくい特性を持っています。そのため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、潜伏期間を経て、肺がんなどの病気を引き起こすおそれがあり、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで、予防や飛散防止等が図られています。

## 【うちエコ診断】(45P)

環境省が推進している、家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、うちエコ診断士が居住環境やライフスタイルに合わせた実効性の高い省エネ・省 CO<sub>2</sub> 対策を提案する無料サービスのことで、

## 【エコバス】(50P)

恵庭市が運用しているコミュニティバス（資料編 59 ページ参照）のことです。平成 14（2012）年 11 月から運行を開始しており、JR 島松駅・JR 恵み野駅・JR 恵庭駅を經由しながら、市内中心部の 69 か所のバス停を一周約 2 時間で回っています。（令和 2（2020）年 3 月時点）

## 【エコファーマー認証】(23P)

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が、たい肥などによる土づくり・有機肥料の使用（化学肥料の低減）・農薬使用の低減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成することで、知事から受けられる認証のことです。

この認定を受けた農業者をエコファーマーと呼びます。

## 【エネルギー起源二酸化炭素】(44P)

石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、産業や家庭が利用・消費することによって発生する二酸化炭素のことです。

## 【エネルギーの地産地消】(47P)

太陽光・風力・木質バイオマスなどの地域に賦存するエネルギーを用いて、地域で電力や熱を作り、地域で消費することです。

**【オゾン層】**（58P）

地上から 10～50km 上空にある、大気中のオゾンが集中して集まっている層のことです。

オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。

**【温室効果ガス】**（6P）

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収して再放出する気体のことです。

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、一部を再放射して地表面の温度を高める効果（温室効果）があるため、地球温暖化の原因物質と考えられています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、メタン（CH<sub>4</sub>）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の 7 種類が温室効果ガスとして定められています。

**- 知行 -****【カーボンマネジメントシステム】**（45P）

恵庭市の事務事業から排出される二酸化炭素を削減することを目的とした、「恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の進行管理を行うシステムのことで。

**【海洋プラスチック】**（2P）

海に流出したプラスチックゴミ（マイクロプラスチックなど）のことです。

プラスチックは自然分解されずに半永久的に残るため、不適切な廃棄物処理やポイ捨てなどにより大量に海に流れ、海洋環境を汚染するなどの悪影響を及ぼしています。

**【外来生物】**（17P）

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のことです。

在来生物を駆逐する、農作物への被害を起こすなど、自然環境や経済などに大きな影響を及ぼす可能性があります。

**【環境基準】**（31P）

「環境基本法」で規定される、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境の基準のことです。

**【環境金融】**（47P）

金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムのことです。

**【環境配慮型住宅】**（38P）

ZEH を参照（資料編 56 ページ）。

### 【環境保全型農業】（23P）

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷を軽減するなど、持続可能性に配慮した農業のことで

### 【緩和策】（6P）

地球温暖化対策の1つで、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減・吸収を目的に行う対策のことで、再生可能エネルギーの利用による化石燃料使用量の削減、廃棄物の削減、森林整備による二酸化炭素吸収源の確保などを行います。

### 【気候変動適応法】（6P）

気候変動への適応を法的に位置づけることを目的として、平成30（2018）年6月に制定された法律のことで、

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響および気候変動適応に関する情報の提供などを行い、気候変動適応を推進することが目的とされています。

### 【気候変動に関する政府間パネル（IPCC）】（6P）

「温暖化に関する科学的な知見の評価」、「温暖化の環境的・社会経済的影響の評価」、「今後の対策のあり方」の3つを主要課題とした、各国の研究者が参加して議論を行う公式の場のことです。UNEP（国連環境計画）及びWMO（世界気象機関）の共催により昭和63（1988）年に設置されており、温暖化の予測・影響・対策に関する総合的な評価報告書を発表しています。

### 【クールチョイス】（45P）

令和12（2030）年度の温室効果ガスの排出量を、平成25（2013）年度比で26%削減する目標の達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などに対して、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことで、

### 【グリーンインフラ】（7P）

自然環境が有する機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことで、

平成27（2015）年8月に閣議決定された「第二次国土形成計画（全国計画）」では、グリーンインフラを「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」と定義しています。

### 【クリーンエネルギー自動車】（65P）

走行時の排気ガスが少ない、もしくは排出されない自動車の総称で、次世代自動車とも呼ばれています。

FCV（燃料電池車）・EV（電気自動車）・CNG（圧縮天然ガス自動車）・HV（ハイブリッド車）・PHV（プラグインハイブリッド車）・CDV（クリーンディーゼル車）の6種類がクリーンエネルギー自動車とされています。

### 【グリーン購入】（58P）

企業や国・地方公共団体が、商品の調達や工事発注などに際してできるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択することです。

### 【グリーンツーリズム】（73P）

緑豊かな農山漁村地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。都市住民と地方住民の交流や、農山漁村の活性化、関連する新たな産業の創出などを目的としています。

### 【下水汚泥】（62P）

排水処理や下水処理の各過程で、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質のことです。

### 【公害防止協定】（72P）

地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間に結ばれるもので、公害防止のために事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決める協定のことです。

### 【コミュニティバス】（50P）

地域での必要目的に合わせてルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバスのことです。恵庭市ではコミュニティバスとしてエコバス（資料編 56 ページ参照）を運行しています。

## - さ行 -

### 【再生可能エネルギー】（18P）

自然界から半永久的に得られる、継続して利用できるエネルギーの総称です。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では、再生可能エネルギー源として、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスと規定しています。



### 【持続可能な開発のための 2030 アジェンダ】（3P）

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された国際社会共通の指針のことです。

平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までを対象としており、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。このアジェンダの中核に持続可能な開発目標（SDGs）が設定されており、取組を進めることが求められています。

### 【省エネ型住宅】（38P）

ZEH を参照（資料編 56 ページ）。

### 【省エネルギー】（8P）

石油や石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことです。

### 【食品ロス】（8P）

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは、事業者が 5 割強、家庭が 5 割弱となっているため、事業者・家庭ともに意識して食品ロスを減らしていくことが必要となっています。

### 【新電力】（45P）

大手電力会社（旧一般電気事業者）を除く小売電気事業者（旧特定規模電気事業者）のことです。新電力会社ともいいます。

### 【水源涵養機能】（33P）

洪水を緩和させる、河川の流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林のもつ水資源を保全する働きのことです。

### 【生態系】（4P）

食物連鎖などの生物間の関係と、水や大気などの無機的環境の間の相互関係をひとつのまとまりとして捉える概念のことです。

### 【生物多様性】（4P）

様々な生きものの豊かな個性と、他の生きものとの間に持たれるつながりのことです。

生物多様性には、森林・河川・干潟・湿原などの「生態系の多様性」、動物・植物・細菌などの「種の多様性」、同じ種でも異なる遺伝子を持っている「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルがあります。

### 【ゼロカーボン】（47P）

温室効果ガスの排出量削減と森林整備等の吸収源対策によって、実質的な排出量（正味排出量）をゼロにすることです。

**【ダイオキシン類】**（34P）

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出抑制が行われています。

**【太陽光発電】**（45P）

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのことです。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されています。

**【脱炭素】**（6P）

ゼロカーボンを参照（資料編 60 ページ）。

**【食べきり運動】**（62P）

自治体が食品ロスを削減するために進めている取組のことです。趣旨に賛同する飲食店等に協力してもらい、小盛りメニューの導入や食費ロス削減のための啓発を行ってまいります。

**【地域循環共生圏】**（5P）

各地域が地域資源を最大限に活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と資源を補完して支え合うことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考えのことです。

国の第五次環境基本計画（平成 30（2018）年 4 月策定）で提唱されたもので、例として、都市と農山漁村の連携などが挙げられています。

**【長寿命化】**（63P）

老朽化した建物に対して、不具合の修繕や耐久性の向上などを行い、建物機能や性能を引き上げることです。長寿命化を行うことで建物を長く使い続けられるようになるほか、工事費の削減にもつながります。

**【適応策】**（6P）

地球温暖化対策の 1 つで、温暖化によって変化した気候に合わせた社会を作っていくことで、気候変動の影響を最小限にしようとする対策のことです。

今後、地球温暖化対策を進めても、気候変動の影響は避けられないことが予想されているため、大雨・大雪などの自然災害に対応した都市への転換や、気温上昇に伴う熱中症の増加を見据えた注意喚起などを行います。

- は行 -

**【パークアンドライド】**（50P）

自宅から自家用車で最寄りの公共交通機関まで移動し、車を駐車した後、公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのことです。都市部や観光地の渋滞緩和や、車の走行減による排気ガスの削減が期待されています。

**【バイオークス燃料】**（49P）

植物由来の物（木くず・稲わら・お茶葉・コーヒーの搾りかす等）を原料に生成される固形バイオマス燃料のことです。

木質ペレット・チップと比較すると、より小さな容積で大きな発熱量を持っており、高温で安定した燃焼を行えるため、化石燃料の代替品として期待されています。

**【廃棄物の適正処理】**（8P）

生活環境の保全上で支障が生じないように、廃棄物の収集・運搬・処分・再生を行うことや、廃棄物ごとに定められた処理方法・基準を守るなど、廃棄物を適切に処理することです。

**【ハザードマップ】**（56P）

自然災害による被害の軽減や、防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。防災マップ・被害予測図・リスクマップなどと呼ばれているものもあります。

**【フードドライブ】**（62P）

家庭などで余っている食品を、地域の福祉団体やフードバンク等へ持ち寄り、困窮世帯などの食品を必要とされている方に分配する取組のことです。

**【フードバンク】**（62P）

まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人や施設へ届ける社会福祉活動のことです。

**【不法投棄】**（21P）

産業廃棄物・粗大ごみ・家庭ごみなどを、公共の河川・道路や個人の土地などに捨てるなど、法令に違反した処分方法で廃棄物を投棄する犯罪行為のことです。

**【フロン類】**（58P）

フッ素と炭素の化合物である「フルオロカーボン」の総称で、オゾン層破壊に影響が強いとされている「特定フロン（CFC、HCFC）」と、オゾン層への影響は小さいものの温室効果が二酸化炭素の数百倍から1万数千倍高い「代替フロン」があります。

「特定フロン」は生産・消費の全廃が決まっており、「代替フロン」は適切な回収・破壊が必要とされています。

- ま行 -

**【マニフェスト制度】** (63P)

産業廃棄物の収集・運搬、中間処理（無害化・減量化など）、最終処分（埋立処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付することで、委託した内容通りの処理が適正に行われたかを確認するための制度のことです。

- や行 -

**【有害化学物質】** (18P)

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称です。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおれのある物質として、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・化学物質審査規制法・ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえます。

**【有害鳥獣】** (17P)

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のことです。

クマ・シカ・イノシシ・カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害を与えたり、被害を与える恐れがある場合、その対策として捕獲・駆除などが行われます。